第3次佐倉市総合計画

[後期基本計画書]







歴史 自然 文化のまち

佐 倉 市

「はじめに」

第3次佐倉市総合計画(平成13~22年度)の基本構想は、まちの将来都市像「歴史 自然 文化のまち」をテーマとし、「豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち」「個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち」「市民がつくる、活力にみちたまち」をめざしています。

少子・高齢社会への突入、地球規模で深刻化する環境問題、高度情報化時代の到来、経済のグローバル化等、社会・経済情勢の変化は急速に進んでおり、また、人々の価値観は、経済的、物質的な側面だけではなく、文化、福祉、健康、環境に対する考え方、老後や余暇の過ごし方、家庭・家族の関わりなどの社会的、精神的な側面にも多様な変化をみせております。

このような状況にありまして、地方分権時代にふさわしい自立した自治体として機能を発揮するためには、多様な市民のニーズを的確に把握するとともに、その対応策について、民間の経営的な視点を取り入れながら、基本構想の実現に向けた計画的な各種施策を展開していく必要があります。

この度、市の最上位計画である総合計画・後期基本計画(平成18~22年度)を策定いたしました。この計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本方針を実現するための各分野の施策を載せたものとなっています。計画の進行にあたっては、施策ごとの目的や目標を明らかにするとともに、進行管理と評価の仕組みを取り入れ、地方分権時代にふさわしい、効率性と成果を重視した行政運営に心がけてまいります。

市民のみなさまには、基本構想の実現のため、基本計画に掲げる各種施策の 実現にご支援とご協力をお願いいたします。

佐倉市長 渡貫博孝

■基本構想

目 次

	第3次佐倉市総合計画の構成	4
1	佐倉市の概況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 佐倉市の概況	7
	(2) 社会潮流からみた基本課題	8
	(3) 佐倉市の課題	9
2	佐倉市の将来像	10
	(1) 基本構想の目標年度	10
	(2) 基本構想の想定人口	10
	(3) 将来都市像	11
	(4) 土地利用の基本方針	12
3	佐倉市のまちづくり方針	13
	I 「思いやりと希望にみちたまちづくり」〜健康・福祉の充実〜	14
	Ⅱ「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり」	
	~生活環境の向上~	16
	Ⅲ「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり」	
	~文化・学習の推進~	18
	Ⅳ「創造性と活力にみちたまちづくり」~産業経済の振興~	20
	V「多彩なふれあいが広がるまちづくり」~都市基盤の充実~	22
4	基本構想の実現に向けて	24
	(1) 重点的、効率的な行政運営の推進	24
	(2) 市民を主体とするまちづくりの推進	25
	(3) 男女共同参画社会の推進	25

■後期基本計画

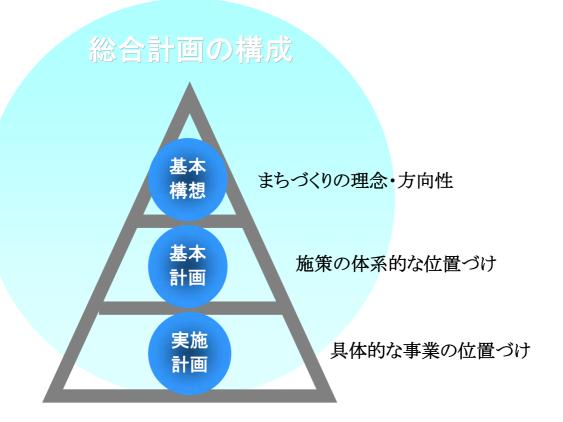
基本計画の	の目的・構成・期間・指標	28
第1章 月	思いやりと希望にみちたまちづくり	
	~ 健康・福祉の充実 ~	
第1節	地域とともにつくる福祉のまちづくり	36
第2節	市民が主役の健やかまちづくり	40
第3節	手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり	43
第4節	高齢者の住みやすいまちづくり	46
第5節	障害をもつ人が安心して暮らせるまちづくり	49
第6節	互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり	53
笛の音 っ	kと緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり	
<i>77 4</i> /	~ 生活環境の向上 ~	
第1節	環境共生が実現するまちづくり	60
第2節	減量・資源化を重視した循環型社会が構築されたまちづくり …	64
第3節	快適な生活環境が創造されるまちづくり	67
	安心して暮らせるまちづくり	70
第3章 势	英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり	
	~ 文化・学習の推進 ~	
第1節	すべての市民の人権を尊重するまちづくり	80
第2節	学校で楽しく安心して学べるまちづくり	84
第3節	みんなで青少年を育てるまちづくり	90
第4節	だれでも楽しく学習できるまちづくり	94
第5節	個性ある文化を創造し、継承するまちづくり	98
第6節	スポーツシーンのあるまちづくり	101

第4章 倉	造性と活力にみちたまちづくり	
	~ 産業経済の振興 ~	
第1節	農業の活性化と農村環境の保全されたまちづくり	108
第2節	商工業の振興による活気あるまちづくり	114
第3節	就業機会の充実したまちづくり	120
第4節	地域の魅力を活かし多くの人びとが訪れるまちづくり	122
第5章 多	多彩なふれあいが広がるまちづくり	
	~ 都市基盤の充実 ~	
第1節	地域の個性を活かした魅力あるまちづくり	130
第2節	生活基盤が充実したまちづくり	133
第3節	災害に強いまちづくり	142
第4節	緑と水を活かしたうるおいのあるまちづくり	145
第6音 3	まちづくりの推進に向けて	
277 O T o	~ 行政の取り組み、市民の参画 ~	
姓 1 6年		150
	成果と効率性を重視した行財政運営の推進	152
第2節	市民協働によるまちづくり	162
第3節	男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり	169
資 料 …		173

第3次佐倉市総合計画の構成

第3次佐倉市総合計画は、佐倉市のまちづくりの最も基本となる総合的な計画として、平成13(2001)年度から平成22(2010)年度までの10年間のまちづくりの方向性を示すものです。

本総合計画は、次の3つの計画から構成されています。



■基本構想(構想期間10年)

総合計画の根本として、将来都市像「歴史 自然 文化のまち」の実現に向けた、まちづくりの方向性を理念的に示すもの。

地方自治法第2条第4項に定められ、策定にあたっては市議会の議決を得ることが必要。

■基本計画(計画期間 5年)

基本構想で示されたまちづくりの方向性を実現していくため、各種施策を体系的に位置づけるもの。

まちづくりの方向性から、具体的な事業を導くための中期計画。

■実施計画(計画期間 5年)

基本計画の施策を具体的に実現するための、5ヶ年事業計画。

各年の予算規模(財政推計)に応じながら、事業の必要性、有効性などを総合的に判断し、5年間で実施する事業を位置づけるもの。

国の動向や市民要望など、社会状況の変化に柔軟に対応するため、実施計画は毎年見直し(毎年ローリング)を実施している。

Ŷ

基本構想

平成13年度(2001年度)~平成22年度(2010年度)

- 1 佐倉市の現況と課題
- 2 佐倉市の将来像
- 3 佐倉市のまちづくり方針
- 4 基本構想の実現に向けて

基本構想の施策体系図

歴 中

豊

な あ が

自 る 9

然

を

引 圏

き が

< 携 に

環

境

لح

調

和 生

し き

た لح

ち

ま暮

6

世

る

ŧ ち

継連

し

た

生 ま

き

個 市 か性民

生く

活る

活

力

4

ち

た

ち

自 然

文 化 \mathcal{O} ま ち

思いやりと希望に みちたまちづくり

~健康・福祉の充実~

- ・生涯を通じた健康づくりの推進
- ・生きがいのある長寿社会づくりの推進
- ・質の高い福祉社会づくりの推進
- ・自立生活のための市民活動の推進

水と緑に囲まれた、 快適で安心して 暮らせるまちづくり

~生活環境の向上~

- ・環境共生の実現
- 循環型社会の構築
- 快適な生活環境の創出
- ・安心して暮らせる生活環境づくり

英知を伝え、 心豊かな明日を

育むまちづくり ~文化・学習の推進~

- 人間尊重社会の推進
- ・次代を担う子どもたちの成長支援
- ・個性ある地域文化の創造
- スポーツ・レクリエーションの振興

創造性と活力に みちたまちづくり

~産業経済の振興~

- ・新しい産業活力の創出
- ・自立性の高いまちづくりの推進
- ・交流と連携による地域活力の創出
- ・産業振興のための基盤整備の推進

多彩なふれあいが 広がるまちづくり

~都市基盤の充実~

- ・活力にみちた生活交流のできる都市づくり
- ・快適居住空間の形成とまちの顔づくり
- ・魅力ある生活空間づくりの推進
- ・高度な生活情報通信の充実

基本構想の実現に向けて

- 重点的、効率的な行政運営の推進
- ・市民を主体とするまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の推進

1 佐倉市の概況と課題

(1) 佐倉市の概況

①位 置

本市は、東京へ30kmから50kmの範囲に位置し、市域のすべてが首都圏50km圏のなかに含まれます。また、県都千葉市に20km、新東京国際空港には15kmの距離にあります。

行政面積は、平成12年3月末現在、103.59km²となっています。

行政界は、東西、南北ともに概ね16kmの広がりがあり、千葉市、八千代市、四街道市、八街市、酒々井町、印旛沼を隔てて印旛村と、6つの市町村と接しています。

②地 形

本市の標高は、1.5 mから47 mで、全体として平坦に近い地形となっています。各地域には、 沼周辺の低地部、斜面緑地、台地等で構成された特徴ある地形も見受けられます。

③沿 革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利のよさと、比較的温暖な気候に恵まれています。このため、早くから人々が定着していたことを示す遺跡が多く分布しています。

鎌倉・室町時代には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、千葉氏一族の原 氏が市域のほぼ全域を支配していました。

西暦1590年以降は徳川家康の支配するところとなり、家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、城下町としての機能も整備されました。佐倉新町を中心とした地域では商工業が発達し、また、街道筋の臼井や馬渡は宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、日本の教育の先駆者である西村茂樹や津田梅子、佐藤志津など、数多くの人材が佐倉から輩出されました。また、東京鎮台の佐倉分管が佐倉城跡に置かれたことから、佐倉は連隊の街としても大いに賑わいをみせました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生し、その後旭村及び四街道町(当時)の一部が編入され、今日にいたっています。

4)現 況

本市は、昭和29年に市制を施行して以来46年を経ています。市域は現在でも旧町村界により大きく7地区に分かれております。なお、これらの地区における人々の暮らしのつながりは現在でも保たれているとともに、地理的条件や生活圏の特性などにより、概ね3~4地区に分けられる分散型の都市形態を呈しています。

城下町としての歴史を持つ佐倉地区は、かつてから行政の中心として発展し、現在も国・県・市の行政施設が集まり、市の中心的役割を果たしています。

市の西部に位置する、志津、臼井、千代田地区は都市化による進展が著しく、宅地開発に伴う人口増加、さらには商業などにおいてめざましい発展を見せています。

また、南部に位置する、根郷、和田、弥富地区は、森林や谷津田などの豊かな自然環境に恵まれており、本市を代表する農業地域になっています。同時に、県内有数の内陸工業団地が展開され、 先端産業や製造業など多岐にわたる産業の振興が図られています。

(2) 社会潮流からみた基本課題

21世紀の初頭を迎えた現在、社会環境が大きく変化しつつあります。

このため、新たな社会潮流がもたらす多様な課題に関する認識を深めるとともに、常に、大きな視野から、地域の個別的な問題にどう取り組んでいくべきかを考えていく必要があります。

21世紀初頭の社会潮流

 少子・高齢
 環境調和型
 地方分権
 国際化
 高度情報通信

 社会の進展
 社会の進展
 社会の進展
 社会の進展

●少子・高齢社会の進展

我が国は、世界に類をみない急速な高齢化が進んでいます。また、小子化の進展と相まって、総 人口が減少に転じていくなど、少子・高齢社会が本格化するものと見込まれます。

このため、高齢者が安心して暮らすことができ、また、市民のだれもが自由に、それぞれの生き 方を選択することができるよう、真に豊かな社会を築いていくことが求められています。

特に、高齢者の知恵や能力を活かす視点が大切になることから、高齢者の就労機会の増大や、地域活動への参加の促進が必要となっています。また、介護サービスの充実はもとより、要介護の高齢者を増やさない取り組みが必要とされます。さらに、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進めていくことが必要とされます。

●環境調和型社会の進展

経済の豊かさと生活水準の向上を支えた従来の社会構造は、多くの深刻な環境問題をもたらしています。このため、人々の環境への関心が高まり、地球環境の保全と資源の有効活用が最優先課題である、という認識が浸透してきました。

社会の持続的成長を確保するには、限られた資源を繰り返し利用する仕組みや、環境負荷に配慮した暮らし方の確立、また、これらを実現する技術の開発など、いろいろな取り組みを継続的に行っていく必要があります。

このため、一人ひとりが身近な暮らしの中で、自然環境の保全を図りながら、地球環境と調和する生活を絶え間なく実践していく意識と行動が求められています。

●地方分権社会の進展

全国一律の基準や考え方により、画一的に行われてきた地域行政は、今後は、地域固有の課題に対して個別対応するなど、きめ細かな行政へと転換していくことが求められています。

このため、地域の自主性、主体性を重視した行政運営が展開できるよう、権限委譲の受け皿づくりなど、地方分権に積極的に対応していく必要があります。

また、個性豊かで魅力にみちた地域づくりは、多様な市民活動をその中心とすべきことから、市民参加という視点をさらに一歩進め、真に市民主体のまちづくりを積極的に推進していくことが大切になります。

●国際化社会の進展

今日、社会経済活動は地域や国境を越え、世界的なつながりをますます強めています。

このため、スポーツや文化等による国際交流を通じて、個性豊かな地域文化づくりを促進する一方で、外国人も暮らしやすいまちづくりや、海外からの帰国者が安心して暮らせるまちづくりをめざしていく必要があります。

同時に、外国人とのふれあいを通じて、国際的な視野の中で自らのまちを考える、という国際性を育む取り組みも重要になります。

●高度情報通信社会の進展

情報通信ネットワークを基盤とする新しい社会の仕組みが、次々に創造されています。このため、今後とも、地域の暮らしをはじめ、産業、経済、行政など多様な分野で、ネットワークを中心とした新たなコミュニケーション社会が進展していくものと見込まれます。また、これにともない、情報格差が拡大していくことも考えられます。

このため、市民、事業者、行政の区別を問わずだれもが、情報ネットワーク型社会への変化に的確に対応できる環境の整備が求められています。

(3) 佐倉市の課題

本市の新しいまちづくりに向け、市民、事業者、行政が、様々な活動を通じて、創意と工夫を 積み重ねながら、次のような課題に対して、柔軟かつ継続的に取り組んでいくことが求められて います。

本市の特色である印旛沼や豊かな緑など、恵まれた自然環境の保全や回復に努めるとともに、市民一人ひとりが、地球環境に配慮した暮らしを実践していく必要があります。

また、少子・高齢化の進展に向け、生活・福祉の充実、健康・生きがいづくりを推進し、市民だれもが、安心して、自立した生活を営むとともに、多様な社会参加を通じて、生涯にわたり生き生きと暮らしていけるまちづくりを推進する必要があります。

さらに、歴史・文化・伝統などの郷土資源を活かすとともに、生活空間の個性や魅力を高めながら、新たな文化を創造する市民活動を促進する必要があります。また、活力ある新たな地域経済基盤の育成など、活気と創意にみちたまちづくりを推進する必要があります。

口佐倉市の主な課題

- ●豊かな水や緑など恵まれた自然環境の保全
- ●地球環境に配慮した暮らしの推進
- ●少子・高齢化に対応した社会づくり
- ●福祉・医療・教育・学習活動等の充実
- ●「歴史・伝統のあるまち」の継承
- ●魅力ある生活環境づくり
- ●活力ある地域経済基盤の創造
- ●生活基盤の整備・充実
- ●地域の顔づくりの促進
- ●地方分権(自主・自立)の推進

2 佐倉市の将来像

(1) 基本構想の目標年度

平成22年度(西暦2010年度) 基本構想の目標年度 :

(2)基本構想の想定人口

基本構想の目標年度における人口: 17万6千人

これは、過去の人口推移、首都圏における本市の立地条件及び今後の宅地開発の見 込みなどの諸条件を考慮し、現在の住民基本台帳による人口規模を基にしながら、趨 勢的に人口が推移するものとして想定したときの将来人口規模です。

ただし、長期的にみると、本基本構想の目標年度が経過した後には、本市の人口は 次第に減少していくものと予想されます。

なお、本基本構想策定時には、基本構想の目標年度における人口を21万人と設定 していましたが、その後の人口動態を勘案し、後期基本計画の策定を機に見直しを行 いました。

(3) 将来都市像

歴史 自然 文化のまち

(市民公募)

豊かな自然や歴史・文化に育まれてきた佐倉市は、21世紀初頭における社会経済の 著しい変化に対応しながら、佐倉らしさを大切にします。また、都市としての自立性を 高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、生き生きと暮らせる活力にみちたまちを めざします。

豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち

水と緑に恵まれた佐倉市は、環境に配慮した循環型社会の構築や省資源、省エネ ルギー型の経済活動、消費行動を実践し、豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、 自然災害に強いまちづくりを進めるなど、環境と調和したまちをめざします。

● 個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち

地域性にあふれたいくつかの生活圏を抱える佐倉市は、それぞれの個性を生かし ながら魅力的な地域に発展させるとともに、都市基盤整備、情報ネットワークの構 築などにより地域間の連携を深め、利便性の高い、だれもが生き生きと暮らせるま ちをめざします。

● 市民がつくる、活力にみちたまち

豊かな自然風土、歴史や文化などを有する佐倉市では、それら地域資源を活用し た生涯学習や環境保全活動、また経済活動などの一層の活性化を図り、市民活動の 場として、自立性の高いまちづくりを進めます。さらに、人が暮らしやすいまちづ くりの構築を図るなど、市民が支え合いながら一人ひとりが安心して心豊かに暮ら せる、活力にみちたまちをめざします。

(4) 土地利用の基本方針

本市の土地利用は、都市的利用を進める「市街化区域」と、開発を抑制し、自然的土地利用を図る「市街化調整区域」に大別して進められています。

現在、市街化区域の占める割合は、全体の約23%であり、このことからも本市は、自然環境と調和を図りながら土地利用を進めてきたものといえます。

今後においても、これまでの土地利用を基本とするとともに、それぞれの区域については 次のような考え方により、環境と調和した秩序ある土地利用を進めます。

市街化区域の土地利用

個性豊かな都市機能や都市施設の整備・充実を図り、利便性の向上など快適な都市空間づくりのための土地利用を進め、にぎわいと活力のある地域の拠点づくりをめざします。

また、緑地の保全並びに整備、まちの景観への配慮など、都市としての良好な市街地環境を保ち、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

市街化調整区域の土地利用

本市の貴重な資源である、豊かな自然環境を保全するとともに、これらを活用した市民の活動や産業の振興など、地域の活力の場として展開していきます。

また、本区域において、市街地を形成する場合は、環境に十分に配慮しながら秩序ある土地利用を図っていきます。

佐倉市のまちづくり方針 3

本市のまちづくりの基本方針は、次の5つの柱から構成されています。

まちづくりの基本方針

Ι

「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ~健康・福祉の充実~

П

「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり」 ~生活環境の向上~

Ш

「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり」 ~文化・学習の推進~

IV

「創造性と活力にみちたまちづくり」 ~産業経済の振興~

V

「多彩なふれあいが広がるまちづくり」 ~都市基盤の充実~

Ι 「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ~健康・福祉の充実~

高齢社会の到来や少子化の進行などにより、地域ぐるみの福祉をより一層充実さ せていくことが求められています。

高齢者、障害者、子どもを含めたすべての市民が、互いに尊重しながら、心のふ れあいや人々が支え合う地域社会づくりを進めます。

だれもが住み慣れた地域の中で安心して、生き生きとした生活を送ることができ るよう、保健・福祉・医療の充実、連携を推進するとともに、男女が平等に社会参 画し、市民が生涯を通じて健康で、心豊かに生きがいを持って社会参加できるよう な環境の確立をめざします。

まちづくりの方向

- ●生涯を通じた健康づくりの推進
- ●生きがいのある長寿社会づくりの推進
- ●質の高い福祉社会づくりの推進
- ●自立生活のための市民活動の推進

牛涯を通じた健康づくりの推進

自立した生涯を送るために、健康でありたいという意識が高まっています。また、市民一人ひ とりが「自らの健康は自らつくる」という考えを持ち、健康づくりに取り組むことが期待されて います。

このため、市民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健康の維持、増進のための意識啓 発、生涯スポーツの推進、保健事業や医療機関の充実などあらゆる側面で連携しながら、市民の 生涯を通じた健康づくりのための支援や基盤整備を推進します。

生きがいのある長寿社会づくりの推進

市民が安心して暮らせる希望にみちた長寿社会を実現するためには、一人ひとりを大切にする 福祉社会づくりが必要であり、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる体制づくりを進めること が重要になります。

また、充実した生涯を送るためには、生きがいを持つことが必要です。その実現のために、保 健・福祉・医療の充実にとどまらず、生涯学習環境の充実や高齢者の就労支援などを通じて、社 会参加の機会を拡充し、生きがいづくりの支援を推進していきます。

質の高い福祉社会づくりの推進

少子・高齢社会を迎え、質の高い福祉社会づくりをめざすためには、高齢者、障害者、子ども などすべての人にやさしい生活空間づくりをはじめ、すべての市民が平等に社会参加できる環境 の整備に努めるとともに、質の高い介護や福祉サービスが受けられる体制づくりを推進すること が重要になります。

このため、家族や地域が支え合う福祉基盤の整備を進めます。

また、男女共同参加社会づくりの視点から、介護や育児を抱える男女が、共に仕事などの社会 参加と家族に対する責任を両立させながら、自己実現ができるように、社会全体で子育てや介護 を支援できるまちづくりを推進します。

自立生活のための市民活動の推進

福祉サービスにおける受益と負担のあり方についての見直しが重ねられている中で、ボラン ティア活動など、自主的な市民団体の活動が重要視されてきています。

これらの活動は、市民が自らの責任において主体的な活動を行うことにより、家庭や地域を支 え合う仕組みを担うことから、行政としても、その支援を積極的に推進します。

${\rm I\hspace{-.1em}I}$ 「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり」 ~生活環境の向上~

印旛沼や谷津田に代表されるような自然環境の保全や、適切な処理が求められる ごみ対策などの従来の環境問題に加え、災害に強いまち、犯罪のないまちといった、 安心して暮らせるための環境整備も生活環境の問題としてとらえ、快適な環境の確 保を総合的に推進します。

特に、自然環境が人間の内面に働きかける癒し効果も快適環境の重要な要素であ るとの認識に立ち、環境負荷の低減を図りながら、都市の利便性や安全性を確保し ていくことが必要です。

このため、本市の特色である「豊かな水と緑」との共生を中心にしながら、快適 で安心して暮らせるための生活関連施設の整備や情報提供、環境教育などの施策 を、市民や企業と連携を図り総合的に推進し、自然環境に配慮した快適な生活環境 づくりを推進します。

まちづくりの方向

- ●環境共生の実現
- ●循環型社会の構築
- ●快適な生活環境の創出
- ●安心して暮らせる生活環境づくり

環境共生の実現

本市の自然環境は、水や緑が豊富であるばかりでなく、そこに繰り広げられている生態系も豊 かであり、これらは首都圏における貴重な自然資源といえます。

これらの豊かな自然環境は、古来より人びとの生活と密接な関係を持ちながら健全に保全され てきましたが、都市化の進展とともに次第に減少してきています。

本市では引き続き、このような貴重な自然環境との共生をめざし、市民の暮らしと自然のかか わりを大切にしながら、本市の原風景ともいえる印旛沼や谷津田、斜面林などを中心とした豊か な自然環境の保全を、市民の参画を得ながら積極的に推進していきます。

循環型社会の構築

地球環境に対する負荷は、人間生活のあらゆる活動から発生しており、その低減を図ることが 重要視される中、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを考え、身近なところから実践することが 求められています。

このため本市では、エネルギーや、水などあらゆる物質が有限であることを認識し、その有効 活用や再利用を推進していきます。

特に、市民生活と密接に関係しているごみや排水については、極力排出を抑制していくことを 基本とし、また排出されたものについては、ごみとしてではなく再利用できる資源としてとらえ るものとし、再使用、再生利用を一層推進していきます。

快適な生活環境の創出

市民生活の場においては、事業活動にともない発生している環境問題のほか、市民生活に起因 する環境問題も数多く発生しており、快適環境を創出するうえで、それらの未然防止も大きな課 題になっています。

このため、市内のどの地域においても衛生的な都市生活が営まれるよう、市民生活がもたらす ごみやし尿を適正に処理するための施策や施設の拡充を図るとともに、市民、企業の主体的な参 加による周辺環境の美化や公害の未然防止対策を推進していきます。

特に、生活排水対策については、本県の貴重な水瓶である印旛沼の水質が汚濁していることか ら、その主要因となっている生活排水について、先進的な取組みの推進を図るとともに、流域市 町村と連携して下水道整備の一層の推進を図っていきます。

安心して暮らせる生活環境づくり

市民が、安心して健康に暮らせる生活環境を確保するため、交通安全対策、防犯対策、防災対 策等に加え、非常時の医療体制の拡充など、安心・安全に暮らせるための施策の展開を図ります。 特に、防災をはじめとする危機意識の高まりに対応して、都市の危機管理能力の向上が重要に なっています。災害など非常時に備え、安全な都市基盤整備を推進するとともに、市民が互いに 支え合う仕組みとしての地域防災組織などを側面から支援します。

また、市民が日常生活のいろいろな場面で直面する消費者問題などは、情報量が少ないこと、 専門的な相談の場が少ないことに起因する場合が多いといえます。

このため、市民が自己責任において的確に判断できるよう、情報提供、相談業務などの充実を 図ります。

${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり」 ~文化・学習の推進~

文化が人を育み、また、人が文化を創るという視点に立ち、本市の恵まれた自然 や歴史など地域の資源を積極的に活用しながら、心豊かでうるおいにみちた市民生 活の実現をめざしていきます。

このためには、地域全体で子どもたちがすこやかに成長できる環境を整備すると ともに、市民の学習に対する様々な要望に的確に応え、市民自らが地域に根ざした 健康で個性豊かな生活を創造していくことが必要となります。

家庭、地域、学校、行政などが相互に連携を図りつつ、市民の生涯にわたる多様 な文化・学習活動に対して幅広い支援を推進します。

まちづくりの方向

- ●人間尊重社会の推進
- ●次代を担う子どもたちの成長支援
- ●個性ある地域文化の創造
- ●スポーツ・レクリエーションの振興

人間尊重社会の推進

人はだれもが、人として幸福に生きる権利を持っています。しかし、いまだに社会の中には、 それらの権利を浸す差別や偏見が少なからず残っています。

差別や国籍などの違いにかかわりなく、互いの考え方や文化を尊重するとともに、多様化した それぞれの価値観や生き方を認め合うことが必要です。

このため、市民だれもが、人間同士の対等なつき合いができるよう人権意識を定着させ、一人ひとりが一個の人間として尊重される平和な社会づくりを推進します。

次代を担う子どもたちの成長支援

核家族化や少子化の進展とともに、子育てをめぐる環境も大きく変化してきています。

子どもがすこやかに成長するためには、家庭、地域、学校や行政などが連携し、それぞれが担うべき役割を的確に果たすことが必要となります。

このため、世代間の交流や家族・友人とのふれあい、創造的でゆとりのある学校教育を通じて、 地域全体で子育てを支援する環境を整備することにより、子どもたちの個性を伸ばし、創造性や 人間性にあふれた豊かな未来を育んでいきます。

個性ある地域文化の創造

先人たちにより育まれ、引き継がれてきた佐倉の歴史や文化は、市民の貴重な財産であり、これらの積極的な保存と活用を図っていく必要があります。

これら豊かな地域文化を受け継ぎながら、地域に根ざした個性あふれる生活を築き、市民の手による新たな「佐倉文化」の創造を図っていくため、市民生活にゆとりや豊かさをそえる芸術文化活動の振興や、いつでも、どこでも、だれでもが、自発的な学習活動を行えるような様々な支援を推進していきます。

スポーツ・レクリエーションの振興

余暇時間の増大や健康志向が定着する中で、市民のスポーツ・レクリエーションに対する関心 も高まり、また、スポーツ観戦などの楽しみも広がってきています。

同時に、これらの目的は、健康の維持・増進や競技力の向上、あるいは趣味や生きがいとして 楽しむなど多岐にわたっています。

このため、市民の多様な要望に応えながら、子どもから高齢者までだれもが、健やかに明るい生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動をいろいろな側面から幅広く支援していきます。

IV 「創造性と活力にみちたまちづくり」 ~産業経済の振興~

産業経済を取り巻く環境が著しく変化する中で、農林水産業・商業・工業のそれ ぞれの分野で進む産業経済構造の転換を見すえながら、企業・事業者・生産者・市 民、そして行政が新たな関わりを持つ仕組みを構築するなど、新しい産業活動の基 盤整備を進める必要があります。

このため、既存産業の振興に加え、新しい産業振興区域の形成により情報関連産 業などの振興を図るとともに、既存の産業集積の有効活用や都市基盤整備を推進 し、地域の産業経済の個性化と活性化を図りながら、都市の自立性を高めます。

また、本市の地域特性を最大限に活かしながら、市民相互や、他の地域の人々と の交流、さらに関連する産業との連携を推進することにより、観光産業などの振興 に努めます。

まちづくりの方向

- ●新しい産業活力の創出
- ●自立性の高いまちづくりの推進
- ●交流と連携による地域活力の創出
- ●産業振興のための基盤整備の推進

新しい産業活力の創出

都市に新しい活力を吹き込むため、既存産業の振興に加え、情報関連企業などの先端型企業の 立地、商業・業務機能の集積などを積極的に進める新しい産業振興区域を形成し、産業構造の転 換に対応したまちづくりを進めます。

また、地域活力を高めていくために、企業・事業者・生産者・市民・行政の連携により、生産・ 流通・消費のあらゆる分野にわたり、創造性と効率性を備えた産業活動が展開できる新しい産業 振興の環境を整えます。

さらに、交流の時代を迎えた今日、まちづくりを進めていくうえで観光が果たす役割が増大し ていることから、本市の地域資源を磨き上げることにより観光産業を振興し、地域産業全体の活 性化を図ります。

自主性の高いまちづくりの推進

首都圏の住宅都市として発展・成長してきた本市が今後、さらに都市としての成長・活性化を 実現していくためには、自立性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

このため、産業の広域的・世界的な展開や男女共同参画社会の進展などによる就業構造の転換 に対応しながら、雇用者・被雇用者それぞれの要望が地域の中で満たされる就業環境の整備を支 援します。

また、農業などあらゆる産業活動において多様な雇用の場を確保していくとこができる条件整 備を支援します。さらに、地域内における消費の拡大、多様な買物需要の地域内での充足などを 図ることにより、農業や商業など自立性の高い地域の産業経済の振興を推進します。

交流と連携による地域活力の創出

産業構造が大きく変化する中で、地域の産業振興を推進するためには、すでに多方面な活動を 行っている、企業・事業者・生産者・市民それぞれに蓄積された知識や技術、また情報や産業資 源などを最大限に活用した地域間交流、地域連携を推進する必要があります。

このため、農林水産業・商業・工業などのあらゆる産業間や、企業・事業者・生産者・市民・ 行政の連携を深めていきます。さらに市内外への情報発信力を強化して、新たな産業振興の仕組 みを確立し、地域間交流や広域連携を活発なものにしていきます。

産業振興のための基盤整備の推進

既存の産業集積を有効に活用するとともに、新たな産業の振興を図っていくため、これらを結 ぶ道路や情報ネットワークなどの都市基盤整備の推進に努めます。

また、本市の恵まれた自然・文化・歴史を産業経済振興に結びつけることにより、地域特性を 最大限に活かした、活力ある地域産業の振興を図ります。

\mathbf{V} 「多彩なふれあいが広がるまちづくり」 ~都市基盤の充実~

人々の価値観の多様化や生活様式・社会構造の変化にともない、これまでの機能性 や効率性を重視した整備に加え、地球環境に配慮した環境共生型のまちづくりや、災 害に強いまちづくりが重要になっています。

また、これからは、バリアフリー社会の構築はもとより、すべての人が暮らしや すい、ふれあいのまちづくりの考え方が必要になります。

このため、市民、地域、企業、行政などが、様々な機会を通じて交流や連携を図 り、佐倉らしさを活かした個性豊かな地域の発展をめざして、ゆとりとうるおいにみ ちた活気あるまちを創造します。

特に、自然と調和した計画的な市街地整備やそれらを結ぶ交通網・情報通信網など の充実、さらには生活道路の整備を図り、安全で快適な質の高い都市基盤の構築に努 めます。

まちづくりの方向

- ●活力にみちた生活交流のできる都市づくり
- ●快適居住空間の形成とまちの顔づくり
- ●魅力ある生活空間づくりの推進
- ●高度な生活情報通信の充実

活力にみちた生活交流のできる都市づくり

市民が主体となるまちづくりを進めていく中で、地域の持つ特性を活かした風格あるまちを育 成するとともに、暮らしに結びつきの強い生活・文化・教育など多彩な分野における交流を積極 的に推進することが重要になります。

また、生活圏として分散立地している市街地や地域拠点、あるいは広域圏などを結ぶ総合的な 交通体系や情報網の整備に努めるとともに、個性と活力にみちた市域の一体的な発展を導くため、 周辺自治体と連携した生活交流のできる都市づくりを推進していきます。

快適居住空間の形成とまちの顔づくり

多様化する市民の生活に対応するため、利便性や快適性を備えた生活都市づくりを図るととも に、災害に強い居住空間の形成を図るため、生活道路の改善やライフラインの充実、防災機能の 向上などの基盤整備を推進します。

また、生活基盤を豊かなものとするため、民間活力などを積極的に受け入れ、計画的な市街地 整備や地域整備を促すとともに、駅周辺など、地域の特徴ある拠点整備に努めて、魅力あるまち の顔づくりを推進していきます。

魅力ある生活空間づくりの推進

印旛沼や河川、さらにはその周辺に広がる豊かな緑や水辺、佐倉城址に代表される格調ある文 化遺産は、魅力ある生活空間づくりのための本市の貴重な資源といえます。

これらの保全と健全な活用を図るため、市民や企業と一体となった公園や緑地などの整備とと もに、質の高い都市景観の創出に努め、市民がふれあい、憩える、魅力的な生活空間の形成を推 進していきます。

高度な生活情報通信の充実

生活を取り巻く、先端技術の革新や情報通信ネットワーク整備の進展には、著しいものがあり ます。

このため、高度情報化の推進を生活の利便性や安全性の向上に活用できるように、情報通信基 盤の整備を促進するとともに、それらを的確に運用できる情報通信サービス機能の確立を図って

また、このような情報通信基盤などを活用して、地域情報・広域情報、防災情報など、生活関 連情報の充実に努めていきます。

4 基本構想の実現に向けて

この基本構想を推進していくためには、行政の努力はもとより、市民の参画と協力が 必要になります。

本市は、まちづくりの主体である市民と地域運営の責任を担う行政が、それぞれの役割を果たしながら、構想実現に向け、次のような点について、積極的に取り組んでいきます。

(1) 重点的、効率的な行政運営の推進

地方分権が進展することにより、地方行政の自治能力が問われる時代を迎え、行財政改革の取り組みがますます重要となります。また、社会構造の大きな変化に対応して、行政のあり方を見直していく必要があります。

このため、厳しい財政事情の中で、複雑・多様化する市民の要望に応えられるよう行政サービスの質的向上を図るため、地方分権に対応した行財政の仕組みの確立に努め、重点的、効率的な行政運営を推進します。

◇行政改革の推進◇

地方分権による権限委譲事務をはじめ、新たな行政需要に迅速かつ適切に対応することにより、 きめ細かく質の高い行政運営を進めていきます。そのために、事務事業の改善、事務処理の合理 化、計画的で市民の利便性や行政の効率性を考慮した行政施設の整備や適正な人材配置などを行います。

さらに、時代の要請に見合った組織に見直し、部門間の調整機能を強化するとともに、職員の 意識改革に努め、政策形成能力ならびに専門性の向上を図ります。また、民間活力も積極的に活 用することとし、既存の資源を有効に活かして最小の経費で最大の効果が得られる行政運営を推 進します。

◇健全な財政運営◇

税収など財源の確保に積極的に努め、安定的な財政基盤の確立を図ります。

また、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の総合的な評価を行い、施策事業の将来の負担に留意しながら、必要性及び優先度を考慮した事業選択をし、健全な財政運営に努めます。

◇広域的な視点によるまちづくりの推進◇

市民の生活圏の拡大及び広域行政の進展にともない、広域化する行政需要へ適切に対応します。このため、本市は周辺自治体と連携、交流を深め、これからの各自治体の特性を考慮した機能分担が必要とされる社会において、広域生活圏の構築のために積極的な役割を担い、広域交流の中心にふさわしいまちづくりに努めます。

◇市民に開かれたシステムの確立◇

市民自ら考え、決定し、行動していく市民主体のまちづくりを実現するため、市政情報の提供・ 公開に努め、行政の透明性を高めていきます。また、計画段階から市民が参画できる機会の拡充 を図るため、市民参加の手法の確立をめざします。

さらに、ボランティアなどによる市民活動もますます重要となってきます。これらの活動を育 成・支援するための体制を整備するなど、市民と行政の役割分担を認識しながら、市民と行政が 互いに協働してまちづくりを進めていきます。

(2) 市民を主体とするまちづくりの推進

社会情勢の著しい変化にともない、市民の要望も多様化しており、そのすべてには行政が対応 することが困難になってきています。

このため、広報・広聴活動を充実させることにより、市民と行政との信頼関係を築き、市民自 らの責任において地域の進むべき方向を決定していくことが必要になってきています。

本市では、福祉や環境など様々な自発的な市民活動が行われており、まちづくりへの関心が高 まっています。今後とも、まちづくりへの市民参加を促進するため、市民が協力して活動を広げ ていけるような環境づくりに努め、市民主体によるまちづくりを積極的に推進していきます。

(3) 男女共同参画社会の推進

男女平等の原則に基づき、男女が互いの人権を尊重しながら、自らの意思によってあらゆる分 野に参画できる社会の実現をめざしていく必要があります。

また、固定的な性別による役割分担の意識などに基づく制度や慣習について見直しを進めるこ とが重要になっています。

このため、政策立案などにおける女性の参画の推進や、だれもが家庭生活と他の活動とを両立 することができる環境づくりに努めます。



後期基本計画

平成18年度(2006年度)~平成22年度(2010年度)

後期基本計画

- 第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり
- 第2章 水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり
- 第3章 英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり
- 第4章 創造性と活力にみちたまちづくり
- 第5章 多彩なふれあいが広がるまちづくり
- 第6章 まちづくりの推進に向けて

基本計画の目的・構成・期間・指標

1 基本計画の目的

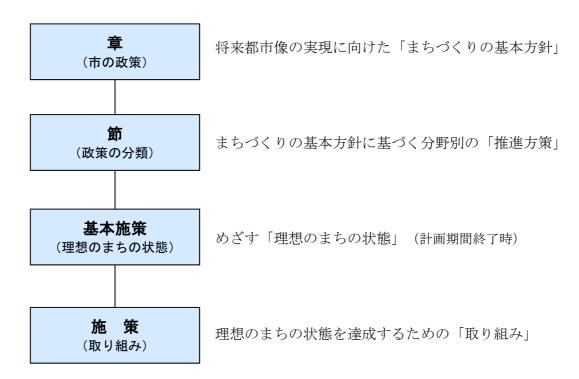
基本計画は、基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営 を総合的かつ計画的に進めていくことを目的としています。

本基本計画は、第3次佐倉市総合計画の前期基本計画(平成13年度~17年度)の後計画 として位置づけられるものであり、「後期基本計画」と呼びます。

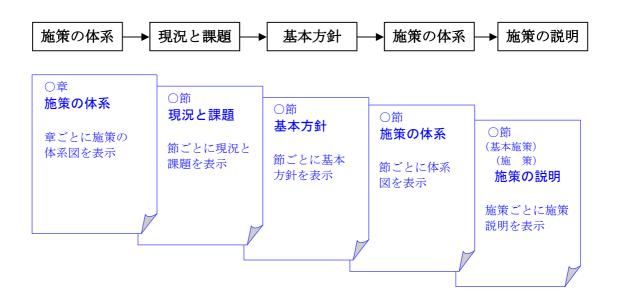
第3次佐倉市総合計画	基	本	構	想
前期基本計画	後期基本計画		計画	

2 基本計画の構成

基本計画は、基本構想の5つのまちづくりの基本方針と、その実現に向けての行政運営 方針の6つの分野ごとに、体系的に構成されています。



○本書の構成は、章・節ごとに次のようになっています。



3 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、平成18年度(2006年度)を初年度とする平成22年度(2010年度)までの5年間とします。

4 基本計画の指標

(1) 総人口

佐倉市の総人口は、かつてのような大幅な人口増加は見られないものの、本計画期間終了時においては、微増の概ね17万6千人になるものと予測されます。

(2)世帯数

佐倉市の世帯数は、総人口の増加に比べて、わずかに増加の傾向が高まるものの、 本計画終了時には、総人口と同様に微増となるものと予測されます。

(3) 年齢構成

佐倉市の年齢構成は、引き続き少子高齢化の進展などの影響を受け、年齢構成別には、次のように変化していくものと見込まれます。

①年少人口(0~14歳)

我が国全体として少子化が進む中において、佐倉市の年少人口は、わずかずつではありますが、減少していくものと見込まれます。

②生産年齢人口(15~64歳)

佐倉市の生産年齢人口は、総人口が微増となる反面、高齢化の進展により、減少 していくものと見込まれます。

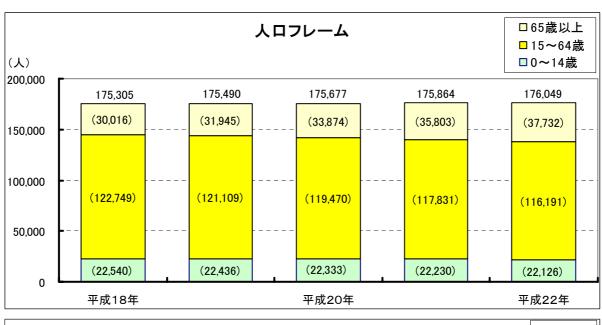
③老年人口(65歳~)

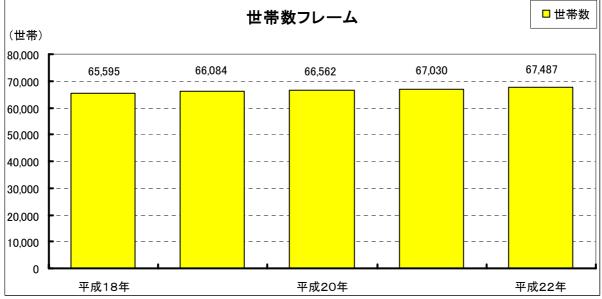
佐倉市の老年人口は、高齢化の進展により、引き続き増加していくものと見込まれます。

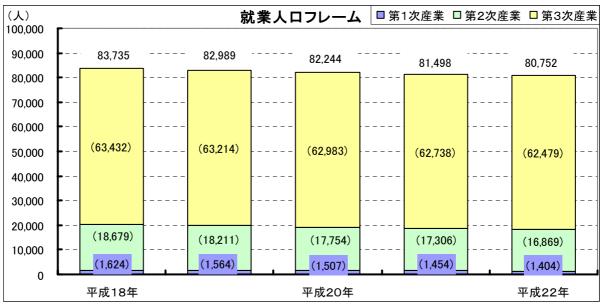
(4) 就業者

佐倉市の就業人口は、生産年齢人口の減少とともに減少していくものと予測されますが、今後の景気の状況や高齢者の就業など、増減が生じる要素もあります。

産業別に占める割合は、第3次産業がわずかに増加し、第1次産業・第2次産業は わずかに減少していくものと予測されますが、就業者数については、割合が増加す る第3次産業就業者数も減少していくものと見込まれます。















第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

~健康・福祉の充実~

第1章

思いやりと希望にみちたまちづくり ~ 健康・福祉の充実 ~

第1節 地域とともにつくる福祉のまちづくり

第2節 市民が主役の健やかまちづくり

(1) 市民自らが健康づくりを行うまちにします。
 ① 『健康さくら21』に基づいた普及啓発・推進行動を実施します。
 ② 『健康さくら21』の適正な進行管理と評価を行います。
 ③ 健診や予防接種等の保健サービスについて見直しを行います。
 ① 妊娠・出産・育児の各時期にわたる親子の健康づくりを支援します。
 ② 予防接種率向上に努めます。
 ③ 感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

第3節 手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり

第4節 高齢者の住みやすいまちづくり

 (1) 高齢者が安心して暮らせるまちにします。
 ① 総合的な高齢化対策を推進します。

 5にします。
 ② 在宅介護の支援を推進します。

 3 在宅福祉サービスの充実に努めます。
 ④ 民間福祉施設の整備を支援します。

 (2) 高齢者が生きがいを感じられるまちにします。
 ① 高齢者の生涯学習活動を推進します。

 ② 高齢者の就労機会の確保に努めます。
 ③ 高齢者の地域活動への参加を促進させます。

 ④ 高齢者のふれあい・交流の機会を提供します。

第5節 障害をもつ人が安心して暮らせるまちづくり

(1)	障害をもつ人が社会参加でき —— るまちにします。	① 障害に対する正しい理解と意識の向上を図ります。 ② 障害をもつ人が参加できる文化・芸術・スポーツ活動を支援します。 ③ 障害をもつ人が社会参加するための知識・情報を提供します。
(2)	障害をもつ人の日常生活の自 立を支援するまちにします。	① 在宅福祉サービスの充実に努めます。 ② 施設利用サービスの充実に努めます。 ③ 障害をもつ人の外出やコミュニケーションを支援します。 ④ 障害の早期療育支援に努めます。 ⑤ 障害に係る相談体制の充実に努めます。 ⑥ 障害に係る経済的負担の軽減に努めます。 ⑦ 障害をもつ人の就労支援に努めます。

第6節 互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

(1)	地域の救急医療体制が充実し たまちにします。	① 関係機関との連携により地域医療体制の充実に努めます。 ② 市民ニーズに対応した救急医療体制を整備します。
(2)	介護保険サービスの質の高い まちにします。	① 適正な介護保険サービスを推進します。② 介護保険の情報提供の充実に努めます。③ 介護保険制度の安定運営に努めます。④ 介護予防を推進します。
(3)	適正に国民健康保険・国民年 金制度を運用するまちにします。	国民健康保険制度の適正な運用に努めます。 ② 老人保健制度の適正な運用に努めます。 ③ 国民年金制度の適正な運用に努めます。
(4)	生活困窮者の救済を行うまち にします。	① 生活保護制度の適正な運用に努めます。 ② 生活保護の自立支援に関する相談・指導体制の充実に努めます。

地域とともにつくる福祉のまちづくり 第1節

現況と課題

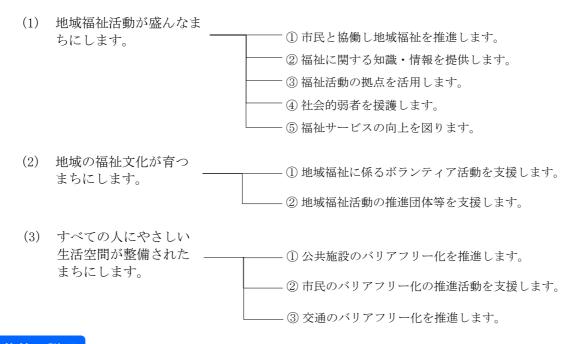
- ・少子高齢化、核家族化など家族形態の変化、規範意識の低下等により、家庭や地域の支え あいの力が弱くなってきており、子育て家庭の孤立化、児童への虐待など子育てに係わる諸 問題、配偶者等からの暴力、在宅介護によるストレス、独居老人の暮らしなどの高齢者に関 わる諸問題など、様々な福祉問題が顕在化してきています。また、高齢者、障害者を含むす べての人が安全で快適な社会生活が送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバ リアフリー化を効果的かつ総合的に推進していくことが重要となっています。
- ・国や県からの福祉施策の権限委譲が進み、地域住民に一番身近な市町村で、計画的に保健 福祉サービスを提供するようになってきています。
- ・近年、ボランティア活動やNPO法人による子育て支援やひとり暮らし高齢者の生活支援 などが活発になってきています。

基本方針

- ・地域の中で支えを必要としている人たちが、安心して、自立した生活を送ることができる ようにすることを目的とし、地域住民が相互扶助の精神により助け合い・支え合いの福祉の 推進をめざして、よりよい地域福祉の実現に取り組んでいきます。社会福祉法で位置づけら れている地域福祉計画を策定し、計画の進捗を適切に管理していきます。
- ・市民が自発的に地域福祉活動に参加する仕組みづくりを整備していきます。また、それら に携わる団体等との連携を強化するとともに、地域福祉活動を支援します。
- ・地域福祉活動を活性化するため、福祉に係るボランティア団体や社会福祉協議会が設置し ているボランティアセンターを支援します。
- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12年法律第68号。通称「交通バリアフリー法」という。) に基づき、公共交通機関及びその 周辺地区のバリアフリー化を推進します。

また、「佐倉市福祉のまちづくり計画」に基づき、 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の ための施策を強力に推進します。





施策の説明

- (1)地域福祉活動が盛んなまちにします。
 - ①市民と協働し地域福祉を推進します。

少子高齢化の進展に伴い、年々福祉に対する住民のニーズは、複雑化、多様化してきており、いかにきめ細やかな福祉サービスの提供を行っていけるかということが課題となっています。

このことから、地域住民の意見を反映した「地域福祉計画」(※1)を策定して、地域住民と一体となった地域福祉を総合的・計画的に推進します。

主な実現方策

● 「地域福祉計画」を策定し、地域福祉を総合的・計画的に推進します。

②福祉に関する知識・情報を提供します。

地域住民と一体となった地域福祉を推進するために、福祉に 関する知識や情報の提供など地域福祉の普及・啓発活動に努め ます。また、福祉に関する地域活動を支援します。

主な実現方策

● 地域福祉に関する知識や情報を提供して、意識の高揚を 図ります。



「地域参加型機能訓練」実施風景

(※1)地域福祉計画 … 地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された 事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな 柱になるものです。

③福祉活動の拠点を活用します。

地域住民、ボランティア団体などの市民活動組織と行政、社会福祉協議会などが連携して地域福祉活動を展開していくために、社会福祉センター、西部地域福祉センター、南部地域福祉センターを福祉活動の拠点として活用します。

主な実現方策

- 地域福祉センターを地域福祉の活動拠点として提供します。
- 社会福祉センターの運営を支援します。

4社会的弱者を援護します。

福祉という枠でくくれない社会的弱者と、その支援を行っている団体等を支援するため、保護司活動の支援や更生保護女性会の活動支援、戦没者遺族に対する支援、また、身元不明の病人等についての支援を行います。

主な実現方策

- 犯罪予防活動を行うとともに更生保護団体の更生保護活動を支援します。
- 身元不明の病人等についての支援を行います。

⑤福祉サービスの向上を図ります。

行政や福祉施設等が提供する福祉サービスについて、サービス評価制度の導入や苦情解決制度の運用などを行い、福祉サービスの資質向上を図ります。

主な実現方策

● サービス評価制度の導入、苦情解決制度の運用を行います。

(2)地域の福祉文化が育つまちにします。

①地域福祉に係るボランティア活動を支援します。

地域ぐるみの福祉活動を展開していくために、市内で活動している福祉ボランティア団体や、ボランティアのコーディネイト役である社会福祉協議会を支援します。

主な実現方策

- 社会福祉協議会を支援します。
- 日本赤十字社の事業を推進します。

②地域福祉活動の推進団体等を支援します。

地域ごとに個性ある福祉文化が育つまちの実現をめざし、自治会・町内会や地域福祉活動の推進団体との連携を強化して、地域福祉の組織づくりと地域福祉活動を支援します。

主な実現方策

● 地域福祉活動を推進している団体の活動を支援します。



西部保健福祉センター ・・・ 西部保健福祉センターは、1階「西部保健センター」と2階「西部地域福祉センター」からなる複合施設です。西部保健センターは、各種検診、健康相談、予防接種、糖尿病教室などの各種講座のほか、食生活改善推進員活動などの保健活動を行っています。西部地域福祉センターは地域住民のみなさんによる福祉活動を推進するための地域拠点として、また高齢者の方々の交流施設として利用することができる施設です。

(3) すべての人にやさしい生活空間が整備されたまちにします。

①公共施設のバリアフリー化を推進します。

「佐倉市福祉のまちづくり計画」に基づき、高齢者や障害者をはじめ、市民のみなさんが日常生活 において安心して暮らすことができる生活環境の実現に向けて、道路や公共建築物、公園などのバリ アフリー化を推進します。

主な実現方策

● 道路や公共建築物、公園など、公共施設のバリアフリー化を推進します。

②市民のバリアフリー化の推進活動を支援します。

地域住民や民間事業者の理解と協力を得ながら、個人の住宅や民間施設においても福祉的な配慮が なされるよう、啓発活動や費用助成など、推進活動を支援します。

主な実現方策

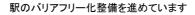
● 地域住民や民間事業者が行うバリアフリー化への活動を支援します。

③交通のバリアフリー化を推進します。

市民のだれもが地域社会で安心して安全に生活でき、積極的に社会参加ができるよう、移動手段の 確保と充実を図るとともに、公共交通機関が高齢者や障害者などにとっても利用しやすい交通手段と なるよう、鉄道駅等のバリアフリー化の促進について関係機関に要請・支援します。

主な実現方策

● 鉄道駅等のバリアフリー化について、関係機関に要請と支援を行います。



(写直:平成14年撮影)





JR佐倉駅北口エスカレーター、エレベーター設置



京成臼井駅北口エレベーター設置

第2節 市民が主役の健やかまちづくり

現況と課題

・近年の生活様式の変化等により、人生を楽しみ充実させることへの意識が高まっており、 その前提となる健康への関心もかつてないほど増大してきています。

また、生活環境が豊かになるにつれて平均寿命が伸びており、生活習慣病 (がん、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、肝臓病、高血圧など) が増加してきています。生活習慣病の発症には日々の食事の量や内容、運動や休養の取り方、飲酒・喫煙の程度などの日常生活における習慣の積み重ねが大きく関与していることがわかってきており、生活習慣病と呼ばれるようになりました。生活習慣は個人の意識と行動によって改善できるものであり、その予防や発症を遅らせることへの対策が重要視されています。

・都市化や核家族化などの進展によって、少子化、子育ての孤立化や育児不安、子どもへの 虐待、子どもの心の病気などの問題がますます深刻になっています。 このようなことから、 母子の心とからだを守る健診、相談・指導体制をより一層充実し、妊娠や出産、子育てへの 不安を軽減していくことが求められています。また、妊娠、出産、子育てなどについて学習 する機会を提供するとともに、子育てに関する知識の普及を図ることが必要となっています。

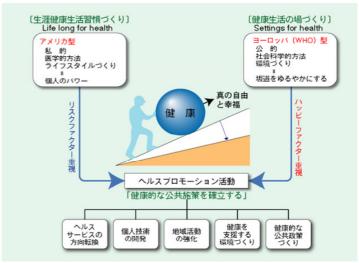
基本方針

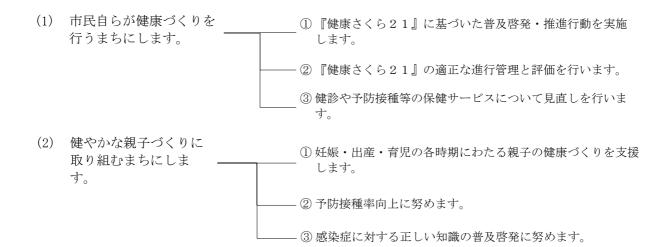
- ・「健康さくら21」(平成16年3月策定)に基づき、市民自らが健康づくりに取り組むよう、健康づくりの普及啓発や推進行動を実施することにより、生活習慣病を中心とする疾病の予防と健康増進を進めていきます。
- ・妊娠、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診や新生児訪問の実施、各種相談・指導体制の整備など保健指導の充実に努めます。また、妊娠期から、育児期の情報と出産準備や子どもの事故防止など必要な知識を習得する機会を提供します。
- 予防接種により子ども達の疾病の発生や蔓延を予防します。
- ・感染症予防に関する事業に取り組みます。



「健康さくら21」ロゴマーク

『ヘルスプロモーション』概念図





施策の説明

- (1) 市民自らが健康づくりを行うまちにします。
 - ①『健康さくら21』に基づいた普及啓発・推進行動を実施します。

平成16年3月に策定した『健康さくら21』は、国の策定した「健康日本21」と「健やか親子21」を含めた一体的な計画で、今までの健康施策で主流であった「早期発見・早期治療」という二次予防の考え方から、「病気にならないように、危険因子を予防・改善する」という一次予防の考え方へシフトした内容のものとなっています。

また、「自分の健康は自らつくり・守る」という市民一人ひとりの行動と、「健康づくりに取り 組みやすいように環境を整えたり、それを妨げる要因を取り除く」という行政や地域など個人を取 り巻く周辺環境の整備を複合した活動『ヘルスプロモーション』の実現をめざしています。

この『健康さくら21』の考えに基づき、各種健康づくりに関する事業を実施します。

主な実現方策

- 健やかまちづくりの実現をめざし、地域課題の把握、健康づくり啓発、学習機会の提供など、地域とともに健康づくりに取り組みます。
- 『健康さくら21』に基づく、一次予防推進に重点を置いた、各種成人保健事業を実施します。
- ②『健康さくら21』の適正な進行管理と評価を行います。

健康づくりのための計画「健康さくら21」は具体的数値目標を特徴とする計画です。計画の推進にあたっては、計画・実行・点検評価・行動といったPDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)によるマネジメント・サイクルの考え方に基づき、適正な進行管理と評価を行います。

主な実現方策

● 健やかまちづくり推進委員会を中心とした、「健康さくら 21」の進行管理と評価を実施します。



「健康体操」実施風景

③健診や予防接種等の保健サービスについて見直しを行います。

財政状況が厳しい中にあって、高齢者人口の増加等により保健サービスに関するさまざまな要望など行政需要は拡大する一方となってきています。

このような状況にあっては、健診事業や予防接種等の保健サービスについても、適正な見直しを 行っていく必要があります。

市民意識調査等を踏まえ、適正な保健サービスの確保に努めます。

主か宝理方領

● 予防機会を確保すると同時に、各種健診事業や予防接種事業等の保健サービスについて、見直しを行います。

(2) 健やかな親子づくりに取り組むまちにします。

①妊娠・出産・育児の各時期にわたる親子の健康づくりを支援します。

妊娠・出産に関する正しい知識の提供を行うとともに、出産後の育児についても、精神的な不安がない状態で前向きに取り組めるよう、母子保健に関する健診、教育、相談、訪問指導等の各事業を行います。

主な実現方策

● 母子保健に関する相談、教育、健診、訪問等の各事業を行います。

②予防接種率向上に努めます。

麻しん等感染症による乳幼児の死亡や、子どもたちの先天性風しん症候群等の発生を防ぐために、 市内で行っている各種予防接種(ポリオ、三種混合、二種混合、麻しん、風しん、BCGなど)の予 防接種率の向上に努めます。

主な実現方策

- 乳幼児の病気発生を予防するため、各種予防接種の接種率向上に努めます。
- 結核を予防するため、BCGの接種率向上に努めます。

③感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

市民の感染症に対する認識を高めるための、正しい知識の普及・啓発活動を推進するなど、感染症予防の事業に取り組みます。

感染症が発生した場合には、迅速な情報収集、対応指示、関係機関との連絡調整が行える体制を整備します。

主な実現方策

● 感染症予防に対する正しい知識の提供、伝達等普及啓発に努めます。



助産師の訪問を受けるお母さんと新生児



健康さくら21まつり

第3節 手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり

現況と課題

- ・少子化の進行や女性の就業率が上昇している中、子育てと就労の両立を背景に、保育に対 するニーズが多様化しており、子育ての環境整備をなお一層進める必要があります。特に、 保育園において、子どもの健全な成長を図るため、より多様できめ細やかな保育サービスの 充実が求められています。
- ・少子化による子ども同士の交流機会の減少や地域における子育ての連帯感の希薄化、児童 虐待など、子どもの健やかな育ちへの影響が懸念されている状況にあります。育児に関する 悩み事や知りたいことを気軽に相談できる体制づくりや、地域における育児支援環境の整 備・充実が求められています。

基本方針

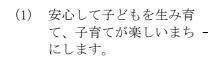
- ・子育て支援や多様な保育サービスの提供など、保育園を利用する保護者のニーズは高まっ ています。このため、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、ニーズに応じ た利用しやすい保育サービスの充実を図ります。
- ・子どもが健全に育つためには、家庭だけでなく地域の力も必要であるという認識のもと、 地域における子育て支援の環境を整備し、子どもの育ちを地域社会全体で支える体制を整備 していきます。また、保護者の育児不安を解消するため、相談体制の整備を図るなど子育で 支援の充実を図ります。



保育園の園庭解放



児童センター内の風景



- 一①子育て支援の充実を図ります。
- ② 保育サービスの充実を図ります。
- ③ 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。
- ④ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。
- (2) 子どもが安全に過ごせる 楽しいまちにします。
- 一①子どもが楽しく過ごせる環境の整備を図ります。
 - ②子どもが生き生きと楽しく遊べる機会の充実を図ります。
- (3) 地域ぐるみで子育てが できるやさしいまちに _ します。
- ______ ① 地域における子育て支援体制を整備します。

施策の説明

- (1)安心して子どもを生み育て、子育てが楽しいまちにします。
 - ①子育て支援の充実を図ります。

核家族化、地域社会の交流の希薄化等にともない、子育てに関して誰にも相談できない保護者が 増えています。

子育て支援センター事業や家庭児童相談事業などを推進し、育児不安を抱える保護者の相談や、 学習の場・親子交流の場の提供等、子育て支援の充実を図ります。

主な実現方策

- 市民と協働し、地域ぐるみによる子育て支援を推進します。
- 子育てに対する不安や悩みを解消するため、家庭児童相談等の相談機能を充実します。

②保育サービスの充実を図ります。

女性の就業率は年々高まり、それとともに保育に 対するニーズも、多様化、複雑化してきています。

これらに対応していくため、保育園や学童保育所などに おける保育サービスの内容を適宜見直し、より良い子育て 環境の整備、充実を図ります。

主な実現方策

- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービス の内容を適宜見直し、サービスの充実を図ります。
- 児童の健全育成を図るため、健康、安全で情緒の安定 した生活ができる環境を確保するための支援をします。



子育て支援センター

③子育でに係る経済的負担の軽減に努めます。

少子化の要因の一つとして、子育てにかかる経済的負担があげられています。平成15年度に市が 行った「子育てに関する意識調査」においても、就学前児童の保護者の中で、市への施策要望の第一位となっています。

子育て家庭に対して経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。

主な実現方策

- 乳幼児の保険医療費を支援します。
- 児童育成援助のため、児童手当の支給を行います。

④ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。

近年、離婚率の上昇にともない、ひとり親世帯が増加してきています。その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親世帯で養育されている子どもの成長を支援するため、その実態把握に努めるとともに、必要な相談・援助体制の充実を図ります。

主な実現方策

- 母子及び寡婦家庭の生活向上と福祉の増進を図るため、母子寡婦福祉会の運営を支援します。
- ひとり親家庭の人権を尊重し自立の促進を図るための計画を策定し、自立支援の充実を図ります。

(2)子どもが安全に過ごせる楽しいまちにします。

①子どもが楽しく過ごせる環境の整備を図ります。

子どもたちが、毎日を楽しく過ごすことのできる環境や、ゆとりをもって子育てできる環境の実現に向けて、子どもの遊び場や、保育園、学童保育所、児童センター等の施設維持管理・改修事業など、環境の整備を図ります。

主な実現方策

- 施設の安全管理に努め、子どもが楽しく過ごせるよう環境の整備を図ります。
- 子どもの安全確保のため、老朽化した施設の改修等を行い、施設設備の充実を図ります。

②子どもが生き生きと楽しく遊べる機会の充実を図ります。

子どもたちは、遊びを通して、体力の増進を図ったり、社会性や協調性等を学んだりしています。 親子そろってのレクリエーションや、地域の人達との交流を促進し、子どもの健全育成を図ります。 また、子どもが生き生きと楽しく過ごすことのできる、遊びの機会を確保します。

主な実現方策

● 子どもの健全育成を図るため、親子そろってのレクリエーションや地域の人達との交流を推進します。

(3)地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします。

①地域における子育て支援体制を整備します。

少子化や核家族化が進むにつれて、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。児童虐待の早期発見や防止、子どもの健全育成等をするためには、地域ぐるみで子育て支援をすることが求められています。

地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域における子育て環境を整備するため、地域が主体となった子育て活動に対して、適切な支援を行います。

主な実現方策

- 次世代育成支援行動計画に基づき、地域住民とともに子育て支援を推進します。
- 児童虐待の防止・対応・支援等を行うため、地域や関係機関との連携を強化します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。

第4節 高齢者の住みやすいまちづくり

現況と課題

- ・高齢者が介護状態になっても住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくためには、不安 を解消することができる充実した介護福祉サービスが必要です。介護を受ける人が、介護 保険サービスを総合的に活用し、在宅で安心して暮らしていくためのさまざまな公的支援 体制の充実が求められています。
- ・高齢者が生きがいのある充実した日々を過ごすためには、高齢者が、身近な地域の中で 生活の幅を広げ、他の世代とふれ合いながら社会参加できる環境が必要です。このために は、文化活動などの生涯学習活動、ボランティアや高齢者クラブ等での活動、就労などを 通じた社会参加の促進が重要な課題となっています。

基本方針

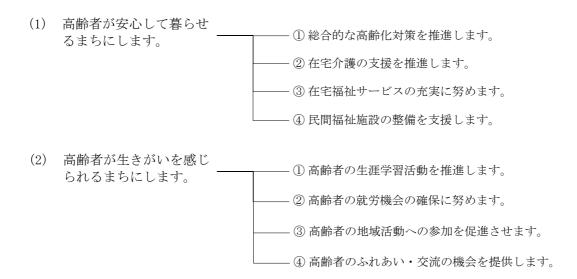
- ・高齢者の多くは、たとえ介護を要する状態となっても、住み慣れた家庭や地域で生活を続 けていくことを願っています。このことから、介護保険サービスの充実を図るとともに、 「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、高齢者に対する施策の総合的な展開を図 ります。
- ・高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢に係わりな く就業、ボランティア活動その他の社会的活動への参加や、高齢者同士がふれあう機会等を 支援します。
- ・高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるための体制の整備に ついて研究します。



世帯構成の推移(資料:国勢調査)

			昭和55年(1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
	総	世帯数	28,134	34,338	43,867	52,254	57,805
実世		歳以上の高齢者がいる世帯	5,198	6,729	9,188	11,864	15,318
数帯		高齢者単身世帯	312	457	997	1,489	2,249
)		高齢者夫婦世帯	*	1,574	1,723	2,450	3,838
	1世帯当たり人員(人/世帯)		3.57	3.53	3.30	3.11	2.96
	総世帯数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構へ 成%	65គ	歳以上の高齢者がいる世帯	18.5	19.6	20.9	22.7	26.5
比少		高齢者単身世帯	6	1.3	2.3	2.8	3.9
		高齢者夫婦世帯	*	4.6	3.9	4.7	6.6
	1世	帯当たり人員増加指数	100.0	98.9	92.4	87.1	82.9

※印箇所は資料なし



施策の説明

- (1) 高齢者が安心して暮らせるまちにします。
 - ①総合的な高齢化対策を推進します。

高齢者の増加に伴い各種福祉サービスの需要が増加する状況にある中で、限られた財源で対応していくためには、運営経費の節減に努めながらも、受益と負担の適正化や民間活力の導入などの視点を取り入れる必要があります。

「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、みんなで支え合い、よろこびが生まれるまちづくりをめざし、総合的な高齢化対策を推進します。

主な実現方策

- 「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、総合的な高齢化対策を推進します。
- 高齢者福祉に関する情報の収集及び提供を行います。

②在宅介護の支援を推進します。

在宅介護福祉については、在宅介護を行っている家庭や 居宅介護支援事業者に対して、情報の提供や相談及び指導 等を行っています。

介護に関する総合的な相談がいつでも受けられるよう、 関係機関と連携を密にして、介護者を支援します。

主な実現方策

- 地域における在宅介護を推進します。
- 高齢者の行方不明時に、居場所を早期に発見するための 各種ネットワークシステムの活用及び連携を図ります。



「介護予防教室」実施風景

③在宅福祉サービスの充実に努めます。

高齢者が、住み慣れた家庭や地域でいつまでも充実した生活が送れるよう、自立生活支援を基本に 各種在宅福祉サービスの提供に努めます。

主な実現方策

- 高齢者の生活を支援するため、介護保険サービス以外の在宅福祉サービスを提供します。
- 高齢者が健康で安全な在宅生活が送れるようにするため、必要な支援について検討します。

④民間福祉施設の整備を支援します。

公的福祉施設等について、「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、民間事業者による施 設の整備推進を支援します。

主な実現方策

● 施設サービスの供給を確保するため、民間福祉施設が行う施設整備の支援や民間事業者の新規参入の支援を行います。

(2) 高齢者が生きがいを感じられるまちにします。

①高齢者の生涯学習活動を推進します。

高齢者が充実した生活を送るためには、生きがいを持つことが大切です。

保健・福祉・医療の充実とともに生涯学習環境の充実を通じて、社会参加の機会を拡充し、生きがいづくりを支援します。

主な実現方策

● 高齢者の生涯学習活動の場を提供します。

②高齢者の就労機会の確保に努めます。

今後、団塊の世代が定年退職を迎えはじめます。そのためにも高齢者自らが生きがいを持って社会参加できる仕組みがますます必要となってきます。高齢者の社会参加の一環として、高齢者の経験や技術、能力を活かした就労機会の確保や多様な働き方ができるよう(社)佐倉市シルバー人材センターを支援します。また、就労や収入につながる技術の習得の場の提供に努めます。

主な実現方策

● 就業による生きがいづくりをめざすシルバー人材センターの事業を支援します。また、技術習得の場である高齢者福祉作業所の運営を推進します。

③高齢者の地域活動への参加を促進させます。

高齢者の社会参加や生きがいづくり支援を行っている地域団体、高齢者クラブ等の活動に対して適正な支援を行います。

主な実現方策

● 高齢者クラブの活動支援や敬老事業の推進を図ります。

④高齢者のふれあい・交流の機会を提供します。

高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、子どもたちへの文化伝承などの世代間交流、ボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする各種活動など、高齢者のふれあい・交流の機会を提供します。

主な実現方策

● ふれあい、交流の活動拠点となる老人憩の家の活用を図ります。

第5節 障害をもつ人が安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

- ・少子高齢化の進展、家族形態や扶養意識の変化などを背景として、すべての人を対象とした生活支援の期待の高まりの中、わが国の福祉制度は、平成12年度の介護保険制度の導入、同15年度の障害者支援費制度の導入など、利用契約に基づくサービス利用方式へと大きな転換が行われています。これらの変化に伴い、地域福祉の視点が強調されており、社会福祉サービスの実施主体を市町村とする分権化が加速しています。
- ・これらの地域生活への移行の高まりを受けて、障害者の生活課題や生活ニーズを的確に把握し、障害者の活動の利便性を向上させていくためには、在宅福祉サービスを充実するとともに、街や施設のバリアフリー化の推進、相談体制の充実、充実したコミュニケーションや外出が可能となる支援なども求められています。

基本方針

- ・ノーマライゼーション(※1)の理念の下、障害の有無に関わらず、すべての市民がともに生きる福祉社会の創出が求められています。障害のある人々が自らの意思と判断に基づいて地域社会の中で主体的に生き、社会活動に参加し、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の構築をめざし、社会のバリアフリー化を推進するとともに、障害特性を踏まえた施策を展開します。また、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン(※2)によるまちづくりについて研究します。
 - (※1) ノーマライゼーション…高齢者や障害者が、地域で障害のない者と同様の社会生活を営むことができ、かつ差別されない、人権を尊重する社会をつくるという基本的理念、及びそれに対する取り組みをノーマライゼーションと呼んでいます。この概念はデンマークのバンク・ミケルセンにより初めて提唱され、スウェーデンのベングト・ニリエスにより世界中に広められました。
 - (※2) ユニバーサルデザイン…バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア (障壁) に対処するとの考え 方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわら ず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

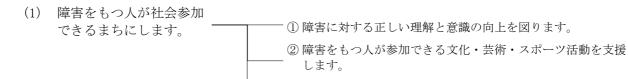




南部保健福祉センター

南部保健福祉センターは、より身近な保健・福祉サービスの充実を図るために建設され、保健センター、児童センター、地域福祉センター及び、さくらんぼ園のほか、高齢者の憩いの場としての老人福祉センターや、知的障害や身体障害などにより就労困難な在宅の方々を対象とした通所施設としての南部よもぎの園を含めた複合施設です。

この施設では、段差の解消や音声誘導装置などのパリアフリーを配備し、また、雨水の再利用、太陽光発電設備や夜間電力利用などの環境に配慮した設備を備えた建物となっています。



- ③ 障害をもつ人が社会参加するための知識・情報を提供します。
- (2) 障害をもつ人の日常生 活の自立を支援するま ちにします。
- ① 在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ② 施設利用サービスの充実に努めます。
- ③ 障害をもつ人の外出やコミュニケーションを支援します。
- 4 障害の早期療育支援に努めます。
- ⑤ 障害に係る相談体制の充実に努めます。
- ⑥ 障害に係る経済的負担の軽減に努めます。
- (7) 障害をもつ人の就労支援に努めます。

施策の説明

- (1) 障害をもつ人が社会参加できるまちにします。
 - ①障害に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

障害をもつ人も、もたない人も、同等の権利をもち、ともに活動できる社会の構築が求められています。「佐倉市障害者計画(自立支援さくらプラン)」に基づき、各種の事業を展開するとともに、障害に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

主な実現方策

● 佐倉市障害者計画「自立支援さくらプラン」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。

②障害をもつ人が参加できる文化・芸術・スポーツ活動 を支援します。

障害をもつ人が、文化・芸術・スポーツ活動にふれ合えるよう、県などが主催する大会等を支援します。

また、障害者児と家族のふれ合いや研修の機会を確保します。

主な実現方策

● 千葉県障害者スポーツ大会への参加を促進します。また、 文化・芸術活動やレクリエーション活動について支援します。



福祉カー (ゆうあいさくら号)

③障害をもつ人が社会参加するための知識・情報を提供します。

県や、国の地方機関と連携し、障害に関する情報の収集と集約化を行い、「障害者のしおり」や 「声の広報」を充実します。

主な実現方策

● 障害に関する情報の収集と、各種方法による情報の提供を行います。

(2) 障害をもつ人の日常生活の自立を支援するまちにします。

①在宅福祉サービスの充実に努めます。

障害をもつ人が安心して生活ができるよう、各種在宅福祉サービスの充実に努めます。 また、これらのサービスを通して、障害をもつ人が自立した日常生活を送れるよう支援します。

主な実現方策

- 心身に障害をもつ人の自立を支援するため、各種の在宅福祉サービスの提供を行います。
- 在宅の精神障害をもつ人に対する支援を推進します。

②施設利用サービスの充実に努めます。

施設への入所、通所を希望する場合に、目的にあった施設を利用できるよう、福祉施設の充実に努めます。

また、施設利用者の自立を促進するため、各種施設を総合的に活用できるよう、施設のあり方について調査研究します。

主な実現方策

- 身近な場所で目的にあった施設を利用できるよう、施設利用サービスの提供を行います。
- 市内の各種障害者施設の育成及び基盤整備を支援します。

③障害をもつ人の外出やコミュニケーションを支援します。

外出機会の確保や必要なコミュニケーションが図れるよう、各種の支援を行います。

主な実現方策

■ 障害をもつ人の自立と社会参加促進のため、手話通訳者等の設置や移動手段の確保など、各種社会参加支援事業の提供を行います。



心身障害者福祉作業所 よもぎの園 … 知的障害や心身障害などにより雇用されることが困難な在宅の方を対象に、作業施設や仕事を提供して、あわせて生活指導を行っている通所施設です。

④障害の早期療育支援に努めます。

早期療育については、市の施設である「さくらんぼ園」に専門職員を配置し、就学前の知的障害、身体障害をもつ乳幼児の指導育成に努めます。

主な実現方策

● さくらんぼ園などの児童デイサービス施設による、障害の早期療育体制を充実します。

⑤障害に係る相談体制の充実に努めます。

障害をもつ人の特性に応じた対応が図れるよう、各種の相談体制の整備・充実に努めます。

主な実現方策

● 障害をもつ人やその家族が、情報交換や専門的な相談をできるよう、相談体制づくりを推進します。

⑥障害に係る経済的負担の軽減に努めます。

障害をもつ人や介助する家族をささえていくために、経済的負担が軽減できるよう、各種給付等の 事務を行います。

主な実現方策

- 各種の手当や年金、補装具・日常生活用具等の給付を行います。
- 重度の心身障害をもつ人に対して、医療費の助成を行います。

⑦障害をもつ人の就労支援に努めます。

障害をもつ人が職業を通じて社会参加が図れるよう、国、県とも連携をとりながら、職業訓練の場の提供と就労の確保に努めます。

主な実現方策

- 心身障害をもつ人の作業訓練及び生活指導を行うための、福祉作業所の運営を充実します。
- 精神障害者家族会の活動を支援します。また、共同作業所の運営を補助し、精神障害者の社会参加促進 を支援します。



さくらんぼ園



心身障害者福祉作業所 南部よもぎの園

第6節 互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

- ・今後の高齢社会にあって、地域住民の多様な医療ニーズに応えるためには、住民の身近なところで医療を担うかかりつけ医の普及・定着が期待されています。また、いざという時の救急医療については、比較的軽度な救急患者から重篤救急患者までの総合的な医療体制の整備が求められることから、近隣市町村との連携による救急医療体制の維持・向上が期待されています。
- ・今後は介護保険サービス対象者が急速に増加してくることが見込まれ、介護保険料の急騰が懸念されることから、介護予防対策にも十分取り組むことが必要です。

基本方針

- ・地域医療機関については、普段から健康管理や健康づくりについて気軽に相談ができて、 軽度な病気について治療をしてもらい、必要な時には適切な専門医や病院を紹介してくれる ような、地域密着型の医療機関の整備が期待されていることから、市内の医療機関と十分な 連携を図ります。
- ・介護を地域社会全体で支える介護保険制度の適正な運用を進めます。
- ・高齢者等が要介護状態になることをできる限り予防するため、介護予防システムの確立をめざします。



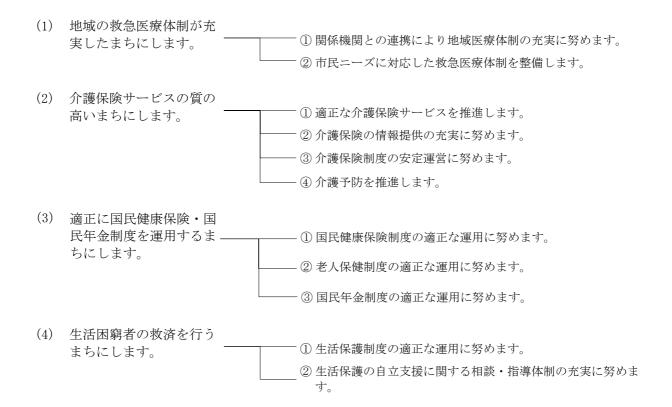
小児初期急病診療所 (外観)



(内装)

※小児初期急病診療所

… 健康管理センター内に開設された、15歳までのお子さんを対象とした年中無休の初期急病診療施設。



施策の説明

- (1)地域の救急医療体制が充実したまちにします。
 - ①関係機関との連携により地域医療体制の充実に努めます。

市民が安心して生活するために、地域医療体制の充実は欠かすことのできないものです。 このため、地域における医療ニーズに応えることができるよう、地元医師会や市内の病院、医療 機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めます。

主な実現方策

● 地域医療体制充実のため、関係医療機関と の連携を強化します。



佐倉市健康管理センター

②市民ニーズに対応した救急医療体制を整備します。

救急医療体制に対応するため、小児初期急病診療所の開設や休日夜間急病診療の充実などを行ってきました。

今後もさらに、安定的な救急医療体制の確立に向けて、市民ニーズの把握に努めるとともに、地元 医療機関との連携を図り、体制の整備・充実に努めます。

主な実現方策

- 市内医療機関による休日当番医制度、休日夜間急病診療を推進します。
- 小児の急病に対処するため、小児初期急病診療を推進します。

(2) 介護保険サービスの質の高いまちにします。

①適正な介護保険サービスを推進します。

高齢社会に対応するため、介護を社会全体で支える仕組みとして導入された介護保険制度(平成12年4月)の適正な運用に努め、介護保険サービスを推進します。

主な実現方策

- 「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、介護保険制度の適正な運用に努めます。
- 認定結果までの日数短縮を図るなど、介護サービス利用までの手続きを円滑に進めます。

②介護保険の情報提供の充実に努めます。

介護サービス利用者に必要な事業者を簡単に検索できるシステム(介護保険事業者情報提供システム)や介護サービスマップ等を整備することにより、利用者に的確な事業者情報が提供できるよう、情報提供の充実に努めます。

主な実現方策

● 介護保険制度の周知啓発に努めます。

③介護保険制度の安定運営に努めます。

介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化、重度化などの要因により保険料からの支出だけでなく、市からの繰出金も増加しています。

適正な介護保険料の賦課、徴収率の向上、効率的な事務運営による経費削減等に適切に取り組むことにより、介護保険制度の安定運営に努めます。

主な実現方策

- 介護保険特別会計の安定運営に努めます。
- 被保険者に制度の理解を求め、介護保険料の賦課・徴収業務を推進します。

4介護予防を推進します。

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防 し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう、 介護予防システムの確立に向けて、各種介護予防の 取り組みを実施します。

主な実現方策

地域において自立した生活ができるようにするため に、介護予防事業及び相談・支援等の包括的支援事業を 行います。



介護予防を推進します

(3) 適正に国民健康保険・国民年金制度を運用するまちにします。

①国民健康保険制度の適正な運用に努めます。

国民健康保険は、医療費の高額化、さらには長引く景気の低迷による保険税徴収率の低下などの要因により、年々厳しい財政運営となっています。

徴収率の向上や医療費の適正化に向けた対策などに積極的に取り組み、国民健康保険制度の適正な 運営に努めます。

主な実現方策

- 国民健康保険特別会計の安定運営に努めます。
- 被保険者に制度の理解を求め、国民健康保険税の賦課・徴収業務を推進します。

②老人保健制度の適正な運用に努めます。

対象者の加齢や医療技術の進歩・高度化などに伴い、高齢者一人あたりの医療費が増加・高額化しており、老人保健による医療費の総額も増加が続いています。

老人医療費の給付審査や適正化事業などを適切に行い、老人保健制度の適正な運用に努めます。

主な実現方策

- 老人保健特別会計の安定運営に努めます。
- 適正な受給資格審査、及び診療報酬明細書等の内容審査を実施します。

③国民年金制度の適正な運用に努めます。

国民年金は、基礎年金として市民の老後の生活保障として欠かすことができないものですが、未加入者や加入手続き忘れが増加しており、将来の年金制度をおびやかす事態となっています。 運営者である国とも協力して、積極的な制度の普及と適正な制度運用に努めます。

主な実現方策

● 国民年金制度の周知啓発及び適正な運用に努めます。

(4) 生活困窮者の救済を行うまちにします。

①生活保護制度の適正な運用に努めます。

昨今の不景気の影響から低所得者世帯は増加の傾向にあります。また高齢世帯や傷病世帯なども増加していることから、年々生活保護の被保護世帯が増加しています。

今後もこの傾向は続くことが予測されますが、事務の効率化・適正化を図りながら、生活保護制度 の適正な運用に努めます。

主な実現方策

- 生活保護の受給要件の的確な把握と、きめ細やかな処遇確保を実施します。
- 被保護者の状況に応じた保護費の支給を適正に実施します。

②生活保護の自立支援に関する相談・指導体制の充実に努めます。

被保護世帯の自立支援を図るために、関係機関との連携を強化して相談・指導体制の充実に努めます。

主な実現方策

● 自立支援のための、相談・指導体制を強化します。







第2章 水と緑に囲まれた、 快適で安心して暮らせるまちづくり

~生活環境の向上~

第2章

水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり ~ 生活環境の向上 ~

第1節 環境共生が実現するまちつ	こく	با	J
------------------	----	----	---

(1)	地球環境に配慮したまちに	
	します。	① 地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。 ② 事業活動における環境負荷の低減に取り組みます。
(2)	自然環境が保全されたまちに	
	します。	① 自然環境の現状を把握します。
		② 自然環境の保全と回復を進めます。
		③ 谷津環境の保全と活用を推進します。
(3)	印旛沼を誇りとするまちにします。	──── ① 印旛沼の水環境の改善を推進します。
(4)	環境パートナーシップを促進	
(1)	するまちにします。	① 市民が行う環境保全活動を支援します。
		② 環境学習活動を推進します。
		③ 地域の環境づくりに係る知識・情報を提供します。
第2節 》	咸量・資源化を重視した循環	型社会が構築されたまちづくり
(1)	一般廃棄物の減量化・資源化	
	が進んだまちにします。	① 計画的な一般廃棄物処理を推進します。
		② ごみの発生抑制・排出抑制による減量化を進めます。
		③ 再使用・再生利用を推進します。
		④ 広域的に一般廃棄物を処理します。
(2)	建設残土等の不法処理のない	
	まちにします。	② 建設残土等の再資源化を行います。
		C ALMAL OF TAMELET CO.
(3)	効率的なし尿処理体制が継続 されたまちにします。	
第3節 忖	央適な生活環境が創造される	まちづくり
第3節 性	暮らしやすい環境が保てる	まちづくり
	暮らしやすい環境が保てる	① 佐倉市内の環境を監視します。
	暮らしやすい環境が保てる	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。
(1)	暮らしやすい環境が保てる まちにします。	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。
(1)	暮らしやすい環境が保てる まちにします。 清潔で快適な環境が保てる	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。
(1)	暮らしやすい環境が保てる まちにします。 清潔で快適な環境が保てる	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。
(1)	暮らしやすい環境が保てる まちにします。 清潔で快適な環境が保てる	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。
(1)	暮らしやすい環境が保てる まちにします。 清潔で快適な環境が保てる	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。
(1)	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。
(1) (2) 第4節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。
(1) (2) 第4節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちに	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。
(1) (2) 第 4 節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。
(1) (2) 第4節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 安心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこ	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。
(1) (2) 第 4 節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ① 地域の自主防犯活動を推進します。 ② 防犯意識を啓発します。
(1) (2) 第 4 節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 安心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこ	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ① 地域の自主防犯活動を推進します。 ② 防犯意識を啓発します。 ① 防火意識の啓発・普及に努めます。
(1) (2) 第 4 節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 安心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこ	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ① 地域の自主防犯活動を推進します。 ② 防犯意識を啓発します。 ① 防火意識の啓発・普及に努めます。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。
(1) (2) 第 4 節 5 (1)	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこなえるまちにします。	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ① 地域の自主防犯活動を推進します。 ② 防犯意識を啓発します。 ① 防火意識の啓発・普及に努めます。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。 ③ 地域における消防力を強化します。
(1) (2) 第 4 節 5	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 安心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこ	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ① 地域の自主防犯活動を推進します。 ② 防犯意識を啓発します。 ① 防火意識の啓発・普及に努めます。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。 ③ 地域における消防力を強化します。
(1) (2) 第 4 節 5 (1)	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこなえるまちにします。 災害に備え、対策がとられて	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ② 防犯意識を啓発します。 ② 防犯意識を啓発します。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。 ③ 地域における消防力を強化します。 ④ 広域的に消防・救急体制を整備します。
(1) (2) 第 4 節 5 (1)	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこなえるまちにします。 災害に備え、対策がとられて	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ② 防犯意識を啓発します。 ② 防犯意識を啓発します。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。 ③ 地域における消防力を強化します。 ④ 広域的に消防・救急体制を整備します。 ① 計画的な災害対策に努めます。
(1) (2) 第 4 節 5 (1)	暮らしやすい環境が保てるまちにします。 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 を心して暮らせるまちづくり 自主防犯活動が盛んなまちにします。 消防・救急活動が迅速におこなえるまちにします。 災害に備え、対策がとられて	① 佐倉市内の環境を監視します。 ② 公害防止対策を実践します。 ③ 良質な水資源の保全に努めます。 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。 ② 不法投棄の防止体制を整備します。 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。 ④ 広域的に斎場を運営します。 ② 防犯意識を啓発します。 ② 防犯意識を啓発します。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。 ② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。 ④ 地域における消防力を強化します。 ④ 広域的に消防・救急体制を整備します。 ① 計画的な災害対策に努めます。 ② 災害に対する知識の啓発・普及に努めます。

一⑥ 災害時の総合的な支援体制を確立します。

(4)	交通安全の進んだまちに します。		②計画的に交通安全対策を行います。 ②交通安全意識の啓発をします。 ③ 警察や関係機関・団体等との連携による交通安全対策を実施します。 ② 交通災害者を支援します。
(5)	安心して消費生活を営めるまちにします。	_	〕消費者問題についての啓発事業等を推進します。② 消費者問題の相談体制を整備します。
(6)	市民が気軽に相談できるまち にします。		法律問題等の相談がしやすい環境を整えます。

第1節 環境共生が実現するまちづくり

現況と課題

これまでの社会は、物質的・量的「豊かさ」を重視し、自然や環境を軽視する傾向にあり ました。その結果、自然破壊をはじめとする環境問題が顕在化しています。このような中 で、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など地球環境問題の深刻化とともに、自然環境の保 全と回復、環境との共生がすべての都市の共通テーマとなっています。

わが国では、平成12年12月に環境基本計画の見直しが行われ、持続可能な社会構築のため の環境面からの戦略が示されるとともに、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取 り組みの枠組みが明らかにされました。さらに、平成14年6月にわが国は先進国の温室効果 ガス削減義務を定めた京都議定書を締結しました。また、平成15年3月には環境への負荷の 少ない持続可能な社会の形成をめざす「循環型社会形成推進基本計画」が策定されるなど、 国民一人ひとりのライフスタイルのあり方も含めた環境問題への取り組みが期待されていま

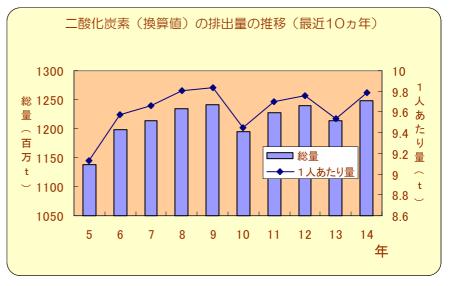
また、行政・市民・事業者が、協働して貴重な自然環境を保全・活用する推進体制の整 備・確立は、本市のまちづくりの重要な課題です。

基本方針

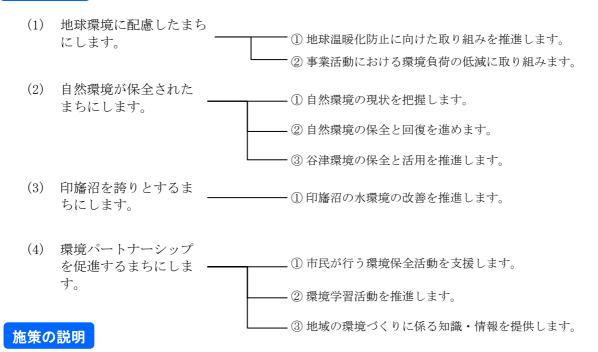
- 佐倉市の特徴である、印旛沼や緑豊かな丘陵性台地に囲まれた自然環境は、そこに住む人 たちとの共存によって形作られてきたものであり、この豊かな自然の魅力と価値を再認識 し、市民のみなさんとともに保全と回復・改善に努めます。
- ・自然との共生を実現するため、環境学習の実施や環境ボランティア団体の支援などの一層 の推進を図ります。
- ・市民の自然に対する意識の高まりを踏まえて、佐倉市の特徴ともなっている谷津環境の保 全と活用を推進し、豊かな自然とふれあえるまちづくりをめざします。



自然環境のシンボル "オオタカ"



資料:地球温暖化対策推進本部



- (1)地球環境に配慮したまちにします。
 - ①地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

産業の発展に伴い増加した温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロンなど)は、地球の気温を上昇させ、気象、農作物、生態系など、あらゆる生活環境に影響を及ぼします。京都議定書(※1)の発効に伴い、国際的な取り組みの中でも温室効果ガスの排出削減が義務化されています。本市でも、将来の地球環境を守るために、温室効果ガスの発生量を減らす対策として、市民のライフスタイルの変革や市内企業による省エネルギー活動やエネルギー転換等の取り組みを行います。



地球温暖化防止 キャンペーンロゴマーク

主な実現方策

● 地球温暖化防止計画等に基づき、様々な取り組みを行います。

②事業活動における環境負荷の低減に取り組みます。



高度経済成長により定着した、資源・エネルギー大量消費型のライフスタイルは、生活に利便性をもたらしてきた一方で、環境への負担を高め、地球温暖化をはじめ地球規模での環境の変化が深刻なものとなっています。まずは市役所が市内の一事業者として率先してIS014001(※2)の更なる推進等、環境負荷の低減に努めるとともに、市民のみなさんや市内企業に環境負荷の低減への働きかけを行います。

JUA-EMI3/5

佐倉市が認証を取得した IS014001の登録マーク

主な実現方策

● 市や企業が行う事業活動に伴い発生する環境負荷を低減するための取り組みを行います。

(※1) 京都議定書 … 地球の温暖化の原因になる大気中の二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的にした条約である「気候変動枠組条約」の第3回締結国会議(COP3)で採択された、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書のことです。この会議が1997年12月に京都で開催されたことからこう呼ばれています。(※2) IS014001 … 国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のことです。審査登録機関により、その組織がIS014001の規格を満たすシステムを構築していると認められたときは、IS014001の認証を取得することができ、環境に配慮しながら事業を行っていることを広くアピールすることができます。

近年、人間の活動が自然環境に及ぼす影響が増大し、人間社会だけでなく他

(2) 自然環境が保全されたまちにします。

①自然環境の現状を把握します。



カタクリの花

の生物にも影響を与えています。一度壊れた自然環境を元に戻すためには、多 くの年月がかかります。本市では、自然環境の変化を的確に把握することが自 然環境を保全する第一歩であるという認識のもと、自然環境を保全するために 現状や変化を的確に把握することに努めます。

主な実現方策

● 佐倉市の自然環境の保全と活用のため、必要な調査を実施します。

②自然環境の保全と回復を進めます。

ホタル

自然環境とは、人間を含めた生物全体をとりまく大きなシス テム全体のことです。先人が培ってきた大切な自然環境を次世 代に引き継ぐためにも、良好な自然環境を保全し、回復に努め ます。

主な実現方策

● 環境基本計画に基づき、ビオトープ創生事業などの自然環境の 保全回復事業を行います。



直弥公園内の谷津田生熊系保全区域

③谷津環境の保全と活用を推進します。

佐倉市の代表的な自然環境の一つに谷津環境があります。谷津とは台地を刻む谷地形で、谷津田と その周囲を取り囲む斜面林から成ります。谷津の環境は、メダカやカタクリなど、今では希少となっ た生物に、多くの生息空間を提供しています。市の原風景である谷津環境を守るため、保全し活用す る施策を推進します。

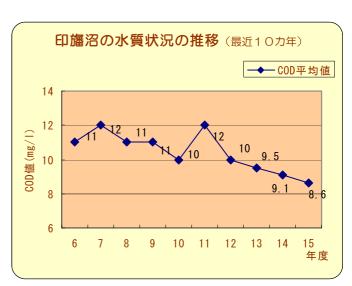
主な実現方策

谷津環境保全指針に基づき、谷津環 境を保全し、活用していきます。

(3) 印旛沼を誇りとするまちにします。

①印旛沼の水環境の改善を推進します。

佐倉市の環境のシンボルである印旛沼 は、昭和40年代以降の都市化の影響によ り水質が悪化し、現在は全国ワーストの上 位を占める水質となっています。印旛沼を より美しい沼にするため、印旛沼流域の関 係機関と連携し、水質浄化対策を推進しま す。



主な実現方策

● 佐倉市の環境のシンボルである印旛沼等の浄化を推進します。

資料:千葉県水質保全課

(4)環境パートナーシップを促進するまちにします。

①市民が行う環境保全活動を支援します。

持続可能な社会の構築はあらゆる人や組織にとって緊急の 課題です。社会を構成する各主体がそれぞれに取り組みを強 化するだけでなく、連携・協調による取り組みが不可欠との 認識が高まっています。人と自然とが共生し、良好な環境を 維持していくために、市民・行政・事業者が連携をとること が大切です。本市では、市民・企業のみなさんの環境を保全 していく活動を支援します。



市民団体による環境保全活動の様子

主な実現方策

● 環境ボランティア団体に対して支援します。

②環境学習活動を推進します。

自然の仕組み、人間の活動が環境に及ぼす影響、人間と環境との関わりなどについて、幅広い理解を深め、いのちの大切さを学ぶとともに、持続可能な社会づくりをめざし、実践しようとする活動が環境学習です。 本市では、多くの市民が環境に対して意識を持つことが、佐倉市の環境を保全して

いくことにつながるという認識のもとに、市民の自然環境調査を活かした 環境学習活動を推進するとともに、子どもを対象とした環境教育を支援し ます。

主な実現方策

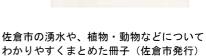
● 子どもたちに対して、環境について学ぶ機会を提供します。

③地域の環境づくりに係る知識・情報を提供します。

地域における環境への取り組みは地球環境問題への対応の基礎となります。本市では、地域の環境の現状を知り、一人ひとりが地域の環境づくりの主体であることを自覚することを促し、地域環境の保全や創造に取り組んでいくことを推進します。

主な実現方策

● 環境に対する意識啓発を行います。



佐倉市

佐倉市の自然



佐倉市の代表的な自然環境である谷津の風景(下志津・畔田地先)



畔田沢を潤す豊富な湧水

第2節 減量・資源化を重視した循環型社会が構築されたまちづくり

現況と課題

わが国ではこれまで、経済活動の拡大にともない豊かな生活を享受してきましたが、大量 生産・大量消費・大量廃棄の生活様式が定着し、廃棄物発生量の増大や多種多様の製品の廃 棄などにより、最終処分場が逼迫している状況となっています。さらに、不法投棄の増大な どの問題が顕在化し、その対策が緊急の課題となっています。このことから、国では、大量 に発生する廃棄物の資源再利用等による最終処分量の削減を目的とし、循環型社会形成推進 基本法を制定(平成12年6月)し、第一に廃棄物等の発生抑制(リデュース)、第二に使用 済製品・部品等の適正な再使用(リユース)、第三に回収されたものを原材料として適正に 利用する再生利用(マテリアルリサイクル)、第四に熱回収(サーマルリサイクル)を行 い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うという優先 順位を定めています。

また現在では、循環型社会形成推進基本法に基づき様々な個別法が整い、廃棄物の適正処 理やリサイクルの推進に努めています。

基本方針

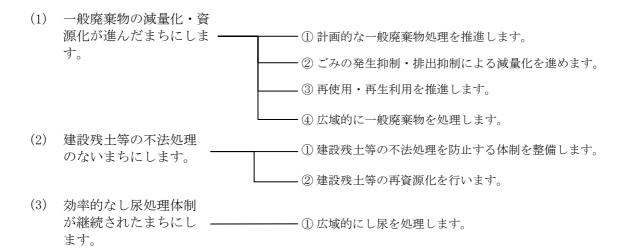
- ・豊かな環境を将来にわたって継承していくために、廃棄物の適正処理を推進するととも に、生産・流通・消費・廃棄のあらゆる過程における物質の効率的な利用や廃棄物の発生の 抑制、リサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない、持続 的に発展することのできる「循環型社会」(※3)の構築をめざします。
- ・建設残士等による不法処理を防止するための体制を整備します。

(※3) 循環型社会 … 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効的に使う ことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。



佐倉市、酒々井町清掃組合

資料: 廃棄物対策課



施策の説明

- (1) 一般廃棄物の減量化・資源化が進んだまちにします。
 - ①計画的な一般廃棄物処理を推進します。

一般廃棄物 (※4) の処理には、発生抑制、再使用、再生利用 を念頭に入れた計画的な廃棄物処理を心がける必要がありま す。

本市では、ごみの分別を進め減量化に努めるとともに、さらに、市民によるごみの排出抑制、生産・流通・消費のそれぞれの段階における一般廃棄物対策や体制づくりを推進します。



6 種類の市指定ごみ袋

主な実現方策

● 一般廃棄物処理計画に基づき、様々な取り組みを行います。

②ごみの発生抑制・排出抑制による減量化を進めます。

経済社会システムにおける物質循環を確保するためには、現代の浪費的な生産と消費の様式を問い直して、廃棄物の発生抑制を図っていかなければなりません。本市では、企業や市民のみなさんとの連携により、生産、流通、消費のそれぞれの段階において、ごみの発生や排出を抑制する施策を推進します。

主な実現方策

● 一般廃棄物の減量化に対する支援や啓発を行います。

③再使用・再生利用を推進します。

循環型社会の構築のためには、回収したものを資源として利用するリサイクルや、エネルギーとして利用していくことが不可欠です。本市では、生産、流通、消費のそれぞれの段階において、再使用、再生利用への意識の定着化を図るとともに仕組みづくりを推進します。

主な実現方策

● 一般廃棄物の再使用、再生利用に対する支援や啓発を行います。

(※4)一般廃棄物 ··· 家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの(事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど)を言います。

④広域的に一般廃棄物を処理します。

リサイクルが見込めない廃棄物は、適切な中間処理 (※5) を経るなど、環境への影響を極力少なくした上で、埋立て等の最終処分が適正に行われることが必要です。また、ごみ焼却施設から出るダイオキシン類の公害対策のため、高度な処理機能を有する大規模施設で処理することが必要です。

最終処分場や高度処理には、共同処理による対応が望ましいとの考え方から、酒々井町との共同処理により、効率的に一般廃棄物を処理します。

各家庭から収集されたごみは、佐倉 市、酒々井町清掃組合に搬入されま

主な実現方策

● 佐倉市、酒々井町清掃組合に負担金を支出し、ごみ処理を行います。

(2) 建設残土等の不法処理のないまちにします。

①建設残土等の不法処理を防止する体制を整備します。



自らの責任において再利用を行うことによりその減量に努めていますが、再利用できない土砂等は他の場所で適正に処分しなければなりません。しかしながら、それらが農地や山林に不法投棄処理されるケースがあることから、本市では不法処理を防止するため、「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例」を制定しました。今後も自然環境の保護や、不法投棄による災害を防ぐために体制を整備し、生活環境の保全に努めます。

都市整備等に伴って発生する土砂等は、その事業を行った事業者

主な実現方策

● 建設残土等の不法処理の体制を整備します。

選別・圧縮・梱包を経てリサイクル施設へ。

②建設残土等の再資源化を行います。

建設工事に伴い発生する建設副産物(※6)は、都市部を中心に近年増え続けています。この建設副産物は事業活動に伴って生じる廃棄物であり、排出者責任で適正処理することが原則ですが、廃棄物の処理施設にも限界があることから、建設産業に対して、大量消費、大量廃棄からの脱却を図るため、再生体系を確立して、建設副産物の再利用を促進していくことを求めます。また、廃棄物中間処理施設の適正管理運営を指導し、再資源化を促進します。

主な実現方領

- 建設残土等の発生量の抑制・再資源化を行うよう、事業者等に要望します。
- (3) 効率的なし尿処理体制が継続されたまちにします。
 - ①広域的にし尿を処理します。

し尿処理とは、一般的に下水道が整備されていない便所の汲み取り処理のことをいいます。佐倉市 の汲み取り人口は年々減少していますが、効率的なし尿処理が可能であり、また効率的な再資源化が 促進できると考えられることから、印旛衛生施設管理組合に参加し、近隣市町(四街道市、八街市、 酒々井町、富里市)と施設の共同利用によるし尿処理を行います。また、し尿の堆肥化を進めます。

主な実現方策

- し尿回収事業者に支援・指導を行います。
- 印旛衛生施設管理組合に負担金を支出し、し尿処理を行います。

(%5)中間処理 … 中間処理とは、廃棄物を最終処分する前に、量を減らしたり、性質を安定させる為、又は無害化する為に行う処理のことです。可燃ゴミの焼却や、粗大ゴミの破砕などはこの中間処理にあたります。

(※6)建設副産物 … 建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。

第3節 快適な生活環境が創造されるまちづくり

現況と課題

快適で暮らしやすい生活環境は、私たち一人ひとりの願いです。しかし、大気汚染、水質 汚濁、土壌汚染、騒音、振動や悪臭などの環境問題の多くは、社会経済活動の拡大に伴う大 量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷の増大によって引き起こされたものであり、そ の深刻さは人類共通の大きな課題となっています。

快適な暮らしを確保するためには、生態系という観点から自然環境に配慮した環境保護に 努めるとともに、かけがえのない地球環境を保全し共生を図ろうとする取り組みが必要で す。

国においては、1993年(平成5年)に地球規模での環境保全や自然保護など新たな環境問 題に対応していくための基本理念を定めた「環境基本法」が制定されました。また、1994年 (平成6年) には環境基本計画が策定され、計画の基本理念実現に向けた取り組みが展開さ れています。

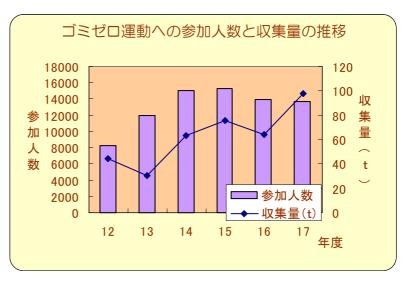
環境と日常生活における利便性の追求との調和・調整のとれたまちづくりが求められま す。

基本方針

- 豊かな自然環境を守り育て、かけがえのない地球環境と共生できる持続発展可能な社会の 実現に向け、「佐倉市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政とが協力・連携して環 境負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていく自主的な環境保全活動を推進します。
- ・環境汚染の未然防止策を講じることにより、快適な生活環境の維持・向上に努めます。
- ・斎場の広域運営や墓地の適正化に努めます。



ゴミゼロ運動の様子



資料:廃棄物対策課

(1) 暮らしやすい環境が保てるまちにします。
 ② 公害防止対策を実践します。
 ② 会害防止対策を実践します。
 ③ 良質な水資源の保全に努めます。
 ① 地域公衆衛生の向上に努めます。
 ② 不法投棄の防止体制を整備します。
 ③ 墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。
 ④ 広域的に斎場を運営します。

施策の説明

- (1)暮らしやすい環境が保てるまちにします。
 - ①佐倉市内の環境を監視します。

1960年代に社会問題となった産業型公害は、その後の技術革新や法令の整備等により大気汚染や水質汚濁などは改善傾向にありますが、ダイオキシン類(※7)や環境ホルモン(※8)などが新たな環境問題となっており、市民の関心も高まっています。このことから、引き続き市内の環境を監視するとともに、本市の環境に関する情報を提供して市民自らも環境に配慮した取り組みを実践していただくため、各種調査を実施し環境の現況を把握することに努めます。

主な実現方策

● 大気、水質、土壌の現況調査を行います。

②公害防止対策を実践します。

近年、生活が豊かになるにつれて市民がより質の高い周辺環境を求めるようになっており、本市には様々な苦情・相談等が寄せられています。騒音・振動・悪臭を伴う産業活動に関する規制や指導に徹することに加え、市民からの苦情を生きた情報として傾向を分析することにより、事前に予想される苦情の要因を可能な限り排除し、市民の周辺環境の質の維持に努めます。

主な実現方策

● 公害を未然に防止するために、規制や指導等を行います。

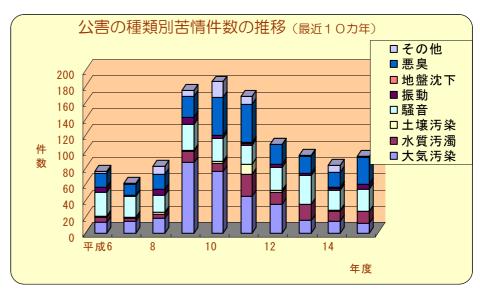
(※7)ダイオキシン類 … ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) とコプラナポリ塩化ビフェニール (CO-PCB) の総称であり、動物実験で、強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発がん性や催奇形性が疑わ

(※8)環境ホルモン …

れています。

68 —

人や野生動物の内分泌作用を かく乱し、生殖機能阻害等を 引き起こす可能性のある、環 境化学物質の総称です。これ らの物質による生体や環境に 対する影響については、科学 的に解明されていない点が数 多く残されています。



資料:生活環境課

③良質な水資源の保全に努めます。

本市には印旛沼をはじめ複数の河川があり、水源として多方面に利用されています。これらの表流水を保全するためには、生活系排水による汚濁負荷量の低減を図ることが有効です。

また、事故等による水質汚濁には被害を最小限に抑える体制が不可欠です。一方、地下水に関して、産業活動において多種多様な化学物質が使用された結果、その一部が地下に浸透し地下水が汚染される事例が本市においても確認されています。本市の飲料水源の60%以上をまかなっている貴重な地下水を保全するため、汚染の調査を実施し、必要に応じて浄化対策を行います。



ゴミゼロ運動の様子

主な実現方策

- 水質の汚濁防止のための対策を講じます。
- 合併浄化槽を普及促進するための支援を行います。

(2) 清潔で快適な環境が保てるまちにします。 ①地域公衆衛生の向上に努めます。

防疫対策としての公衆衛生は、医療技術の向上や生活水準の向上、 教育の普及など社会的環境の改善とともに向上してきましたが、より

清潔で質の高い生活環境を確保するためには、

市民の理解と協力が必要です。そこで各種事業を展開していく中で、市民参加の体制づくりを進めます。また、ポイ捨てや落書きなど、モラル向上によって解決することが可能な地域の環境美化についても、市民との連携による施策等を推進します。

主な実現方策

● 地域の環境美化のために市民が行う清掃活動等を支援します。

②不法投棄の防止体制を整備します。



喫煙禁止区域マーク

国民の生活が物質的に豊かになった一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムが、廃棄物に関する様々な問題を引き起こしています。首都圏からの交通の利便性が良く、自然豊かな本市でも、悪質な不法投棄が後を絶ちません。不法投棄をゆるさない社会の実現をめざして、不法投棄の防止体制を整備し、地域と連携して不法投棄の防止に努めます。

主な実現方策

● 不法投棄を未然に防止するための対策を講じます。

③墓地を安定的に供給できる環境整備に努めます。

墓地の開発は公共の福祉の見地から、安定的な経営・管理による永続性の確保や利用者の利益の保護並びに需要バランスの確保が求められています。また周辺地域の生活環境との調和も行わなければなりません。そこで本市では、「墓地等の経営許可に関する条例」に基づき、墓地等の許可基準を明確にし、健全な経営が確保されている計画に限り経営許可手続きを行います。さらに、今後増大することが見込まれる墓地需要に対応するため、市営霊園のあり方について調査研究を行います。

主な実現方策

● 墓地を安定的に供給できる環境を整備するために、適切に経営許可を行い、必要に応じて市営霊園の調査研究を行います。

④広域的に斎場を運営します。

近年、公営の斎場で通夜・葬儀を行う喪家が増えてきています。本市においても、市民のみなさんに安心してご利用いただけるよう、四街道市、酒々井町と共同で運営する「さくら斎場」を支援します。

主な実現方策

● 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合に負担金を支出します。

第4節 安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

都市化の進展に伴い、犯罪、交通事故、消費者問題などが多発してきており、市民の生 命、身体、財産を守るため、これらの発生を可能な限り未然に防ぐ、安全で安心の社会づ くりが求められています。

さらに、価値観の多様化や匿名性の増大、地域社会の連帯意識の希薄化など、地域社会 を取り巻く環境は劇的に変化しており、一方で、地域が伝統的にもっていた犯罪を抑える 機能が弱まるなど、人々の安全な暮らしに対する不安が広がっています。

また、災害に備えた対策や、消防・救急活動への迅速な対応など、有事のときに適切に 対応できる体制の整備が求められています。

基本方針

- ・防災、交通安全、防犯に対する意識の高揚を図るとともに、地域社会の自主性や連帯性 を強化しながら、災害、交通事故、身近な場所での犯罪に対する安心・安全な生活の確保 のための対策を進めます。
- ・火災・災害、救急・救命に迅速かつ適切に対応するための体制の整備を促進するととも に、計画的な対策に努めます。
- ・消費者問題(※9)や日常生活で直面する法律に係わる諸問題に関して、適切に相談でき る体制を整備します。

(※9) 消費者問題 … 一般的には「最終消費者として購入した商品・サービスおよびその取引をめぐって生じる消費者の被 害または不利益の問題」であると考えられています。消費者問題が、社会問題視されるようになったのは、戦後、技術革新が 進み、大量生産、大量販売体制が確立されて、多くの消費者被害が続発したことに始まります。



資料:佐倉警察署



貸出防犯資機材の提灯

(1)	自主防犯活動が盛んな まちにします。	
		2 防犯意識を啓発します。
(2)	消防・救急活動が迅速	
	におこなえるまちにし ます。	① 防火意識の啓発・普及に努めます。
	<i>5</i> , 7, 0	② 消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。
		③ 地域における消防力を強化します。
		④ 広域的に消防・救急体制を整備します。
(3)	災害に備え、対策がと	
	られているまちにします。	① 計画的な災害対策に努めます。
	9 0	② 災害に対する知識の啓発・普及に努めます。
		③ 市民の自主的な防災組織を支援します。
		④ 災害時の情報収集、伝達体制を強化します。
		⑤ 地震・風水害・有事災害対策を強化します。
(4)	交通安全の進んだまち	
	にします。	0 mm m v s n 2 s n 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2
		② 交通安全意識の啓発をします。
		③ 警察や関係機関・団体等との連携による交通安全対策を実施します。
		④ 交通災害者を支援します。
(5)	安心して消費生活を営 めるまちにします。	
		② 消費者問題の相談体制を整備します。
(6)	市民が気軽に相談でき るまちにします。	

施策の説明

- (1) 自主防犯活動が盛んなまちにします。
 - ①地域の自主防犯活動を推進します。

近年、日本の治安は、ひったくり・路上強盗などの街頭犯罪の増加、ピッキング等の新たな手段に よる侵入恣など、市民の暮らしを脅かす犯罪が急増しており、安全神話が崩れつつあります。こうし た中で、本市では、犯罪の発生に歯止めをかけようと、地域のみなさんが連帯して、各地域で防犯パ トロール等の自主的な防犯活動を行う取り組みが広がりつつあり、防犯パトロール開始後に侵入盗の 発生が減少するなど、犯罪防止に大きな成果を挙げています。警察とも十分連携して、このような活 動が一層拡がっていくよう、地域に働きかけを行います。

主な実現方策

● 警察等と連携し、地域の自主防犯活動を活性化させます。

②防犯意識を啓発します。

犯罪を防ぐには、一人ひとりの防犯意識の向上と地域をあげての取り組みが欠かせません。本市で は、防犯対策に関する意識啓発と地域の取り組みを支援します。

主な実現方策

- 防犯に関する意識啓発を行います。
- (2) 消防・救急活動が迅速におこなえるまちにします。
 - ①防火意識の啓発・普及に努めます。

火災の被害を防ぐには、初期消火などの知識の普及や、火災の恐ろしさ・防火の大切さを知ること が大切であると考えられることから、本市では、警察、消防署と連携し、防火意識の啓発・防火知識 の普及に努めるとともに、地域住民による消防救急体制の整備を推進します。

主な実現方策

- 防火意識の啓発・普及を行います。
- ②消防団活動と地域防災活動との連携に努めます。



主な実現方策

発災直後の初動期においては、地域住民相互の助け合い、人命救 助や初期消火への努力が被害の軽減につながります。地域住民に よって組織されている消防団は、防災面での十分な訓練と経験を積 んでおり、地域の自主防災組織等への訓練指導や防災意識・知識の 普及啓発を行うことが期待されます。本市では、これらの消防団活 動を支援するとともに、消防団と自主防災組織等が十分な連携が図 れるよう体制の整備に努めます。

消防団活動を支援します。 消防団出初式の様子

③地域における消防力を強化します。

地域の消防力については、今後想定される東海地震等の大規 模災害に備え、耐震性のある防火水槽や消火栓設備の充実を図 るとともに、老朽化した消防設備の改修を行い、消防力の維持 強化に努めます。

主な実現方策

● 地域における消防力を強化するため、消防施設を整備しま

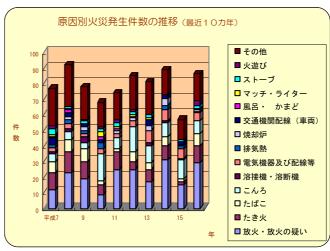


地域の消防訓練の様子

④広域的に消防・救急体制を整備します。

火災・災害、救急・救命に迅速に対応するため、八街市、酒々井町と共同で設置する「佐倉市八街市酒々井町消防組合」の充実を図ります。

消防車両や機器の整備を計画的に図ることにより消防力の維持強化に努め、また、近年高齢化の進展等により救急出場件数が増加傾向にあることから、必要な資機材や救急救命士を含む救急隊員を確保し、救急活動の適切な対応と迅速化が図れるよう協力します。



資料:佐倉市八街市酒々井町消防組合

主な実現方策

● 佐倉市八街市酒々井町消防組合に負担金を支出します。

(3) 災害に備え、対策がとられているまちにします。

①計画的な災害対策に努めます。

わが国では、毎年、自然災害により多くの尊い人命や財産が失われています。本 市では、地震や風水害、そして懸念されている有事災害に備え、佐倉市地域防災計 画の作成や、災害予防、災害応急対策など必要な災害対策について、総合的かつ計 画的に推進します。



避難場所の看板

主な実現方策

● 地域防災計画・国民保護計画に基づき、様々な取り組みを行います。

②災害に対する知識の啓発・普及に努めます。



非常持ち出し品

わが国は、地理や自然条件から、地震、台風などによる風雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっています。起こりうる災害に備え、災害の被害を最小限に抑えるための知識の啓発・普及に努めます。

主な実現方策

災害に関する知識の啓発普及を行います。

③市民の自主的な防災組織を支援します。

阪神・淡路大震災などを契機に、防災に対する市民の関心が高まり、災害時におけるボランティアや地域コミュニティの果たす役割の重要性が再認識されています。このようなことから、本市では、自主防災組織などの防災活動を支援します。

主な実現方策

● 自主防災組織を支援します。



地域ごとの防災訓練の様子





防災行政無線

④災害時の情報収集、伝達体制を強化します。

災害時には、災害に係る正確な情報をより早くより多く集めることが大切です。災害時における情報の収集と伝達の手段を確保するため、防災行政無線等の機器を整備するなど災害に係る情報収集・発信のための体制を整備します。

主な実現方策

● 市民の安全を確保するため災害に関する情報を収集し周知します。

⑤地震・風水害・有事災害対策を強化します。

災害対策においては、市民・企業が自らを災害から守る「自助」と、市民・企業が互いを助け合う「共助」、国、地方公共団体等行政が行う「公助」が、それぞれ自己の責任において役割分担していくことが求められます。本市では、職員による防災訓練を定期的に実施したり、防災備蓄倉庫、防災井戸、防災行政無線などの整備を進めるなどして、防災対策の充実を図ります。



市職員の水防訓練

主な実現方策

- 発生した災害に対し、適切な対処ができる体制を整備します。
- 防災資器材が災害時に適切に起動できるよう、維持管理します。

⑥災害時の総合的な支援体制を確立します。

今後は、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれることから、大規模な災害の発生に備えて、 高齢者や障害者等を含めた災害時要援護者に対する支援体制の整備や、広域的な応援体制の整備の充 実に努めます。

主な実現方策

- 災害共済事業を運営します。
- 災害救助法適用時の救助活動を円滑に行います。

(4) 交通安全の進んだまちにします。

①計画的に交通安全対策を行います。

交通安全基本計画に基づく諸対策(道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持等)を総合的に推進し、交通事故による被害が減少するよう計画的な交通安全対策に取り組みます。



交通安全教室の様子

主な実現方策

● 交通安全計画に基づき、様々な取り組みを行います。

②交通安全意識の啓発をします。

本市では、これまで交通事故の発生防止のため、交通安全教室の 開催や交通安全運動の実施などを通じて、市民の交通安全意識の高 揚を図ってきました。今後も、交通事故の発生を防止するため、子 どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとと もに、関係機関との連携により、交通安全運動を展開するなどし て、交通安全意識の高揚を図ります。

主な実現方策

● 交通安全意識を啓発します。

③警察や関係機関・団体等との連携による 交通安全対策を実施します。

警察や民間ボランティア団体等と連携して、 交通事故を未然に防ぐよう交通安全対策を講じ ます。

主な実現方策

● 警察や関係機関・団体等と連携して、交通安全事業を実施します。

④交通災害者を支援します。

平成15年中の交通事故による死者数は昭和32年以来46年ぶりに減少するに至ったものの、発生件数及び負傷者数はともに増加の傾向



資料:佐倉警察署

に転じています。本市では、多様な支援を必要とする交通事故の被害者に対し、専門の相談員による 交通事故相談などにより支援します。

TO DO V

消費生活センター

主な実現方策

- 交通災害者を支援する体制を整備します。
- (5) 安心して消費生活を営めるまちにします。
 - ①消費者問題についての啓発事業等を推進します。

消費者問題は、戦後、技術革新が進み、大量生産、大量販売体制が確立されてから、さまざまな消費者被害が続発したことに始まります。本市では、市民のみなさんが消費者トラブルに巻き込まれないよう、知識・情報の提供、啓発事業を推進します。

主な実現方策

● 消費生活センターにおいて、消費者問題について啓発します。

②消費者問題の相談体制を整備します。

私たちの生活は、情報化、高齢化、国際化、サービス化の進展などにより大きく変化しています。それに伴い、多種多様なサービスや販売方法の出現によるトラブルや被害が増加し、とりわけ若者や高齢者の被害が増えています。こうした新たな状況に対応し、市民の安全で快適な消費生活を実現するため、本市では市民のみなさんが気軽に相談できる「消費生活相談」事業を行います。

主な実現方策

- 消費生活相談を実施します。
- 消費生活センターを管理運営します。



消費生活展の様子

(6) 市民が気軽に相談できるまちにします。

①法律問題等の相談がしやすい環境を整えます。

日常生活を営む上では、民事上の問題から行政に係る問題まで、様々な問題に直面することがあります。本市では、市民生活の安定という観点から、法律に係る相談や各種の市民相談に対応できるよう市民相談窓口を設置し、市民のみなさんに安心を提供します。

主な実現方策

● 法律問題等の相談窓口を提供します。



第3章 英知を伝え、心豊かな明日を 育むまちづくり

~文化・学習の推進~

第3章

英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり ~ 文化・学習の推進 ~

第1節 すべての市民の人権を尊重するまちづくり

(1)	市民がお互いを尊重し擁護し あうまちにします。	① 人権施策の推進体制を整備します。 ② 人権問題について考える機会を提供します。 ③ 人権推進活動を行う団体を支援します。
(2)	人権教育が充実したまちにし ます。	─── ① 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します
(3)	お互いの考え方や異なる文化 を尊重しあえるまちにしま —— す。	① 国際化施策の推進体制を整備します。 ② 市民の国際理解を深める機会を提供します。 ③ 国際交流活動を行う団体を支援します。 ④ 佐倉市に住む外国人の生活を支援します。
(4)	一人ひとりが平和の大切さを 理解するまちにします。	─── ① 市民に平和の大切さを啓発します。

第2節 学校で楽しく安心して学べるまちづくり

(1)	子どもたちが学校で確かな学 力を身につけられるまちにし —— ます。	① 効果的な学力向上について研究します。 ② 教職員の指導力を向上します。 ③ 子どもたちの学習意欲を高める授業を行います。 ④ 子どもたちの読書環境を整備します。
(2)	子どもたちが学校で豊かな人 —— 間性を身につけられるまちに します。	① 道徳教育を充実します。 ② 子どもたちの規範意識や公共心を育みます。 ③ 子どもたちの職業に対する関心を高めます。
(3)	子どもたちが学校で健康で安 心して学習できるまちにしま す。	① 子どもたちの体力向上に向けて事業を推進します。 ② 子どもたちの健康に対する意識や自己管理能力を育みます。 ③ 食に関する指導を充実します。 ④ 学校の防犯上の安全を確保します。 ⑤ 通学における安全を確保します。 ⑥ 通学区域制度を弾力的に運用します。 ⑦ 学校施設の安全性・快適性を確保します。 ⑧ 教育に関する相談体制を充実します。 ⑨ 不登校やいじめ問題に取り組みます。 ⑩ 就学困難者に対して教育に係る支援を行います。
(4)	地域から信頼され地域に支え られる学校のあるまちにしま ―― す。	① 障害をもつ子どもたちの学習を支援します。① 学校に関する情報を提供します。② 開かれた学校づくりを推進します。

第3節 みんなで青少年を育てるまちづくり

(1)	地域と行政が連携して青少年 を育てるまちにします。	① 青少年育成施策の推進体制を整備します。 ② 青少年がまちづくりを考える機会を提供します。
(2)	青少年が自立をめざして生き るまちにします。	① 青少年が自主性、社会性を学ぶ体験活動の機会を提供します。 ② 青少年に対して社会的自立を促す機会を提供します。 ③ 青少年活動を行う市民、団体を支援します。 ④ 青少年活動の担い手を育成します。
(3)	青少年が安心して育つまちに します。	⑤ 青少年の規範意識やモラル、思いやりの心を醸成します。 ① 青少年を取り巻く有害環境対策に取り組みます。 ② 青少年が悩みを相談できる体制を整備します。

第4節 だれでも楽しく学習できるまちづくり

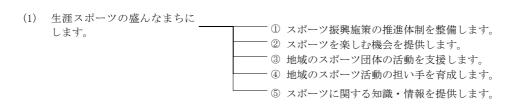
(1)	生きがいをもって暮らせる まちにします。	3	生涯学習施策の推進体制を整備します。 市民の生きがいをもつきっかけとなる学習機会を提供します。 市民の生涯学習活動を支援します。 生涯学習に関する情報提供を充実します。
(2)	郷土に学び、地域への愛着 を深め、文化を創るまちに します。		佐倉学に関連する事業を推進します。 民俗資料、伝統文化、地域資源を活用した生涯学習事業を推進します。
(3)	生涯学習が活きるまちにします。		地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。 地域活動に関する情報 (公民館・図書館等) 提供を充実します。
(4)	地域が子どもたちを育てる まちにします。		家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動に関する 事業を推進します。
(5)	生涯学習環境が充実したまちにします。		生涯学習が充実する環境を整備します。
第5節 個	固性ある文化を創造し、継承	するまちづくり	
(1)	芸術文化活動の盛んなまちに します。	1	芸術文化に触れる機会を提供します。 市民による芸術文化活動を支援します。 芸術文化に関する学習機会と情報提供を充実します。

① 市内に残る文化財や文化資産を保存活用します。 ② 文化財や文化資産の保存活用の意識を啓発します。

第6節 スポーツシーンのあるまちづくり

てるまちにします。

(2) 地域の歴史、文化に愛着のも ____



第1節 すべての市民の人権を尊重するまちづくり

現況と課題

人類は、20世紀に二度の世界大戦を経験し、平和がいかにかけがえのないものであるか を学びました。しかし、現実には世界各地で、テロや地域紛争が起きており、これによる飢 餓や貧困などによって多くの尊い命が失われています。また、国内では、同和問題をはじめ とする様々な人権問題に加え、児童虐待や家庭内暴力など、新たな人権に関する問題も生じ ています。

本市では、平成7年(1995年)に平和都市宣言と佐倉市平和行政の基本に関する条例を定 め、世界の恒久平和の実現に向かって努力することを誓いました。また、平成9年(1997 年)には、人権尊重・人権擁護都市宣言を定め、基本的人権を正しく理解し人権感覚の向上 に努めることを誓いました。

現在、国際化の進展や情報伝達の高度化・グローバル化も急速に進んでおり、世界との距 離は確実に身近なものになってきています。さらに、国内においても外国人とのふれあいや 交流の機会も増えてきています。こうした状況にあって、私たちには、国際的な視野と豊か な国際感覚を持ち、異なる文化を理解、尊重しながら、共存していくことが期待されていま す。

基本方針

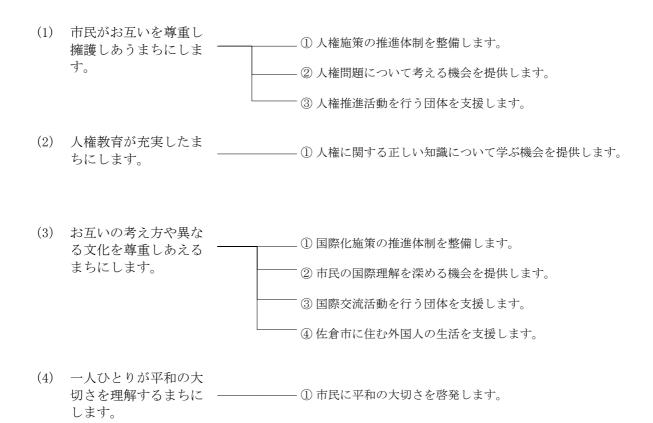
- ・人権に対する正しい理解と人権感覚の向上を促進するため、人権に関する学習機会を提供 します。また、市民のみなさんとともに、人権施策の推進に取り組みます。
- ・平和都市宣言及び平和条例に基づき、平和意識の普及・啓発に取り組みます。
- ・国際的な視野と豊かな国際感覚を持ち外国人相互の国際理解を深めるため、外国人への学 習機会や生活情報を提供するとともに、市民同士の交流を促進するための事業を展開しま す。



佐倉国際スピーチコンテスト



平和の鐘



施策の説明

- (1) 市民がお互いを尊重し擁護しあうまちにします。
 - ①人権施策の推進体制を整備します。

時代に応じた新たな人権施策推進指針の策定や組織の充実等を行い、総合的に人権施策を推進します。

主な実現方策

● 人権啓発の効果的な推進を図るため、人権施策推進指針の策定に取り組みます。

②人権問題について考える機会を提供します。

市民の人権問題に対する関心を高めるため、「人権尊重・人権擁護都市宣言」の周知に努めるとともに、人権 啓発事業を実施し、人権意識の定着を図ります。

主な実現方策

● 人権啓発事業を通して、人権尊重の理念の普及に努めます。



人権啓発イベント「さくらヒューマントーク」

③人権推進活動を行う団体を支援します。

市民や事業者と協力して、人権施策の推進に取り組みます。また、人権擁護や人権意識の啓発を適切に進めるとともに、人権推進活動団体の取り組みを支援します。

主な実現方策

● 人権推進活動を行う団体に対して支援を行います。

(2)人権教育が充実したまちにします。

①人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します。

多くの市民が、同和問題をはじめとして、人権に対する正しい知識を深めていくために、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育が連携を図りながら、人権に関する講座等の学習機会を提供します。

主な実現方策

● 人権に関する講座、学習会等を実施します。

(3) お互いの考え方や異なる文化を尊重しあえるまちにします。

①国際化施策の推進体制を整備します。

国際化が進む中、外国人市民や外国人の旅行者は年々増加しています。諸外国の人々とお互いに理解し合い、信頼関係を築いていくために、「(仮)国際化基本構想」を策定し、それに沿って施策を推進します。

主な実現方策

● 市の国際化施策に係る方針を策定し、総合的に推進します。

②市民の国際理解を深める機会を提供します。

海外の政治・文化・経済等に関する有識者の講演等を通じ、市民の国際理解を深める機会を提供します。

主な実現方策

● 国際理解を啓発する事業を行います。

③国際交流活動を行う団体を支援します。

国際交流活動は、市だけではなく、さまざまな主体の協力がなければ推進できません。国際交流事業を推進している団体を支援していきます。

主な実現方策

- (財)国際交流基金の活動を支援します。
- 佐倉日蘭協会の活動を支援します。

④佐倉市に住む外国人の生活を支援します。

本市に在住する外国人と市民が交流を深めるためには、まちを外国人にとって住みやすくすること が必要です。そこで、外国人に対して学習機会や生活情報を提供します。

主な実現方策

● 帰国子女や外国人児童生徒に日本語適応指導を実施します。



日本語講座

- (4) 一人ひとりが平和の大切さを理解するまちにします。
 - ①市民に平和の大切さを啓発します。

世界の恒久平和の実現を目指す「平和都市宣言」及び「佐倉市平和行政の基本に関する条例(平和 条例)」に基づき、市民に平和意識を啓発するため、平和事業を展開します。

主な実現方策

● 平和使節団の派遣などの平和啓発事業を推進します。



佐倉市平和使節団

第2節 学校で楽しく安心して学べるまちづくり

現況と課題

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境の変化、生活様式の多様化等にともない、学 校教育は大きな転換期を迎えています。

今後の学校教育においては、児童・生徒に確かな学力が身につくよう絶えず研究し、取 り組みを進めるとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間形成 や、社会の変化に対応できる「生きる力(※1)」を身につけた、健康で心豊かな人づくり をめざす教育の推進が求められています。

近年、全国各地で学校内において、防犯上の安全性が問われる重大な事件が起きてお り、防犯対策の強化が求められています。また、学校施設は、地震等の災害時に児童・生徒 の生命を守るとともに、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の 確保は不可欠であります。

いじめ、不登校など精神的な悩みを持つ児童・生徒の増加が深刻な問題になっており、 学校・家庭・地域社会が連携した適切かつ総合的な対応が求められています。さらに、「生 きる力」の核となる豊かな人間性を培う道徳教育が重要になってきています。

教職員については、自らを律し、自ら豊かな人間性の涵養に努めるとともに、社会の変 化に対応した指導と意識改革が求められています。

今後の学校教育のあり方に関しては、保護者や地域の声を反映する開かれた学校づくり が求められています。

基本方針

次代を担う子どもたちが学ぶことへの意欲や時代の変化に的確に対応できる力を育てるた め、家庭及び地域社会とも連携して、心の教育を基盤とした「生きる力」を育む教育の実践 と、知・徳・体の調和のとれた教育を展開します。

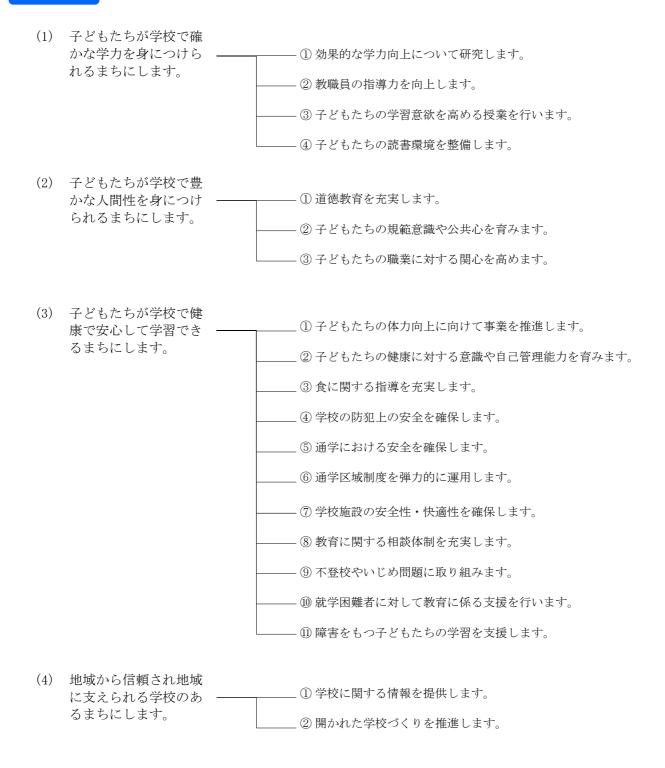
- (※1)生きる力 … 中央教育審議会第一次答申(平成8年7月)で「これからの社会においてはぐくむべき」と指摘された 子どもたちの以下の資質や能力等のことです。
 - ①自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する
 - ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、感動する心 など、豊かな人間性
 - ③たくましく生きるための健康や体力



白銀小学校(平成16年4月開校)



市役所見学をする小学生



施策の説明

- (1) 子どもたちが学校で確かな学力を身につけられるまちにします。
 - ①効果的な学力向上について研究します。

子どもたちの確かな学力の向上を目指すためには、教育課題の分析や対処を適切に行う必要があります。平成15年度に設置した「佐倉市教育センター」を中心として、教育課題について調査・研究し、指導に反映させていきます。

主な実現方策

● 教育センターで学習状況調査等を実施します。

②教職員の指導力を向上します。

子どもたちが学習意欲を持って確かな学力を身につけるためには、指導にあたる教職員の資質の向上が求められます。教職員の意識や指導力を高めるための研修等の事業を実施します。

主な実現方策

● 教職員に対して資質向上のための各種研修を実施します。

③子どもたちの学習意欲を高める授業を行います。

子どもたちの自ら学ぼうとする意欲は、基礎的学力の定着度に大きく影響します。そこで、子どもたちの学習意欲を喚起し個性を伸張するような創意工夫溢れる授業を行います。

また、身近な物産や文化資産等の素材を教材として活用し、郷土意識を育む授業を行います。

主な実現方策

- 社会人を活用した授業を実施します。
- 外国人を活用した英語の授業や国際理解教育を実施します。



市の職員の解説を聞きながら、屋形船で印旛沼観察をする子どもたち

4)子どもたちの読書環境を整備します。

読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、 人生をより深く生きる力を身につけていく上で不可欠なものです。このような子どもたちの読書活動の重要性にかんがみ、本市では現在、全ての小・中学校で読書の時間を設けています。今後、更に子どもたちの読書活動を推進します。

主な実現方策

● 学校図書館の利用を増加させ、子どもたちの読書活動を推進します。

(2) 子どもたちが学校で豊かな人間性を身につけられるまちにします。

①道徳教育を充実します。

子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、子どもたちの道徳意識の現状と課題を把握し、適切な道徳教育の充実を図ります。

主な実現方策

● 教育センターで道徳教育に関する調査研究を行います。

②子どもたちの規範意識や公共心を育みます。

子どもたちの協調性や社会性が養われるよう、社会生活に関する学習や、福祉教育、世代間交流、社会参加を促進するためのボランティア活動等を推進します。

主な実現方策

● 子どもたちの校外活動事業を推進します。

③子どもたちの職業に対する関心を高めます。

子どもたちが自ら自分の将来について考えることができるよう、中学校においては、一人ひとりにあった進路指導を行うほか、子どもたちが勤労観、職業観を育むことができる教育に取り組みます。

主な実現方策

● 職業観、勤労観を身につけ主体的に進路を選択する能力を育てる教育を行います。

(3) 子どもたちが学校で健康で安心して学習できるまちにします。

①子どもたちの体力向上に向けて事業を推進します。

社会環境、生活様式や家庭環境などの変化は、運動の機会の減少や生活習慣の変化を招いており、子どもたちの心身の発達に様々な影響を与えています。子どもたちの走・跳・投の能力や握力の年次推移の長期的な傾向をみると、多くの部門で低下傾向にあります。このことから、子どもの体力増強のための教育や各種事業に取り組みます。

主な実現方策

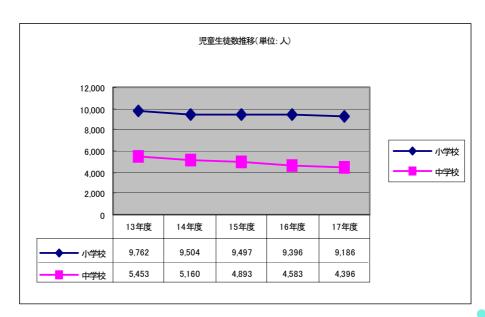
● 子どもたちの体力向上のための大会等を実施します。

②子どもたちの健康に対する意識や自己管理能力を育みます。

学校における健康教育の一層の充実が求められている中、子どもたちの健康を維持・増進するための制度の適正な運用を図るとともに、学校施設の快適な環境を維持します。

主な実現方策

● 児童、生徒、園児の定期・臨時健康診断を実施します。



③食に関する指導を充実します。

学校給食を通して「食」に関する指導の充実を図り、子どもたちが正しい食習慣や知識を身に付けることができる取り組みを進めます。

主な実現方策

- 小・中学校で学校給食を実施し、家庭・地域と連携を図り ながら食育を推進します。
- 老朽化した小・中学校給食室の改修工事を実施します。



「食」に関する指導を行う学校栄養職員

④学校の防犯上の安全を確保します。

学校における防犯上の安全性を確保するため、学校での防犯対策マニュアルに基づく訓練の実施など、学校による防犯対策の強化を進めるとともに、保護者や地域の方々との連携による防犯対策についての取り組みも進めます。

主な実現方策

● 学校における防犯安全マニュアルを作成し、これに基づく指導を行います。また、地域住民と連携して 学校内の防犯活動を推進します。

⑤通学における安全を確保します。

子どもたちの通学時における安全を確保するため、交通安全教育の徹底や、保護者と地域との十分な連携に努めます。

主な実現方策

● 通学路の安全確保のため、巡回警備を行います。また、交通安全教室を開催するなど、意識啓発を図ります。

⑥通学区域制度を弾力的に運用します。

小中学校の通学区域の設定にあたっては、佐倉市学区審議会を開催し、総合的な視点から通学区域 についての検証を行い検討を進めていますが、新たな時代の変化や学校の実状に応じた学区のあり方 についてさらに研究します。

主な実現方策

● 適正な通学区域制度の運用を図ります。

⑦学校施設の安全性・快適性を確保します。

学校施設は子どもたちの学習の場であるとともに、 災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たす 重要な施設です。これらの機能を確保するため、耐震 化をはじめとする整備・改修事業を推進します。

主な実現方策

小・中学校施設の耐震性を確保するため改築改造工事を実施します。また教室不足への対応として仮設教室の設置や校舎棟の増築を行います。



学校施設の改築を推進します。 (写真は上志津中学校体育館(平成17年度整備済))

⑧教育に関する相談体制を充実します。

子どもたちの心の悩み等さまざまな相談に対応するため、一人ひとりの子どもたちの心に沿った指導、相談ができる体制を整備します。また、保護者や教職員からの相談にも応じる体制を整備します。

主な実現方策

● 学校教育相談員等を活用し、児童、生徒との教育相談を充実します。

⑨不登校やいじめ問題に取り組みます。

学校教育における大きな課題である「いじめ」や「不登校」の件数は減少傾向となっていますが、 次代を担うすべての子どもたちが健全に、たくましく成長するためには、早急に解決を図らなければ ならない課題です。このことから、継続して「いじめ」や「不登校」を更に減じるための指導方法等 を研究します。

主な実現方策

● 不登校、いじめ問題に関する調査を行い、その結果を分析し、改善の方向を示します。

⑩就学困難者に対して教育に係る支援を行います。

経済的理由等で就学が困難な子どもたちの学習環境を確保するため、奨学金制度等により支援し、 経済的負担を軽減します。

主な実現方策

● 経済的事由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対して、学校教育に必要な支援を行います。

⑪障害をもつ子どもたちの学習を支援します。

障害をもつ子どもの特性にあわせ、その子どもに最もふさわしい学習環境を提供します。また、特別支援教育を実施します。

主な実現方策

● 障害をもった子どもたちの学ぶ機会を保障するため、心身障害児就学指導委員会を開催し、適切な 就学指導の実現を図ります。

(4)地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします。

①学校に関する情報を提供します。

家庭や地域社会に対して、学校に関する情報を積極的に公表します。

主な実現方策

● 各学校の運営や現状について評価し、結果公開に努めます。

②開かれた学校づくりを推進します。

子どもたちの成長を支援する取り組みについては、地域と学校との連携が重要です。そこで、地域 住民が来校できる機会を増やし、地域住民と学校との交流を推進します。また、学校評議員会や学校 運営委員会を活発化させ、地域や保護者の声をより学校運営に反映させます。

主な実現方策

● 学校と地域が連携し、よりよい教育環境を築くために、情報提供や意見交換を積極的に行います。

第3節 みんなで青少年を育てるまちづくり

現況と課題

次代を担う青少年が、創造的で豊かな人間に成長することは、すべての市民の願いであ り、社会の発展にとって極めて大切なことです。

青少年が、21世紀のまちづくりの主役として新しい社会を切り拓いていけるような環境を 整備していくことは、私たち大人と社会に課せられた責務といえます。

近年、家庭における教育力の低下や地域の連帯感の希薄化、社会環境の悪化などにより、 自己中心的で協調性、社会性、自主性に欠ける青少年の増加が問題視されています。

学校・家庭・地域社会が十分に連携し、相互に支え合いながら一体となって青少年に対す る教育力を高めることが必要です。

青少年をめぐるさまざまな課題に対応し、一人ひとりの青少年が自らの夢を育み、目標に 向かって挑戦し、幅広く活躍できるような地域社会を築くためには、多くの分野にかかわる 青少年育成施策を推進していくことが重要です。また、青少年の抱える悩み、家庭生活の諸 問題等についての相談体制を確立するとともに、関係機関が連携を強化し、総合的に指導、 支援していく必要があります。

基本方針

青少年が、自主自立の精神や豊かな人間性を育み、社会規範意識を含む社会性を身につけ るための取り組みを推進するよう、地域ぐるみ、市民ぐるみで青少年の健全育成のための環 境づくりを行い、青少年活動の活性化と社会参加を促進します。



佐倉市ヤングプラザ



「ものづくり教室」の様子

(1)	地域と行政が連携して 青少年を育てるまちに します。	① 青少年育成施策の推進体制を整備します。 ② 青少年がまちづくりを考える機会を提供します。
(2)	青少年が自立をめざし て生きるまちにしま す。	① 青少年が自主性、社会性を学ぶ体験活動の機会を提供します。 ② 青少年に対して社会的自立を促す機会を提供します。 ③ 青少年活動を行う市民、団体を支援します。 ④ 青少年活動の担い手を育成します。 ⑤ 青少年の規範意識やモラル、思いやりの心を醸成します。
(3)	青少年が安心して育つ まちにします。	

施策の説明

- (1)地域と行政が連携して青少年を育てるまちにします。
 - ①青少年育成施策の推進体制を整備します。

本市に住む青少年が心豊かに成長するよう、「青少年育成計画」を策定し、これに沿って青少年育成施策を総合的・体系的に推進します。

主な実現方策

● 青少年育成計画を作成し、総合的に青少年施策を推進します。

②青少年がまちづくりを考える機会を提供します。

青少年がまちづくりに関心を持つきっかけとなる機会を提供し、市政やまちづくりに対する関心を喚起します。

主な実現方策

● 青少年が自ら企画を考え自ら実行する機会を提供します。

佐倉市ヤングプラザ利用状況

1五/2 1- イン フ フ フ 1 17/3 17/30					
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開館日数	291	291	345	346	345
利用人数	26, 276	23, 760	27, 456	27, 239	26, 356

(平成14年度より日曜日・祝日も開所しています。)



佐倉市ヤングプラザ

(2) 青少年が自立をめざして生きるまちにします。

①青少年が自主性、社会性を学ぶ体験活動の機会を提供します。

子どもたちの「生きる力」の欠如が全国的な課題となっています。また、他者とのコミュニケーションが苦手な子どもが増えています。これらに対応するためには、子どもたちの自主性や社会性を身につけることが大切であると考えられることから、他の年代層や大人との体験活動機会を提供する取り組みを行います。

主な実現方策

● 子どもたちの体験活動や地域の人たちとの交流を通した さまざまな活動機会を提供します。



「ものづくり教室」 (佐倉市ヤングプラザ)

②青少年に対して社会的自立を促す機会を提供します。

青少年が、社会に責任を負う市民の一員であり、また、まちづくりの担い手であることの自覚を促すための事業を充実します。

主な実現方策

● 新成人を中心とした組織の運営により「新成人のつどい」を実施します。



「新成人のつどい」

③青少年活動を行う市民、団体を支援します。

子どもたちが自主性や社会性を育むことを目的として、各地区の住民会議や青少年相談員、地区子ども会等の、異年齢交流を行っている地域活動団体を支援します。

主な実現方策

● 青少年に対してヤングプラザ等の活動拠点を提供します。

④青少年活動の担い手を育成します。

青少年活動を支える地域の人材が不足していることから、さまざまな世代の方に青少年の活動への参画を促進します。また、異年齢交流をサポートする青少年リーダーを育成します。

主な実現方策

● 青少年活動の担い手を育成する講習会やイベントを実施します。



ジュニアリーダー (子ども会等活動で中心的役割を担う学生)

⑤青少年の規範意識やモラル、思いやりの心を醸成します。

青少年が、命の大切さや社会のルール、物事の判断基準などを身につけられるよう、各種ボランティア活動等を行う機会を提供します。

主な実現方策

● 人や地域との交流、体験を通じ、青少年の育成に資する事業を実施します。

(3) 青少年が安心して育つまちにします。

①青少年を取り巻く有害環境対策に取り組みます。

青少年の問題行動は、社会環境と密接に繋がっています。そこで、青少年に対する悪影響を誘発するおそれのある環境の改善に努めます。

また、青少年の問題行動を防止するための地域の活動を支援します。

主な実現方策

● 青少年問題に関する自主的な活動(環境浄化、非行防止、レクリエーション等)を実施する団体を支援します。

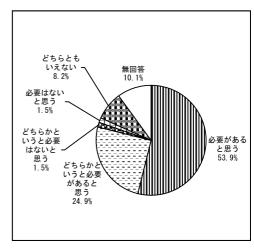
②青少年が悩みを相談できる体制を整備します。

青少年の問題行動等の予防や再発防止のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、保護者や青少年に支援・指導が行えるような相談体制を整備します。

主な実現方策

家庭教育電話相談と学校教育電話相談を統合して、ヤン グプラザ内に教育電話相談室を設置し、幅広く教育に関す る相談を受け付けます。

図 地域全体での子育ての必要性 (回答総数:547人、単位:%)



佐倉市市民意識調査(平成16年度)より

第4節 だれでも楽しく学習できるまちづくり

現況と課題

市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化、余暇時間の増大に伴い、より豊かで充実 した生活が求められています。そして、多くの市民が、生涯を通して学ぶことを始めていま

近年では、知りたい、学びたいといった市民の学習意欲はさらに高まりを見せ、学んだこ とを地域活動に結びつけていく市民も増えています。

一方、家庭や地域の教育力の低下も大きな課題となっています。次代を担う子どもたちの 教育に、家庭・地域・学校が連携して取り組むことが必要です。

本市では、公民館や図書館等、市民が学習の場として利用できる施設の整備や学習機会の 提供に努めてきました。今後はさらに、生涯学習活動を通してまちづくりを担う人材の育成 を図り、市民との協働を進めるとともに、社会状況の変化や学習ニーズに対応した学習機会 の充実や生涯学習環境の提供を図っていく必要があります。

基本方針

- ・市民が生涯学習により楽しみや生きがいをもてるよう、さまざまな学習ニーズに対応し た総合的な推進体制を整備します。また、公民館や図書館等の拠点を利用した学習機会を 提供し、自発的な活動を支援するとともに、各種情報の提供により、学習活動への参加意 識の啓発を図ります。
- ・郷土の歴史や文化を知ることにより郷土への愛着を深め、そして新しい地域文化を創造 するために、「佐倉学」に関する事業を推進します。
- ・生涯学習をまちづくり活動に活かすため、地域活動を担う人材の育成に努めます。
- ・子どもたちの成長には、地域教育や家庭教育が欠かせないことから、地域における体験 学習や家庭教育に関する学習を支援します。
- ・生涯学習環境を整備するため、公民館や図書館の充実を図るとともに学校との連携を強 化します。



図書資料を検索する子どもたち

(1)	生きがいをもって暮ら せるまちにします。	- ① 生涯学習施策の推進体制を整備します。
		② 市民の生きがいをもつきっかけとなる学習機会を提供します。
		- ③ 市民の生涯学習活動を支援します。
		- ④ 生涯学習に関する情報提供を充実します。
(2)	郷土に学び、地域への 愛着を深め、文化を創 るまちにします。	① 佐倉学に関連する事業を推進します。② 民俗資料、伝統文化、地域資源を活用した生涯学習事業を推進します。
(3)	生涯学習が活きるまちにします。	- ① 地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。 ② 地域活動に関する情報(公民館・図書館等)提供を充実しま す。
(4)	地域が子どもたちを育てるまちにします。	 ① 家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動に関する事業を推進します。
(5)	生涯学習環境が充実し たまちにします。	 - ① 生涯学習が充実する環境を整備します。

施策の説明

- (1) 生きがいをもって暮らせるまちにします。
 - ①生涯学習施策の推進体制を整備します。

市民の学習ニーズが多様化・高度化してきています。これに対応し、市民一人ひとりの生涯学習活 動を支援するためには、各種施策を総合的に推進する体制を整備することが必要です。このため「佐 倉市生涯学習推進計画」に基づき総合的に生涯学習施策を推進します。

主な実現方策

● 生涯学習推進計画に基づき、総合的に施策を推進します。

②市民の生きがいをもつきっかけとなる学習機会を提供 します。

余暇の増加等から、生きがいを求める市民が多くなっています。生涯学習活動がより活性化するよう、公民館や図書館等身近な拠点を利用した生涯学習機会を提供します。

主な実現方策

- 生涯学習活動を推進するための各種事業の実施や、 生涯学習情報の提供を行います。
- 市内の教育機関等と連携して、市民が誰でも参加できる学習機会を提供します。



市民カレッジ (中央公民館)

③市民の生涯学習活動を支援します。

生涯学習活動を自発的に行う市民、団体が増えています。このため、学習活動がより活性化するよう、活動に対する助言等の支援を行います。

主な実現方策

● 生涯学習活動をしたい市民に公民館等の施設や機能を貸し出します。

④生涯学習に関する情報提供を充実します。

各種講座、学習等に関する情報誌の発行や、ホームページによる情報発信を行い、生涯学習活動に 対する関心、参画意識を高めます。

主な実現方策

● 生涯学習イベント等に関する情報提供を行います。

(2) 郷土に学び、地域への愛着を深め、文化を創るまちにします。

①佐倉学に関連する事業を推進します。

本市では、身近な文化資産等の素材を教材とすることで、郷土への愛着を深め、新しい地域文化を 創ることを目的とした「佐倉学」を平成15年度に提唱し、これに関連する事業を実施しています。今 後も公民館や図書館を中心に、佐倉学(「佐倉っ子塾」を含む)に関する事業を推進します。

主な実現方策

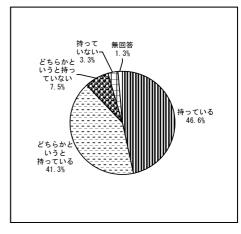
● 公民館と図書館が連携して佐倉学関連事業を実施します。

②民俗資料、伝統文化、地域資源を活用した生涯学習事業を推進します。

郷土を学ぶことにより郷土に対する愛着を深めることを目的として、公民館や図書館が所有する地域の財産を活用した 生涯学習事業を推進します。

主な実現方策

● 地域にまつわる図書資料を収集し、地域に関する学習資料 として活用します。 図 地域や佐倉市への愛着 (回答者総数:547人、単位:%)



市民意識調査(平成16年度)より

- (3) 生涯学習が活きるまちにします。
 - ①地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。

市民が公益に資することを目的に行う地域活動に参画することは、まちづくりに大きく寄与します。自らの生きがいの一つとして、多くの仲間とともにまちづくりを考え、実践する市民を支援し、まちづくり活動を担う人材を育成します。

主な実現方策

● 公民館事業等を通じて地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。

②地域活動に関する情報(公民館・図書館等)提供を充実します。

自らの生きがいの一つとして、多くの仲間とともにまちづくりを考え、実践する契機となる学習情報の提供を充実します。

主な実現方策

● 生涯学習を通じた地域活動情報を提供します。

(4) 地域が子どもたちを育てるまちにします。

①家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動に関する事業を推進します。

学校教育とともに、地域教育や家庭教育の重要性が高まっていることから、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や知識・情報を適切に提供します。また、子どもたちの豊かな人間性を培うため、地域のさまざまな活動主体による体験学習を支援します。

主な実現方策

● 家庭教育学級の実施や情報提供冊子の発行など、家庭の教育力向上のための支援を推進します。

(5) 生涯学習環境が充実したまちにします。

①生涯学習が充実する環境を整備します。

市民の自発的な学習活動を支援していくため、身近な学習の場である公民館や図書館等の生涯学習関連施設の充実を図るとともに、学校との連携を強化します。

主な実現方策

- 安全で使いやすい施設を維持し、市民が利用しやすい社会教育施設サービスを提供します。
- 学校の余裕教室を活用し、地域住民に生涯学習環境を提供します。

市内公民館の利用状況 (全館合計)

Ī	年度	平成12年度	13年度	1 4 年度	15年度	16年度
I	件数	16, 021	14, 616	15, 808	16, 582	16, 944
ĺ	人数	318, 785	275, 834	297, 351	262, 854	268, 715

市立図書館および公民館図書室資料の利用人数、貸出冊数

年度	12年度	13年度	1 4 年度	15年度	16年度
人数	420, 420	409, 838	455, 006	467, 195	473, 182
貸出冊数	1, 586, 074	1, 582, 425	1, 766, 600	1, 841, 417	1, 850, 812

個性ある文化を創造し、継承するまちづくり 第5節

現況と課題

ライフスタイルの変化とともに価値観の多様化や余暇時間の増大を背景に、市民の芸術文 化に対する関心が高まっています。また、芸術文化は、物の豊かさから心の豊かさへと人々 の意識が変化している中にあって、潤いのある豊かな生活を営むうえでは欠かせない要素と なっています。

本市では、市民音楽ホールや市立美術館において、市民のみなさんに芸術文化に触れる機 会を提供していますが、市民の芸術文化活動の場としても多数の方々に利用されています。 今後も、市民の芸術文化活動の活性化のための拠点として期待されています。

また、市内には多くの歴史的な文化遺産があり、井野長割遺跡、本佐倉城跡、佐倉城跡、 旧堀田邸、武家屋敷等の、原始から近代にかけての遺跡や名勝、建造物、そして、さまざま な伝統芸能や年中行事等の歴史を感じさせる有形、無形の民俗文化が受け継がれています。

これらの文化遺産は、長い歴史の中で育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財 産です。地域の歴史や文化などの理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化 の向上発展の基礎をなすものです。

そのため、文化遺産を、次世代へと保全・継承していくことが求められています。

基本方針

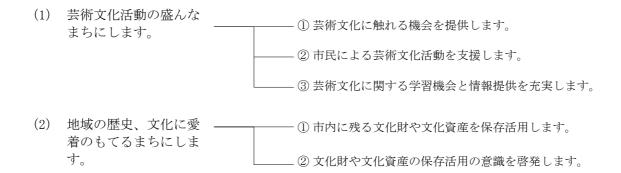
- ・市民の生活に芸術文化を通じてゆとりと潤いをもたらし、地域に密着した個性ある芸術文 化を創造するために、社会教育施設等を拠点として芸術文化に親しめる機会を提供します。 また、市民の自発的な芸術文化活動に対して活動の場を提供するとともに、活動に関する助 言や学習機会の提供、知識・情報の提供等を行い、市民の芸術文化活動を支援します。
- ・佐倉の伝統文化の理解を促し、次代に継承していくため、有形・無形の文化遺産の保存・ 活用に努めるとともに、市民が地域の歴史、文化に愛着をもてるよう、啓発を行います。



市立美術館



武家屋動



施策の説明

- (1) 芸術文化活動の盛んなまちにします。
 - ①芸術文化に触れる機会を提供します。

真に心の豊かさを実感できるようにするためには、人々にゆとりと潤いをもたらす文化の果たす役割は大きいと言えます。そこで、市民音楽ホールや美術館等の社会教育施設を拠点として、多くの芸術文化に触れることのできる機会を提供していきます。

主な実現方策

- 市民音楽ホールにて、多くの市民に音楽を楽しむ機会を提供します。
- 国内外の優れた美術・作家を紹介する展覧会を開催します。

市民音楽ホール利用状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
利用件数	1, 041	380	958	989	1, 038
利用人数	106, 612	55, 114	95, 667	99, 356	89, 454

※平成13年度は施設改修に伴う利用制限期間あり。



市民音楽ホール

市立美術館利用状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開館日数	306	298	306	302	306
利用人数	50, 507	67, 866	58, 803	57, 549	53, 740



市立美術館

②市民による芸術文化活動を支援します。

市民の芸術文化活動を活性化するため、市民音楽ホール、美術館等施設の使用や、活動に関する助言、団体間の調整等の支援を行います。

主な実現方策

● 芸術文化活動を行う団体に対して、共催・後援手続き等の支援を行います。

③芸術文化に関する学習機会と情報提供を充実します。

市民の芸術文化活動を活性化するため、学習機会の提供を行います。また、ホームページや印刷物による知識・情報の提供や、市民音楽ホール、美術館等を中心とした情報発信を行っていきます。

主な実現方策

- 各種音楽講座を通して音楽文化の理解と浸透を図ります。
- 佐倉市の文化関係記事を掲載した冊子「風媒花」を発刊します。

(2)地域の歴史、文化に愛着のもてるまちにします。

①市内に残る文化財や文化資産を保存活用します。

文化財や文化資産は歴史や文化を理解するために貴重なものです。これらの文化財や文化資産の適正な保存活用を図るとともに、未来に継承していくため、所有者や活動団体と連携して保存活用を行います。

主な実現方策

- 旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館等の文化財施設を管理運営します。
- 文化財を保護するために、所有者に対して支援を行います。

②文化財や文化資産の保存活用の意識を啓発します。

市民の宝ともいえる文化財や文化資産を次代に引き継ぐため、講演会や見学会等を実施し、意識の啓発を行います。

主な実現方策

- 市民文化資産制度の周知を図り、市民の文化財に対する関心を高めます。
- 文化財の普及、周知に係る講演会等を実施します。



旧堀田邸



佐倉順天堂記念館

第6節 スポーツシーンのあるまちづくり

現況と課題

スポーツは、精神面での充足や楽しさをもたらし、また、体力の向上やストレスの発 散、生活習慣病の予防など、心と体の両面にわたる健康の保持増進につながるものです。 また、市民の意識も、健康への関心の高まりや余暇時間の増大に伴い、スポーツに対する 関心が高まっています。

国では、スポーツを振興するため、平成12年に「スポーツ振興基本計画」を作成し、 スポーツの振興による活力ある地域社会の実現をめざしています。

佐倉市でも、平成15年に作成しました「第2次佐倉市スポーツ振興基本計画」に基づ き、だれもが気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ教室や大会を開催し、スポーツに 接する機会の提供を行っています。

また、岩名運動公園や小中学校の運動施設を開放し、身近な運動の場の提供を図るとと もに、スポーツ団体への支援や指導者の育成に努めてきました。

スポーツは、自ら体を動かすことのほかに、スポーツを見て楽しむことやスポーツを応 援する楽しみもあります。さまざまな形で生涯にわたってスポーツに親しむことは、たい へん大きな意義があることから、さらにスポーツの振興を図る必要があります。

基本方針

- ・だれもが健康で、生涯にわたりスポーツを楽しめるよう、スポーツ振興施策を計画的、 総合的に推進する体制を整備します。
- ・スポーツに親しめる環境を充実するため、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催しス ポーツに親しむ機会を提供します。また、運動公園や体育館などの運動施設の活用によ り、スポーツを行う場所を提供します。
- ・生涯においてスポーツとの関係が持てるよう、スポーツ団体等の育成により団体活動を 支援するとともに、地域スポーツ活動の担い手を育成し、地域でのスポーツ活動を促進し ます。
- ・市民のみなさんが多くのスポーツとふれあう機会を持てるように、スポーツに関する知 識や情報を提供します。



佐倉朝日健康マラソン大会



市民体育館

(1) 生涯スポーツの盛んな まちにします。

- ① スポーツ振興施策の推進体制を整備します。
- ② スポーツを楽しむ機会を提供します。
- ③ 地域のスポーツ団体の活動を支援します。
- ④ 地域のスポーツ活動の担い手を育成します。
- ⑤ スポーツに関する知識・情報を提供します。

施策の説明

- (1) 生涯スポーツの盛んなまちにします。
 - ①スポーツ振興施策の推進体制を整備します。

社会・生活環境の変化を背景に、ライフスタイルの個性化、多様化が進む中、生涯スポーツを楽しむ環境の整備が求められています。

市では、平成15年に策定した「第2次佐倉市スポーツ振興基本計画」に基づき、スポーツ振興施 策に推進体制を整備し、総合的に取り組みます。

主な実現方策

● 第2次佐倉市スポーツ振興基本計画に基づき総合的にスポーツ振興施策を推進します。

②スポーツを楽しむ機会を提供します。

市民の生涯スポーツに関するニーズを把握し、市民がスポーツに親しめる環境を充実するため、各種市民スポーツ大会、スポーツ教室の開催や、観戦機会の提供を行うほか、岩名運動公園や小中学校の体育館、校庭等スポーツ活動を行う場所を提供します。

主な実現方策

● 市民が参加できるスポーツ大会、スポーツ教室を開催します。

③地域のスポーツ団体の活動を支援します。

生涯スポーツ施策の推進にあたり、市内にあるスポーツ団体等の育成を目的として、団体等が行う活動を支援します。

主な実現方策

● スポーツ活動を行う市民や団体に対して支援を行います。



市民体育祭 カヌー教室

④地域のスポーツ活動の担い手を育成します。

生涯スポーツ施策の推進にあたり、スポーツ指導者に対する講習会の実施や、スポーツ活動の指導者の登録・活用制度(スポーツリーダーバンク)の運用等により、地域スポーツ活動の担い手を育成します。

主な実現方策

- 指導者登録制度(スポーツリーダーバンク)を活用し、指導者の育成を図ります。
- 社会体育指導員を育成します。

⑤スポーツに関する知識・情報を提供します。

健康、体力づくりを目的としたスポーツに対する関心が高まっていることから、ホームページ等によりスポーツに関する知識や情報を提供します。

主な実現方策

● スポーツ資料館を運営し、スポーツに関する情報提供を行います。

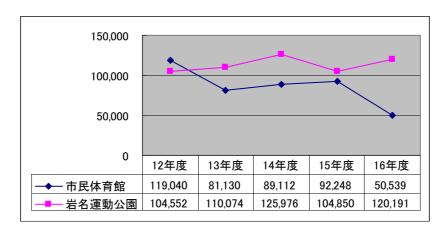


市民に開放された根郷中学校プール



地域スポーツ活動で活躍するスポーツリーダー

スポーツ施設利用状況(単位:人)



- ・岩名運動公園は陸上競技場、テニスコート、野球場、プールの各利用者の合計
- ・市民体育館は16年度に改修工事に伴う施設利用制限期間あり。



第4章 創造性と活力にみちたまちづくり

~産業経済の振興~

第4章

創造性と活力にみちたまちづくり ~ 産業経済の振興 ~

第1節 農業の活性化と農村環境の保全されたまちづくり

ωı- <i>/</i> ι	CONTRACTO CONTRACTOR OF THE CHARGE	• •
(1)	安定した農業が営まれるまち にします。	経営に意欲的な担い手を育成します。 効果的な米の需給調整を進めます。 農畜産物の生産を支援します。 自然災害の被害を受けた農業者を支援します。 農業生産の土地基盤を整備します。 地産地消の取り組みを進めます。 農畜産物のブランド化を支援します。
(2)	優良農地が保全されたまちに ―――― します。	農用地を保全します。 農地の効率的な活用を図ります。
(3)	都市と農村が共存するまちに ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	「農業」を体験できる機会を提供します。 農家・非農家・関係団体等による農業資源の保全を図ります。 都市化により負担が増加する農業用施設の維持管理を支援します。
(4)	環境に配慮した農業に取り組むまちにします。	環境保全型農業を支援します。 農業用廃材の適正処理を進めます。
(5)	農村環境を保全します。 ————————————————————————————————————	農業集落の地域活動を支援します。 農村地域の生活環境を整備します。 森林資源を保全・育成します。
節を	新工業の振興による活気あるまちづくり	

第2

(1)	地域に密着した商業が育つ まちにします。		地域の個性を活かした商業の活性化を図ります。 商業者が共同して行う事業を支援します。 商店街の環境整備を支援します。 大型店の進出により影響を受ける商業者を支援します。
(2)	さまざまな企業の活動が 盛んなまちにします。		商工業団体の事業活動を支援します。 中小企業の事業運営を支援します。
(3)	優良企業が立地するまちに します。		優良企業の立地を支援します。 市内企業の連携を支援します。
第3節 京	就業機会の充実したまちづく	IJ	
(1)	雇用の安定化が図られたまち にします。		就業情報を提供します。 職業訓練の充実を図ります。

第4節 地域の魅力を活かし多くの人びとが訪れるまちづくり

(1)	「歴史 自然 文化」の魅力 が感じられるまちにします。	観光施設の充実に努めます。 観光団体を支援します。 観光行事の充実に努めます。 地元の名産・伝統工芸品の販売を支援します。 観光案内の充実に努めます。
(2)	多くの人びとが訪れるまちに ——します。	多様なメディアを活用した情報発信を行います。 観光施設間の回遊性を高めます。 新たな観光客の誘致について検討します。

第1節 農業の活性化と農村環境の保全されたまちづくり

現況と課題

佐倉市の農業は、大都市近郊という立地条件のもとで、水稲栽培を中心に野菜、花き、畜 産等といった都市近郊農業が行われています。

しかし、急激な都市化の進展とともに、農業粗生産額、農業就業者数、農家数、耕地面積 などいずれも減少傾向にあり、農業の活力は低下しつつあります。農業は、食料の安定的な 供給を担う重要な産業であることから、農業の活性化は緊急の課題です。

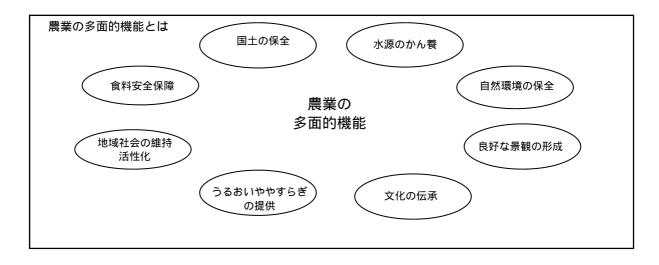
国では「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業を取り巻く情勢の変化への対応や先 進国の中でも低い水準にある食料自給率の向上に向けた政策を進めています。

佐倉市においても、農業の維持・発展のため、消費者ニーズに対応した高品質、高付加価 値農畜産物の生産などによる経営の安定化と、それを継承する担い手の育成が課題であると 考えられます。

一方で、農業や農地は食料を安定的に供給する役割の他にも、自然環境の保全、伝統文化 の伝承など、多面的機能を有していることから、生産者と消費者、都市と農村の共生につい ても、検討すべき課題となっています。

基本方針

- ・農業の活性化を図るため、農作物の生産性の向上や品質の向上、消費者ニーズにあった安 全・安心な農作物の生産といった生産者の取り組みを支援し、安定した農業経営を促進しま す。地産地消を推進し、付加価値の高い生産や産地のブランド化など、経営感覚の向上をめ ざします。また、農業の維持、発展には後継者の問題によるところが大きいため、担い手の 確保・育成に努めます。
- ・農地は多面的な機能を有していることから、優良農地を保全するとともに、農地の利用集 積等による効率的な農地の活用を図ります。
- ・都市化の進展に伴い、農業に対する理解を深めるため、農業体験の機会の提供や農業資源 の保全を図るとともに農業用施設の維持管理を支援します。
- ・環境問題に対する関心が高まっているため、環境負荷の低減など環境に配慮した農業への 支援を行います。
- ・農村の機能が低下していることから、伝統文化の継承やコミュニティ活動を支援し、また、 農地、森林を守るなど農村環境を保全します。



(1)	安定した農業が営まれる まちにします。	経営に意欲的な担い手を育成します。
		 効果的な米の需給調整を進めます。
		農畜産物の生産を支援します。
		 自然災害の被害を受けた農業者を支援します。
		農業生産の土地基盤を整備します。
		地産地消の取り組みを進めます。
		農畜産物のブランド化を支援します。
(0)	(百つ曲ルン/ロヘンもも・)	
(2)	優良農地が保全されたま ちにします。	農用地を保全します。
		農地の効率的な活用を図ります。
(3)	都市と農村が共存するま ちにします。	「農業」を体験できる機会を提供します。
		農家・非農家・関係団体等による農業資源の保全を図ります。
		都市化により負担が増加する農業用施設の維持管理を支援しま す。
(4)	環境に配慮した農業に取り組むまちにします。	 環境保全型農業を支援します。
		農業用廃材の適正処理を進めます。
(5)	農村環境を保全します。	農業集落の地域活動を支援します。
		農村地域の生活環境を整備します。
		森林資源を保全・育成します。

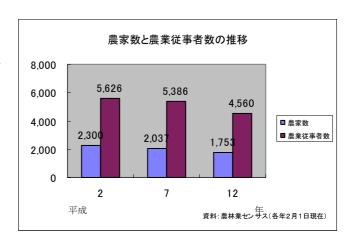
施策の説明

(1) 安定した農業が営まれるまちにします。 ①経営に意欲的な担い手を育成します。

農業者の高齢化や後継者不足が加速化しており、地域農業の担い手の確保が課題となっています。消費者ニーズに対応できる経営感覚のある認定農業者(※1)や集落を基礎とした営農組織の育成など、担い手の確保・育成に努めます。

主な実現方策

- 認定農業者や集落営農者が安定した農業経営を行えるよう支援します。
- 農業後継者の育成に努めます。



②効果的な米の需給調整を進めます。

水田は本市における全耕地面積の約60%を占めており、農家数の78%を第2種兼業農家(※2)が占めています。国では米政策の事業改革が行われ、平成16年度から生産調整重視から良質米の安定供給など、産地の特性・消費者ニーズに応じた米づくりができるシステムへの転換が方向づけられました。農産物の価格の低迷などにより、農業者の生産意欲が低下しており、佐倉市においても、産地間競争に生き残れるよう「売れる米づくり」に向けた、品質の向上や生産組織強化を図る生産者の取り組みを支援します。

主な実現方策

● 農業者や農業者団体が行う「佐倉市地域水田農業ビジョン(※3)」の実現に向けた取り組みを支援します。

③農畜産物の生産を支援します。

輸入農畜産物の増加、産地間競争の激化により農畜産物の価格が低下しており、農業者の経営意欲の低下を引き起こしています。農業者の所得や労働時間の改善を図ることで、職業として農業を営むことができるような環境を整え、地域農業が今後も安定的に営まれるようにすることが必要です。生産コストの低減、付加価値の高い農産物の生産体制を整備し、生産出荷組織の育成強化や集出荷機械施設の整備等、農作物の生産性や品質の向上を図るための取り組みを支援します。



共進会の様子 (ホルスタイン)

主な実現方策

- 生産者団体や認定農業者に対し、機械施設整備等による生産体制の強化を支援します。
- 畜産防疫対策や家畜改良の推進支援により畜産経営の安定を図ります。

(※1)認定農業者 … 認定農業者制度は、平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式の合理化等、農業経営の改善を図るための計画(農業経営改善計画)を市町村の基本構想に照らして、市町村長が認定する制度です。他産業並の年間所得と年間労働時間を掲げ、その目標に向かって経営の改善を図ろうとする意欲のある農業者を市が認定農業者として認定し、支援を行っていきます。佐倉市の認定農業者数は57人です。(平成17年5月現在)(※2)第2種兼業農家 … 世帯員のなかに兼業従事者が1名以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。(※3)佐倉市地域水田農業ビジョン … 国の「米政策改革大綱」に基づき、佐倉市地域水田農業推進協議会が策定。平成22年度を目標とし、米や転作作物の作付計画、販売計画、担い手の明確化などが示されています。

④自然災害の被害を受けた農業者を支援します。

農業は、自然の影響を最も受けやすい産業です。被害にあった農家が損害を回復するには、大きな 負担がかかります。生産の継続が可能となるよう、災害による施設の復旧のための経費に対して補助 を行い、被災農家の経営の安定を図ります。

主な実現方策

● 自然災害の被害を受けた農業者の災害復旧等を支援します。

⑤農業生産の土地基盤を整備します。

安定的な農業の発展のためには、農業生産基盤の整備、農業経営の規模拡大、担い手の育成等を通じて、地域の特性を生かした高付加価値型農業を確立することが重要です。良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、農業の生産性の向上を促進するため、農地の整備や用・排水路、用排水ポンプ場など施設の整備や管理についての支援を行います。

主な実現方策

- 土地改良事業による優良農地の確保を支援します。
- 農業用水基盤整備による農業生産の安定化を図ります。



ほ場整備された水田

⑥地産地消の取り組みを進めます。

「地産地消(※4)」は、食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、生産者と消費者の距離を縮める取り組みとして注目されています。地元で生産されたものを地元で消費することが、地域の活性化や地域の魅力づくりにもつながります。農産物直売所など「地産地消」に取り組む生産者や関係機関との連携・支援を行うほか、イベントでの地場農畜産物の紹介や学校給食での活用により「地産地消」を推進します。

主な実現方策

- 地場産品のPRや農産物直売所の紹介を行い消費拡大を支援します。
- 農畜産物の生産・販売を支援します。

⑦農畜産物のブランド化を支援します。

輸入農畜産物の増加や地域間競争の激化といった厳しい環境の中で、安定した農業を継続するためには、ただ生産するというだけでなく、消費者ニーズに的確に対応できる農業を行う必要があります。付加価値の高い生産への取り組みや産地ブランド化などへ支援を行い、経営感覚に優れた農業者の育成に努めます。

主な実現方策

農畜産物の品質向上を支援します。

(※4)地産地消 … 「地産地消」とは、「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で特に農林水産業の分野で使われています。

(2)優良農地が保全されたまちにします。

①農用地を保全します。

農地は食料供給の場としての機能のほかにも、水源のかん養や防災機能など多面的な機能(※5)を 持っています。次世代に農地を健全な姿で受け継いでいくため、効率的で秩序ある土地利用を進め、 農地を良好な状態で維持・保全するよう努めます。

主な実現方策

● 農業振興地域整備計画に基づく優良農地の保全を行います。

②農地の効率的な活用を図ります。

農業の持続的な発展のためには、地域の今後の農業経営をどうするかを考え、将来的に地域の農地を耕作していく担い手を育成しながら、農地の利用集積を行う必要があります。耕作されない農地を有効に活用する方法として、農地の貸し借りや農作業の受委託を推進し、農地の効率的な活用を図ります。

主な実現方策

- 農地の利用関係を調整します。
- 農地の利用集積による農業の規模拡大を支援します。

(3) 都市と農村が共存するまちにします。

①「農業」を体験できる機会を提供します。

近年、人々の意識は経済的な豊かさから、心の豊かさを求めるようになっており、ゆとり・健康・自分らしさなどを求める動きが高まっています。 都市では見られない景観や自然など、潤いや安らぎのある農村の魅力を活かし、癒しやグリーンセラピーなどの効果を体験できる機会を提供します。また、農業の体験を通じて市民に農業の大切さや収穫の喜びを知ってもらうことにより、農業への理解を促します。



佐倉草ぶえの丘に整備中のバラ園

主な実現方策

- 佐倉草ぶえの丘を農業体験や憩いの場として活用します。
- 市民農園の管理運営を行い、市民が農業を体験できる場を提供します。

②農家・非農家・関係団体等による農業資源の保全を図ります。

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や豊かな自然環境、地域独自の伝統文化、生物多様性など多面的機能の発揮の基盤となっています。これらの資源の適切な保全管理を行うため、農業者だけでなく、地域住民を含めた多様な参画を得た取り組みを促進します。

主な実現方策

● 農地・農業用水等が良好な状態で将来にわたって継続できるよう、適正な保全管理を推進します。

③都市化により負担が増加する農業用施設の維持管理を支援します。

都市化に伴い雨水排水処理に対する負担が増加しているため、土地改良区が管理する農業水利施設の持つ水源のかん養や洪水防止などの公共・公益的な多面的機能の発揮にかかる経費について支援します。

主な実現方策

印旛沼地区において土地改良区が管理する農業水利施設に対し、維持管理の支援をします。

(※5)農業のもつ多面的機能 … 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業 生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。 (農林水産省 農林水産関係 用語集)

(4)環境に配慮した農業に取り組むまちにします。

①環境保全型農業を支援します。

環境問題に対する関心が高まっており、農業生産のあり方も環境保全を重視したものに転換することが求められています。環境保全型農業に取り組む農業者への支援や、畜産排せつ物の不適切な処理による悪臭の発生や水質汚染などへの対策を行い、環境負荷の低減を図ります。

主な実現方策

● 化学肥料・農薬使用の低減や土作りなど、環境にやさしい農業を導入するための支援を行います。

②農業用廃材の適正処理を進めます。

農業生産で排出される施設園芸用フィルム及び肥料の袋などの使用済プラスチックによる産業廃棄物が適正に処理されるよう、支援や意識啓発を行います。

主な実現方策

● 農業用廃プラスチック処理の適正処理の支援と農業者への啓発を行います。

(5)農村環境を保全します。

①農業集落の地域活動を支援します。

近年、農村における過疎化や兼業農家の増加により、地域のコミュニティ機能が低下し、地域の伝統文化の継承や農村環境の保全などにも支障が生じてきています。農村におけるコミュニティ活動の場所を提供するなど地域活動の支援を行い、また、都市化の進展を見据え、都市部住民も取り入れた活動に取り組んでいきます。

主な実現方策

- 農村集会施設など地域活動の場所を提供します。
- 市内で生産された農作物を利用した加工実習や技術の取得を支援します。

②農村地域の生活環境を整備します。

農村は多面的機能を持つ農地を中心として成り立っており、その保全に重要な役割を果たしています。農地や水路などの整備と同時に、道路や汚水処理施設など、農村の生活環境を保全します。

主な実現方策

農業集落の排水処理施設の維持管理を行い、農業用排水の水質保全 と生活環境の改善を図ります。

③森林資源を保全・育成します。

森林は水源かん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、 レクリエーションや教育の場としての利用等の様ざまな機能を果たしています。このような機能を持つ森林資源を保全・育成するため、地域森林計画の推進、市民の森などの活用や植林事業に対する支援を行います。

- 森林の病害虫被害木の除去や枝打ち、下刈等により、森林機能の保全を行います。
- 市民の森の維持管理を行い、市民の憩いの場として提供します。



農村婦人の家 農産加工室



農業集落排水処理施設



市民の森

第2節 商工業の振興による活気あるまちづくり

現況と課題

日本経済は、情報技術革命、少子高齢化、経済のグローバル化等により大きな構造的変 化を迎えています。一方、長引く景気の低迷は回復傾向にはありますが、本格的な回復に は至っておらず、依然として厳しい状況にあります。その中にあって地方自治体は、自立 性の高い都市を目指し、商業や工業など地域経済の活性化に向けた取り組みが必要となっ ています。

佐倉市の商業は、これまで鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、モータリゼーショ ンの進展による郊外型大店舗の進出や消費構造の変化による市外への消費の流出といっ た、経営環境の変化が続いており、商店街の衰退や空洞化による地域活力の低下が懸念さ れます。

佐倉市では、平成13年に「中心市街地活性化基本計画」を作成し、商店街の活性化に 努めていますが、地域において商店街は商業機能だけでなく、「まちの顔」として地域全 体の魅力と深いつながりを持つことから、利便性や快適性といった商業の魅力を高めると ともに、地域の特色を活かした商業の創出が必要となっています。

また、佐倉市の工業は、製造業を中心に、省資源型・無公害型の研究所やエレクトロニ クス産業などの先端技術産業が工業団地に集積しています。

これらは内陸の工業団地としては、県内でも有数の出荷額を誇っていますが、産業構造 の変化とともに、近年では出荷額が減少傾向にあります。そのため、既存産業の振興とと もに優良企業の誘致による工業の振興が期待されます。

基本方針

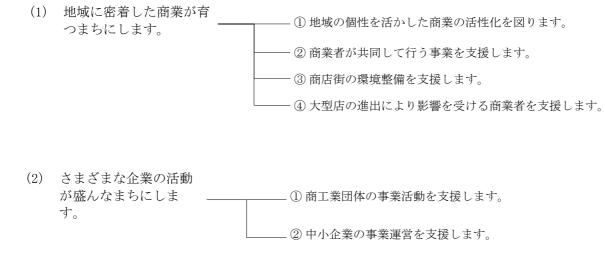
- ・商業の活性化を図るため、地域の個性を活かした商業の振興に努めます。また、商店街 の魅力の向上を図るため、商業者同士が共同して行うイベントを支援します。さらに、安 全で快適な商業環境づくりのため、街路灯の維持管理などを支援します。
- ・工業の振興については、市内の企業が連携して行う取り組みへの支援を行うとともに、 多様な企業の経営安定化のため、中小企業の資金融資により支援をします。



佐倉第1・第2工業団地周辺



臼井ふるさとにぎわい祭り





施策の説明

- (1)地域に密着した商業が育つまちにします。
 - ①地域の個性を活かした商業の活性化を図ります。

本市の商業は、京成線沿線の志津、ユーカリが丘、臼井、佐倉の各駅及びJR佐倉駅の鉄道駅周辺地区を中心に発展してきました。しかしながら、近年、道路交通網が整備されモータリゼーションの進展により、消費者ニーズの多様化を背景に、近隣に大型店舗が立地していることや東京都内や千葉市、船橋市への通勤通学者が多いこともあり、流出型の消費構造となっています。

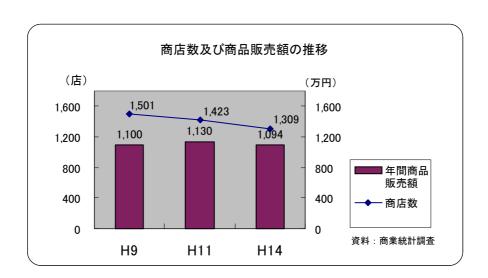
佐倉市では、平成13年に「佐倉市中心市街地活性化基本計画(※5)」を策定し、「中心市街地の整備改善」と「商業等の活性化」を一体的に推進するための事業を実施しています。今後、計画の進捗の把握とその見直しを図り、市内全域の効果的な事業の推進に努めます。

主な実現方策

● 地域の個性を活かし、まちづくりと一体となった 商業地の形成を図ります。



「佐倉TMO」空き店舗活用事業 「手づくり工房さくら」



(※5) 佐倉市中心市街地活性化基本計画 … 佐倉市では平成13年度に「佐倉市中心市街地活性化基本計画」を策定し、旧城下町地区を中心とした京成佐倉駅とJR佐倉駅周辺を含む約450haを中心市街地と位置付けました。佐倉商工会議所が中心市街地の商業活性化を総合的にマネージメントするTMO(タウンマネージメント機関)として認定を受け、行政やNPO等と連携して商業活性化事業を実施しています。

②商業者が共同して行う事業を支援します。

本市の商業は、京成線沿線の志津、ユーカリが丘、臼井、 佐倉の各駅及びJR佐倉駅の鉄道駅周辺地区を中心に発展 してきており、各地区ならではの特色を活かす中で、その魅 力の向上を図る必要があります。商店会など地域内の商業 者同士が共同して行う独自のイベントなどの事業を支援し、 商業の活性化を図ります。

*

ユーカリフェスタ 2004

主な実現方策

賑わいのあるまちづくりを進めるため、商店会等が開催する 商店街活性化事業の支援を行います。

③商店街の環境整備を支援します。

安全で快適な魅力ある商店街づくりのため、買い物客の利便性の確保を目的として行う商店会等 の施設整備事業を支援します。街の美化と公共の安全に寄与する街路灯などについて、その維持管 理に要する経費を支援します。

主な実現方策

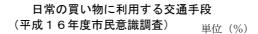
● 買い物客や歩行者の安全確保のため、商店街街路灯の維持管理を支援します。

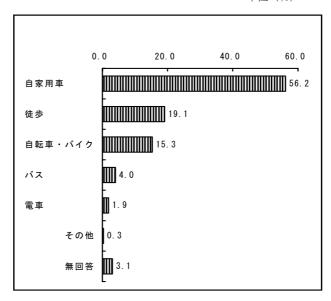
④大型店の進出により影響を受ける商業者を支援します。

大型店の出店による影響は大きく、小規模小売業の減少にもつながりますが、一方で周辺の中小商店にとっては、広域からの集客が見込めるなど吸引施設としてチャンスともなります。それぞれの特徴を活かし共存が可能となるよう、商店の合理化や事業転換を支援します。

主な実現方策

● 大型店対策として行う中小小売業者の業種転換や経営安定を支援します。





(2) さまざまな企業の活動が盛んなまちにします。

①商工業団体の事業活動を支援します。

大企業や製造業を中心に、一部では、景気の回復傾向が見受けられますが、大企業と比較して中小企業の回復力は弱く厳しい状況が続いています。地域経済においては、地元の資源や技術の活用、雇用の場の提供等地元に密着した活動を通じて、中小企業は大きな役割を果たしており、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。

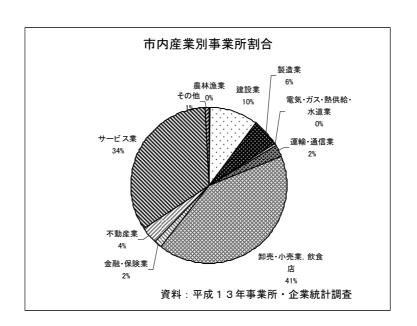
主な実現方策

● 市内商工業の活性化に取り組む商工会議所の事業に対して支援し、地域経済の振興を図ります。

②中小企業の事業運営を支援します。

中小企業者は一般的に、事業実績、信用力、担保力などが乏しいため資金調達力が弱く、円滑な 資金導入を確保することが課題となります。多様な企業経営の安定を支援し地域経済の活性化を図 るため、中小企業の事業資金融資などの事業を行います。

- 中小企業に対する事業資金の融資等を行い、経営の安定を支援します。
- 国・県の中小企業支援事業の情報提供に努めます。



施策の説明

(3)優良企業が立地するまちにします。

①優良企業の立地を支援します。

産業構造の変化などにより、全国的にも工場の新規立地は低い水準で推移しています。こうした製造業の衰退は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。こうした動向を踏まえ、市では優良企業の誘致を行い地域経済の強化を図ります。

主な実現方策

● 先端企業や環境に配慮した企業など優良企業の立地 に対して助成を行い、工業の活性化と雇用の確保を図り ます。



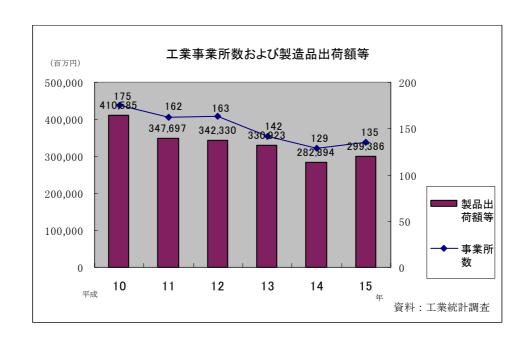
佐倉IC周辺

②市内企業の連携を支援します。

経済のグローバル化の進展やアジア地域の経済的な急成長に伴い、企業が国や地域を選ぶ時代を迎えています。佐倉市においても既存の工業団地を中心に様々な業種の企業が集積しており、市内企業の振興を図るため、市内の企業情報の整理や情報交流など、企業同士の連携を支援します。

主な実現方策

● 工業団地連絡協議会の事業に対して支援し、工業団地内企業の交流の促進を図ります。



就業機会の充実したまちづくり 第3節

現況と課題

現在の経済社会は、経済の国際化などにより企業間競争は激化しており、それに伴う事 業の再構築の影響から、離職を余儀なくされる人も少なくありません。

一方で、長引く景気の低迷による日本経済の不況を受けて、求人が求職に対して不足し ていましたが、最近では、求人の倍率が増えるなど、以前に比べて持ち直してきた動きも 見られます。しかし、失業率は、依然として高い水準を示しており、厳しい雇用状況が続 いています。

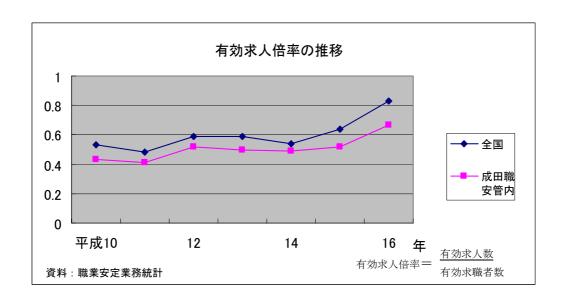
今後は、少子高齢化の進展により、若年層の労働力が大きく減少しますが、一方では高 齢者の労働力が大幅に増加してくることが予測されます。さらに、男女共同参画社会の進 展によって女性の就業も増加しており、雇用形態の変化も含めて雇用を取り巻く環境は変 化し続けています。

また、終身雇用や年功序列賃金の見直しなど、企業の雇用慣行や労働市場の変化が進む 中で、職務内容は高度化、専門化しており、求職者の能力開発、技術力の向上といったこ とも課題となっています。

雇用の安定した地域社会を実現するためには、性別によらず幅広い年齢層に対して就業 機会を増やしていくとともに、職業能力等の向上を図るなど、就労に対する支援が必要と なっています。

基本方針

- ・雇用の安定した活力ある地域社会を実現するために、求職者に対して雇用機会の情報を 提供するとともに、円滑な就業が促進されるよう雇用の相談を行い、求職者に対する就業 支援を図ります。
- ・求職者の希望に沿った就業機会が確保されるようにするため、職業訓練校での技能取得 や商工会議所でのIT講習会などを支援し、また、雇用に対応した就業支援や人材育成を 図り、就業機会の拡充を目指します。



(1) 雇用の安定化が図られたまちにします。

① 就業情報を提供します。

- ② 職業訓練の充実を図ります。

施策の説明

- (1) 雇用の安定化が図られたまちにします。
 - ①就業情報を提供します。

大企業や製造業を中心に、一部では、景気の回復傾向が見受けられ、求人率は、若干上昇傾向にありますが、失業率は依然として高い水準にあり、また、高齢者や女性の就業意欲が高まるなど、勤労者を取り巻く環境が変化しています。就職情報の提供、雇用相談の支援を行い雇用の安定に努めます。

主な実現方策

- 職業相談室、パートサテライトで行う職業相談を支援し、雇用の安定化を図ります。
- 求職者に対する支援制度の情報提供に努めます。

②職業訓練の充実を図ります。

情報化・サービス経済化の中で、労働者に 求められる能力はより高度なものとなっており、 職業能力の向上が雇用の安定には不可欠なもの となっています。また、若年者を中心としたも のづくり離れが進んでおり、職業技能の継承も 課題となっています。このため、職業訓練校で の技能習得や商工会議所でのITに関する講習 会の実施などを支援し、雇用に対応した就業支 援や人材育成を図り、就業機会の拡充をめざし ます。

主な実現方策

就労のための技能習得の場を確保し、能力開発を支援します。



佐倉共同高等職業訓練校

地域の魅力を活かし多くの人びとが訪れるまちづくり 第4節

現況と課題

観光は、地域経済の活性化につながる産業として注目され、千葉県でも平成16年に「観 光立県ちば推進ビジョン」を作成し、観光戦略を展開しています。

佐倉市においては、印旛沼に代表される自然環境や、武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記 念館、井野長割遺跡などの歴史的遺産、さらには、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館な どの文化施設といった豊富な観光資源を有しています。

また、佐倉市の風物として定着した佐倉チューリップまつりや佐倉・時代まつりなどのイ ベントは、集客力も高く、市の内外から多くの観光客が訪れています。

さらに、佐倉市は、首都圏から50km圏内に位置しているため、気軽に訪れることので きる観光場所としては、好条件にあります。また、成田空港から約15kmの位置にあり、 諸外国の人々も訪れやすい環境にあります。

しかし、佐倉市の観光資源は点在化しており、一つの観光施設を訪れることが多く、滞留 時間も長くありません。このことから、観光施設の回遊性の向上と、既存の豊富な観光資源 を活かし、内外からの観光客を誘致するための環境づくりが必要です。

さらに、佐倉市では、平成17年にJR佐倉駅前観光情報センターを設置しましたが、観 光客誘致のための観光情報の発信についても、重要な課題となっています。

基本方針

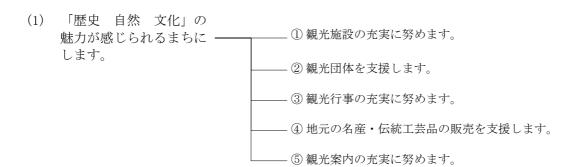
- ・地域の力を活かし、多くの人々が訪れるまちをめざして、佐倉市の有する、自然、歴史、 文化といった豊富な観光資源の活用を図ります。
- ・観光協会や観光関連団体に対する支援や連携により、観光事業を推進し、観光案内や情報 発信など観光客の誘致や観光客の利便性を高めます。
- ・魅力的な観光ネットワークを創出するため、観光施設に回遊性を持たせ、テーマ性のある ルートの提供などを行います。

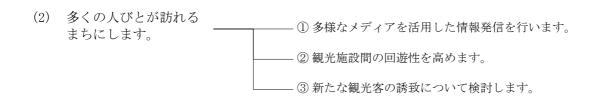


佐倉・時代まつり



印旛沼湖畔の桜





施策の説明

(1) 「歴史 自然 文化」の魅力が感じられるまちにします。



印旛沼サイクリングロード



佐倉の秋祭り

①観光施設の充実に努めます。

佐倉市は印旛沼をはじめとする豊かな自然に恵まれるとともに、城下町として発展してきた歴史から、佐倉城跡、武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの歴史的遺産が数多く残されています。このような観光資源を活かし、市内外からの観光客が充実した余暇時間を過ごせるよう、自然、歴史・文化、産業等の特性を活かした観光拠点施設の活用を図ります。

主な実現方策

● 観光拠点施設の活用により来訪者の憩いの場のをつくります。



印旛沼サンセットヒルズ

②観光団体を支援します。

観光を地域の活性化や産業の育成に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の支援を行い、連携して観光事業を推進します。

主な実現方策

● 市内の観光事業を推進する佐倉市観光協会を支援します。

③観光行事の充実に努めます。

観光の魅力の向上のためには、人々を惹きつける話題性の高いイベント等を定期的、継続的に開催していく必要があります。四季を感じられるイベントや歴史・文化を感じられるイベントを開催し、市民が余暇を過ごす場所をつくるとともに、佐倉をPRし、佐倉の魅力を知ってもらうきっかけをつくります。

主な実現方策

● 佐倉をPRできる観光イベントの実施により、魅力の 向上と経済波及効果を創出します。



佐倉チューリップまつり

④地元の名産・伝統工芸品の販売を支援します。

「買う」「食べる」といった消費行動は観光における大きな魅力となります。また、地元名産品による地域経済への波及と佐倉の知名度の向上に大きな効果があります。組紐、矢、藍染め、竹細工などの伝統工芸品や豊かな風土を利用した名産品などの特色ある物産の販売を支援し、佐倉の魅力向上に努めます。

主な実現方策

● 佐倉の特色ある物産や伝統工芸品のPRを行います。



千葉県指定 伝統工芸品 「下総組紐」



千葉県指定 伝統工芸品 「和弓の矢」

⑤観光案内の充実に努めます。

市内の観光施設は各地に点在していることから、観光案内事業を推進することで、来訪者の利便性と満足度の向上を図ります。京成佐倉駅前観光案内所、JR佐倉駅前観光情報センターなどを有効に活用し、佐倉市の観光に関する様々な情報を発信するとともに、観光案内板等の整備を行います。

- 来訪者へ観光案内や佐倉のさまざまな情報の発信を行います。
- 観光案内板の設置・維持管理をします。



JR佐倉駅前観光情報センター



佐倉ふるさと広場 「佐蘭花」

施策の説明

(2) 多くの人びとが訪れるまちにします。

①多様なメディアを活用した情報発信を行います。

市内外からの交流人口を増やし、地域全体の活性化と地域経済への波及効果を高めるためには、 佐倉の魅力を積極的にPRすることが必要です。より多くの観光客を誘致するため、インターネットや広報紙をはじめ、効果的な媒体を利用し、「行ってみたい」と思わせる情報を発信します。

主な実現方策

● インターネットや観光パンフレット、ビデオなどを活用し、佐倉の観光PRに努めます。

②観光施設間の回遊性を高めます。

佐倉市を訪問する観光客のほとんどは日帰り客であり、集客力の高い施設やイベントを単独で訪れるケースが大部分を占めています。観光施設間に回遊性をもたせ、滞留時間の増加を図るため、テーマ性のあるルートの提供や観光ボランティアの活用などを図っていきます。

主な実現方策

● テーマのある散策コースの紹介やレンタサイクル事業の支援により、滞在時間の増加を図ります。

③新たな観光客の誘致について検討します。

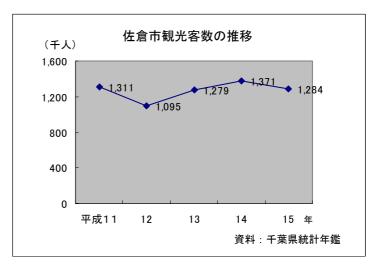
佐倉市は、印旛沼をはじめとする豊かな自然や城下町として発展してきた歴史から多くの観光資源に恵まれるとともに、成田空港や全国的にも集客力の大きい成田山新勝寺に近接した地理条件など、活用できるポテンシャルが多く存在しています。これらの資源を最大限に活用した観光客の誘致について検討します。

主な実現方策

● 新たな観光客誘致のため、観光資源の掘り起こしや売り込みを行います。



国立歴史民俗博物館





第5章 多彩なふれあいが広がるまちづくり

~都市基盤の充実~

第5章

多彩なふれあいが広がるまちづくり ~ 都市基盤の充実 ~

第

第1節	地域の個性を活かした魅力あるま	ちづくり
(1)	地域の個性を活かした計画的な土地利用を図るまちにしま ———す。	① 地域の個性を活かした土地利用を調査・研究します。 ② 地域の個性を活かした市街地整備を推進します。
(2)	景観に配慮した市民が愛着を もてるまちにします。	① 景観形成事業を推進します。 ② 景観に関する広報・啓発を行います。
(3)	住環境が良好なまちにしま す。	
第2節	生活基盤が充実したまちづくり	
(1)	道路環境が充実した安全で快 適なまちにします。	① 広域・幹線道路を整備します。 ② 生活道路を整備します。 ③ 交通安全施設を整備します。 ④ 道路を維持管理します。 ⑤ 市民が行う道路の維持管理を支援します。 ⑥ 駐輪場を維持管理します。

(3) 一定の居住水準が確保された まちにします。

(2) 公共交通機関が利用しやすい

まちにします。

① 住宅施策を計画的に進めます。

① 地域にあった交通手段を確保します。

--- ② 公共交通機関への要望及び支援を行います。

② 市営住宅を整備・供給します。 -- ③ 市営住宅を維持管理します。

(4) 安定した水の供給を行いま す。

① 水資源を確保します。

----- ② 災害に強い上水道管を整備します。

③ 安全な水を供給します。

- ④ 節水に関する広報・啓発を行います。

- ⑤ 水道を維持管理します。

(5) 健全な水道事業経営を維持し ______① 健全な水道事業経営を維持します。 ます。

(6) 生活排水が適正に処理された きれいなまちにします。

── ① 公共下水道(汚水)を整備します。 ① 公六 / 小へ② 水洗化を促進します。

— ③ 下水道を維持管理します。

(7) 安定した下水道事業を行いま _______ ① 安定した下水道事業を行います。

第3節 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちにします。 ① 防災施設を整備します。 ② 災害に強い都市構造に整備・改善します。 ③ 印旛沼・河川の治水対策を国・県に要望します。 ④ 流域市町村と連携した印旛沼・河川の治水対策を行います。 ⑤ 治水対策施設を整備します。 - ⑥ 治水対策施設を維持管理します。

第4節 緑と水を活かしたうるおいのあるまちづくり

(1)	市民が水辺で憩えるまちにし ます。	(<u>1</u>)	印旛沼周辺の親水空間形成を推進します。
(2)	緑を身近に感じるまちにしま す。		公園を整備します。 公園を維持管理します。 市民が行う公園・緑地等の維持管理を支援します。 緑地を保全します。
		L (5)	緑化を推進します。

地域の個性を活かした魅力あるまちづくり 第1節

現況と課題

本市は、これまで高度経済成長に支えられ、都心のベッドタウンとして積極的な都市づ くりが行われてきました。

平成13年には「佐倉市都市マスタープラン」を作成し、都市計画に関する基本的な方 針を定めました。市街化区域は市域全体の23.3%、市街化調整区域は76.7%と なっています。

しかし、市街地が分散していることから都市基盤の活用効率が低く、生活関連機能も分 散しています。そのため、市街地の一体性の確保とそれぞれの地域の個性を活かした地域 の拠点づくりが求められています。

また、自然環境の保全や調和に配慮した都市整備といった良好な居住環境の整備には、 これまで以上に適正かつ計画的な土地利用が求められ、さらに、佐倉城址をはじめとする 歴史的な環境資源の保全と活用が必要です。

一方で、今後のまちづくりにとって大きな課題となってくることが予想されることとし て、少子高齢化や都心回帰などがあります。これに歯止めをかけるためには、住民が住ん で良かったと実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。住民が憩える快適 で魅力的な生活空間の創造が必要となっています。

加えて、平成12年の「都市計画法」の改正による市街化調整区域の開発規制の緩和な ど、時代に即した新たなまちづくりにも適切に対応していく必要があります。

基本方針

- ・魅力あるまちを創造するため、個性を活かした総合的な土地利用計画を作成し、適切か つ計画的に都市的な土地利用と自然的な土地利用を推進します。
- ・快適で憩いを感じることのできる良好な景観の形成に努めます。



J R佐倉駅周辺



京成ユーカリが丘駅周辺

(1) 地域の個性を活かした 計画的な土地利用を図 - ① 地域の個性を活かした土地利用を調査・研究します。 るまちにします。 ② 地域の個性を活かした市街地整備を推進します。 (2) 景観に配慮した市民が 愛着をもてるまちにし - ① 景観形成事業を推進します。 ます。 - ② 景観に関する広報・啓発を行います。 ① 地域でつくる魅力的な住環境の創出及び維持・保全を推進し (3) 住環境が良好なまちに します。 ます。

施策の説明

- (1)地域の個性を活かした計画的な土地利用を図るまちにします。
 - ①地域の個性を活かした土地利用を調査・研究します。

本市の土地利用方針を定めた佐倉市都市マスタープランでは、「各地域の個性を生かしたまち づくりを行い、魅力と活気あふれる地域づくりを行っていく。更には、それらをネットワークさ せることにより、佐倉市全体の個性や魅力、活気を高め、すべての市民が各地域固有の自然・文 化・歴史に代表される資源、活気に満ちた都市機能、安心・安全・快適な生活空間を享受でき る、持続可能なまちづくりを目指して行く」としています。この基本理念に基づき土地利用のあ り方を含む基本方針を定め、計画的なまちづくりを進めています。都市計画の基本方針や土地利 用のあり方等については、社会情勢の変化や土地需要を含めた都市形成の実態等を適切に把握 し、また定期的な見直しが必要であることから、地域の個性を活かした土地利用等のあり方につ いて継続的に調査研究します。

主な実現方策

● 自然環境(市街化調整区域)と都市環境(市街化区域)のバランスのとれた土地利用を調査研究 します。

②地域の個性を活かした市街地整備を推進します。

本市では市街地開発事業を推進してきましたが、景気 低迷による地価の大幅な下落や宅地需要の停滞といった 影響を受けて、市街地整備事業は停滞状態に ありま す。地域の個性を活かした市街地整備を推進するととも に、計画的に良好な市街地を形成させるため、現在進行 中の土地区画整理事業を引き続き推進します。また、個 別の宅地開発については、宅地開発指導要綱等により無 秩序な開発の抑制を図り、適切な都市機能や都市施設の 配置を進めます。



寺崎特定土地区画整理事業地

- 組合が施行する土地区画整理事業を推進し、新たな市街地の形成を図ります。
- 都市再生機構が施行する寺崎特定土地区画整理事業を推進し、商業、文化、行政などの機能を持った、 新たな市街地の形成を図ります。

(2) 景観に配慮した市民が愛着をもてるまちにします。

①景観形成事業を推進します。

人々の意識は経済的豊かさの追求から、生活の質の向上に向けられており、豊かな自然、美しい景観、さらには文化や伝統、潤いを感じるまちづくりなど、良好な景観づくりに対する要求が高まっています。また、良好な景観づくりを進めていくためには、住宅地などの都市景観、印旛沼などの保全すべき景観、河川周辺等における新たな親水空間形成といった、良好な景観形成に向けて整備していく必要があります。このようなことから、電線類の地中化など無電柱化を進めていきます。また、景観法に基づく景観行政団体として、景観条例及び都市景観形成基本計画を踏まえ、景観計画の策定や景観づくりの支援・助成等の各種施策を進めます。

主な実現方策

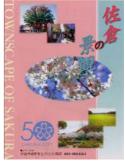
● 地域やボランティア団体等が実施する景観づくりを支援します。

②景観に関する広報・啓発を行います。

良好な景観に対する意識が高まる中で、景観づくり活動に取り組む市民団体等の活動も活発化してきています。良好な景観や守りたい景観などを選定し、景観マップの作成や景観を未来に残すための地域活動の取り組みなどについて、ホームページ・広報紙等の活用により市民に広く情報発信することにより、景観形成・維持に関する意識の醸成を図ります。

主な実現方策

● 広報紙・ホームページを通して景観に関する情報を提供します。



佐倉市景観マップ

(3) 住環境が良好なまちにします。

①地域でつくる魅力的な住環境の創出及び維持・保全を推進します。

住んでいる地区の中で快適な生活が送れるよう、市民が 主体的に住環境づくりをしていこうとする意識が高まって いることから、地域が策定する魅力的な住環境の創出及び 維持・保全のための計画(地区計画等)の策定について支 援します。また、緑地協定等を活用し、緑豊かな住環境づ くりを進めていきます。

主な実現方策

● 地区計画制度を活用したまちづくりを推進し、良好な 市街地環境の形成・保持に努めます。



染井野地区

平成17年4月1日現在

	八幡台地区	約26.9 ha	ユーカリが丘三丁目地区	約4.7 ha	
地	ユーカリが丘一丁目地区	約20.4 ha	山王地区	約38.1 ha	
区	ユーカリが丘七丁目地区	約13.4 ha	宮ノ台三・四・五丁目地区	約26.5 ha	A EL a OULE
	宮前ローズタウン地区	約18.0 ha	南ユーカリが丘地区	約10.3 ha	合計13地区 約 329.64ha
計	ユーカリが丘駅周辺地区	約16.0 ha	寺崎地区	約46.3 ha	小り 329.04 fla
画	染井野地区	約91.4 ha	ユーカリが丘六丁目地区	約5.24 ha	
	宮ノ台二丁目地区	約12.4 ha			

資料:まちづくり計画課

第2節 生活基盤が充実したまちづくり

現況と課題

佐倉市は、分散型の都市形態を呈しており、それらを結ぶ都市計画道路の整備率は平成 17年3月末で55.4%にとどまっています。そのため、生活の利便性や安全性の向上 又地域間の交流、経済活動の活性化を図るため、広域的な交通条件を踏まえた体系的な幹 線道路網の形成が必要となっています。

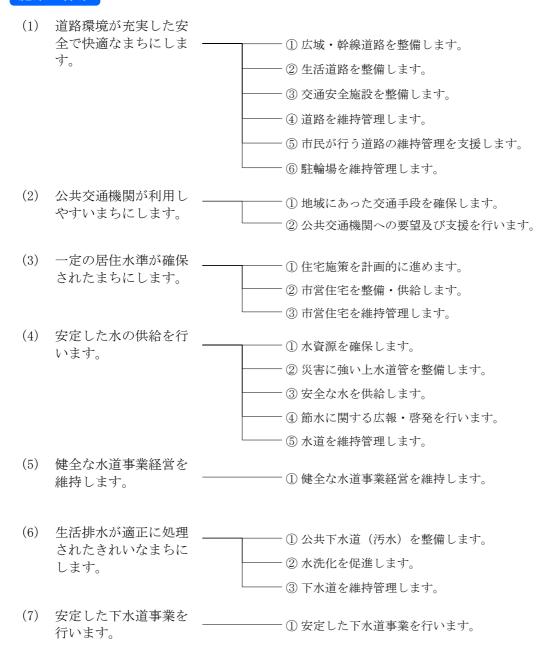
また、渋滞の解消や交通事故を抑制するため、適切な交通安全施設の整備、歩道等のバ リアフリー化など誰もが安心して利用できる道路施設の整備を推進していく必要がありま す。

佐倉市は、上水道普及率が平成17年3月末で95.5%、下水道普及率が平成17年 3月末で89.5%と高い普及率を示していますが、住民が生活するうえで欠かせない安 全で安定した水の供給や、印旛沼を始めとする自然環境の保全を図るための生活排水対策 といった下水道の整備促進をさらに進めることにより、安定的な住民の生活基盤を確保す ることが求められています。

基本方針

- ・安全で便利、そして快適な住民生活を送るための都市基盤の整備を進めます。
- ・広域・幹線道路については、その有効性などを検証しながら、計画的に整備を進めます。
- ・生活道路については、交通に支障のある箇所を把握し、それぞれの状況に応じた整備に 努めます。
- ・上水道については、安全で安定した水の供給に努めます。
- ・下水道については、下水道の整備並びに普及促進をさらに進め、適切な生活排水の処理 に努めます。

	住宅に住む一般世帯	平成12年10月1日	56,346世帯
住 宅	上記のうち持ち家世帯数	平成12年10月1日	45, 107世帯
	1世帯当たりの延べ面積	平成12年10月1日	102. 2 m²
	市道(3956路線)総延長距離	平成17年3月末	1, 142. 3km
	市道舗装総延長距離	平成17年3月末	823.7km
都市・建設	市営住宅戸数	平成17年3月末	197戸
	都市公園数	平成17年3月末	266箇所
	都市公園面積	平成17年3月末	141.83ha
水道	給水人口	平成17年3月末	164,393人
小	普及率	平成17年3月末	95.5%
下水道	下水道処理区域内人口	平成17年3月末	158,318人
下 水 追	普及率	平成17年3月末	89.5%
防災	火災発生件数	平成16年12月末	86件
	交通事故発生件数	平成16年度	999件
	JR総武線(1駅)乗客数	平成16年	4,134千人
運輸	京成電鉄(5駅)乗客数	平成16年	15,855千人
	ボナ乗客数	平成16年	551千人



施策の説明

(1) 道路環境が充実した安全で快適なまちにします。

①広域・幹線道路を整備します。

市内の広域・幹線道路のうち地域間を結ぶ道路は、旧市街地を 通過していることなどから幅員が狭く市内の各所で交通渋滞が生 じています。また、地域界が河川で分断されているなど、地域間 の連絡道路が脆弱な箇所もあります。そのため、今後も「佐倉市 幹線道路整備方針」に基づき、市内を東西南北に結ぶ都市計画道 路の整備を中心に、歩道拡幅や交差点改良等の部分改修も含め、 広域・幹線道路の整備を計画的に進めていきます。

主な実現方策

- 佐倉市幹線道路整備方針に基づき、計画的に幹線道路の整備を
- 都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)の早期開通 に努めます。



広域·幹線道路

②生活道路を整備します。

道路は、交通の利便性の向上をさせることが主目的ではあるものの、歩行者の安全確保への配慮 も求められています。特に生活道路は、地域住民の利用が多いことから、歩行者の安全確保が重要 です。しかし、既設の生活道路の中には、見通しの悪い箇所や歩行スペースが確保されていない箇 所も数多くあることから、生活道路等の整備にあたっては、交通に支障のある箇所を的確に把握 し、それぞれの状況に応じた道路の整備に努めます。



生活道路

主な実現方策

- 市民の声を反映した生活道路の整備を進めます。
- 道路愛護組合を支援し、私道の整備を推進します。

③交通安全施設を整備します。

佐倉市内における近年の交通人身事故発生状況を見ると、死者数は横ばいで推移しているもの の、発生件数及び傷者数は、年々増加傾向にあります。交 通量・事故の危険性などについて調査・把握し、それぞれ の状況に応じて、カーブミラーや道路照明などの交通安全 施設を適切に設置・改修していきます。また、新たな横断 歩道や信号機などの設置については、現況調査や市民要望 等を踏まえ、関係機関に設置を要請していきます。

● ガードレール、カーブミラー、道路照明、警戒標識等の 整備を進めます。



警戒標識



④ 道路を維持管理します。

交通量の増大、車両の大型化などにより、道路の老朽化が急激に進み、振動による騒音や通行 支障がでているため、市内の道路の数多くの箇所において、補修等が必要な状況となっています。 快適な道路環境を確保するためにも、道路の補修等の必要性について的確に把握し、計画的な補 修事業の進捗に努めます。

主な実現方策

- 市道を適正に維持管理します。
- 交通安全施設を適正に維持管理します。

⑤市民が行う道路の維持管理を支援します。

市民のみなさんの身近な環境に対する美化意識の高まりとともに、ボランティア活動に対する 参加意欲も高まっています。そのため市民のみなさんが自主的に行う道路の維持管理活動を支援 するとともに、市民のみなさんの協力のもと、適切な維持管理に努めます。

主な実現方策

- 道路の清掃活動や道路の空き用地を利用したゆとり空間づくりを行う市民団体等を支援します。
- 自治団体等が設置又は維持管理する街灯に係る経費に対して補助します。



地域による道路清掃活動

⑥駐輪場を維持管理します。

市内のすべての鉄道駅に市営の駐輪場が整備済みとなっていますが、新たな課題として、駐輪場内での悪戯・盗難への対応、老朽化した駐輪場施設の修繕等が必要になっています。このため、防犯カメラや照明の増設など防犯対策を順次進めるとともに、駐輪場施設の適切な維持管理に努めます。

- 市営の自転車駐輪場施設を適正に管理運営します。
- 老朽化した市営の自転車駐輪場施設の改修を進めます。



駐輪場



防犯カメラ

(2)公共交通機関が利用しやすいまちにします。

①地域にあった交通手段を確保します。

公共交通機関が確保されていない交通不便地域における交通手段を確保するため、民間事業者と連携し、地域 に即した交通手段の確保に努めます。

主な実現方策

● 市内循環バス(内郷地区循環ルート・飯野往復ルート)を運行します。





佐倉市循環バス

②公共交通機関への要望及び支援を行います。

公共交通機関の利用者の利便性の確保については、首都圏のベッドタウンとして、東京方面の 通勤・通学流動が多いことから、鉄道事業者にダイヤの改正や施設の改善について要望をしてい ます。また、バス事業者に対しては、地域住民の足として必要不可欠と思われるバス路線が確保 されるよう要望するとともに、必要な支援を行っていきます。さらに、公共交通施設のバリアフ リー化について、事業者への要望と必要な支援を行います。

- 交通施設のバリアフリー化及び交通不便地域の路線確保を行うバス事業者に対して支援します。
- 駅舎のバリアフリー化を行う鉄道事業者に対して支援します。



JR佐倉駅北口



京成臼井駅南口

(3) 一定の居住水準が確保されたまちにします。

①住宅施策を計画的に進めます。

世帯の小規模化や人口の高齢化、高齢単身者世帯の増加等の変化に伴い多様化する住宅ニーズに対応する観点から、新たな建設による供給部分だけでなく、管理についても的確化を図る必要が生じてきています。定住人口の増大や地域の活性化、地域独自の需要に応じた住宅地づくりを推進するといった住宅施策を、計画的かつ総合的に進めるための計画を策定します。

主な実現方策

● 住宅及び住環境の整備を網羅した総合的な住宅計画を策定します。

②市営住宅を整備・供給します。

既存の市営住宅は、昭和30年代から40年代にかけて建築されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。 このため、公営住宅需要を見極めながら市民の様々なライフスタイルに対応した市営住宅を整備するため、平成15年度から整備を進めている大蛇住宅(120戸)の建設について、引き続き計画的に整備します。

主な実現方策

● 大蛇地区に市営住宅(第2期:36戸)を整備します。

③市営住宅を維持管理します。

市営住宅の入居者が、良好で安心した居住環境を確保できるよう、適切な施設の維持管理に努めます。

- 市営住宅を適正に管理運営します。
- 老朽化し安全性を確保できない市営住宅を廃止します。



市営大蛇住宅(第1期84戸)

(4) 安定した水の供給を行います。

①水資源を確保します。

水は、日常生活や経済活動に欠くことのできないものです。将来にわたって安全・安心な水道 水を安定供給するため、水需要の動向に応じた計画的かつ効率的な給水事業が行えるよう、広域 的な連携により水資源を確保していきます。

主な実現方策

● 印旛広域水道用水供給事業と連携して水資源を確保します。

②災害に強い上水道管を整備します。

水の供給は、地震や渇水等の緊急時においても迅速かつ的確な対応が図れるような緊急時対策が求められます。このことから、地震時における水道施設の被害や需要者への影響を最小限にとどめることができるよう、水道施設の耐震化整備を進めます。また、受水している表流水については、利根川水系への依存度が高く、降雨状況によっては渇水の可能性があることから、渇水対策についても進めていきます。

主な実現方策

- 石綿セメント管の改修を推進します。
- 第7次拡張(変更)事業計画に基づき計画的かつ効率的 な配水管布設整備に努めます。



水道管の改修

③安全な水を供給します。

安全な水を供給するためには、水源水質が良好に保たれていることが重要です。水源を取り巻く状況を把握し、将来にわたって信頼できる安全で良質な水道水を供給するため、事業年度毎に水質検査計画を策定し、適切に水質検査を行っていきます。

主な実現方策

● 原水及び浄水の水質を適正に管理します。



水質検査

④節水に関する広報・啓発を行います。

限りある貴重な水資源を保全していくためには、市民のみなさん一人ひとりの理解と協力が必要です。水の有効利用など節水に心がける意識の高揚や節水型の生活様式の形成を図るため、広報啓発等を行います。

主な実現方策

● イベントやホームページなどを通して、節水に関する情報を 提供します。



浄水場見学会

⑤水道を維持管理します。

水道施設の老朽化や地震などの災害に備え、応急復旧体制の確立、老朽管の更新や水道施設の 増強を計画的に進め、適切な施設の維持管理を行います。

主な実現方策

● 配水管及び給水施設を適正に維持 管理するとともに、断水や赤水の発 生時には迅速に給水を行います。





浄水場

(5) 健全な水道事業経営を維持します。

①健全な水道事業経営を維持します。

景気の低迷などにより料金収入が伸び悩む中、今後、施設水準の維持・向上を図る一方で、経費の節減等の改善に努め、水の安定供給と経営の安定化をめざした事業経営を行います。

- 水道使用料の適正な徴収に努めます。
- 工事負担金等の適正な徴収に努めます。

(6) 生活排水が適正に処理されたきれいなまちにします。

①公共下水道(汚水)を整備します。

佐倉市の下水道は、印旛沼などの公共水域の水質汚濁の防止と市民生活の環境改善を図るため、昭和41年度に事業着手して以来、区域拡大を進め、平成3年度には市街化区域の整備はほぼ完了し、平成4年度からは市街化調整区域の整備に着手しています。平成16年度末の公共下水道処理区域面積は、2,215.61haとなっています。今後も、公共下水道の整備を進め、自然環境の保全と生活環境の向上を図ります。

主な実現方策

- 市街化区域の公共下水道 (汚水) 整備を進めます。
- 市街化調整区域の公共下水道(汚水)整備を進めます。

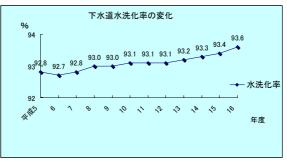
②水洗化を促進します。

平成16年度末の処理区域内人口は158,318人、そのうち水洗化人口は148,209人で水洗化率 (※1) は93.6%となっています。未接続世帯に対しては、下水道の役割や重要性について啓発し、接続の促進を図っていきます。

また、小型合併浄化槽などの下水道以外の 汚水処理施設の促進も視野に入れた施策を展 開し、水洗化の促進を図ります。

主な実現方策

● 公共下水道供用区域内の水洗化促進の ため、啓発等を強化します。



資料:下水道課

③下水道を維持管理します。

下水道施設の老朽化や地震などの災害に備え、応急復旧体制の確立、老朽管の更新や下水道施設の改修を計画的に進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

主な実現方策

● 公共下水道(汚水)施設の適切な管理に努めます。

(7) 安定した下水道事業を行います。

①安定した下水道事業を行います。

下水道事業は、下水道使用料収入と国庫補助金等の財源をもとに運営しています。下水道事業をさらに充実させていくために、経費の節減や使用料の徴収率向上に努め、安定した下水道運営を推進していきます。

主な実現方策

- ▼水道使用料の適正な徴収に努めます。
- 受益者負担金及び分担金の適正な徴収に努めます。

(※1) 水洗化率 … 水洗化率=水洗化人口÷処理区域内人口×100%:下水道を使用することができる人口(処理区域内人口)の うち、下水道を使用している人口(水洗化人口)の割合をいいます。

第3節 災害に強いまちづくり

現況と課題

近年は、毎年のように大規模な災害が発生しており、特に阪神・淡路大震災(平成7年)、 新潟県中越地震(平成16年)の被災地では、甚大な被害に見舞われています。

すべての地方自治体は、住民の生命と財産を守るために、これらの事例を教訓とした災害への対策と備えが求められています。また、佐倉市においては、都市化が進む中で、都市災害への対策も課題となっています。国では、これらに対応するため、平成7年以降に「災害対策基本法」の改正を幾度となく行っています。

佐倉市は、印旛沼の最下流に位置することから、近年、たびたび水害が発生し、住民生活に多大な影響を与えています。災害対策の中でも、特にこの治水対策が急務となっています。

このことから、平成14年には災害対策条例や災害共済条例を制定し対応をしてまいりましたが、災害対策としての基盤整備の充実が課題となっています。

基本方針

- ・市民のみなさんが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、調整池や排水路 の整備などの治水対策や、防災施設の整備を図ります。
- ・防災に係る情報の提供等を通して防災意識の醸成を図りながら、市民のみなさんと一体となって防災対策に取り組みます。



調整池



防災備蓄倉庫

河川・湖沼	3			
(1) 1級河	Ш			平成15年4月1日現在
水系名	河川名	指定延長(km)	流域面積(kmi)	区域
利根川	鹿島川	18.9	250.4	千葉市若葉区下泉町~西印旛沼
利根川	高崎川	6.1	86.9	酒々井町馬橋〜鹿島川
利根川	手繰川	2.8	16.4	公共下水道手繰川第1-号幹線合流点~西印旛沼
利根川	小竹川	0.7	11.1	佐倉市小竹~手繰川
	勝田川	3.6	20.2	千葉市花見川区宇那谷町~印旛放水路
(2) 準用河	<u> </u>			
水系名	河川名	指定延長(km)	流域面積(kmi)	区域
利根川	上手繰川	3.5	10.0	佐倉市畔田~公共下水道手繰川第1-号幹線合流点
利根川 利根川	上手繰川 上小竹川	3.5 1.3		
1 4 14 0 - 1				佐倉市畔田~公共下水道手繰川第1-号幹線合流点
利根川	上小竹川	1.3	7.3 3.5 3.3	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前3丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川
利根川	上小竹川 佐倉川	1.3 1.2	7.3 3.5 3.3	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前3丁目〜鹿島川
利根川 利根川 利根川 利根川	上小竹川 佐倉川 南部川 井野川	1.3 1.2 3.1	7.3 3.5 3.3	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前3丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市青菅〜小竹川
利根川 利根川 利根川 利根川 (3) 湖 沼	上小竹川 佐倉川 南部川 井野川	1.3 1.2 3.1 0.3	7.3 3.5 3.3	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前5丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市青菅〜小竹川 平成14年10月1日現在
利根川 利根川 利根川 利根川 1根川 水系名	上小竹川 佐倉川 南部川 井野川 湖沼名	1.3 1.2 3.1 0.3	7.3 3.5 3.3 3.7	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前5丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市青菅〜小竹川 平成14年10月1日現在 面 積 内 訳 (km²)
利根川 利根川 利根川 利根川 (3) 湖 沼	上小竹川 佐倉川 南部川 井野川	1.3 1.2 3.1 0.3	7.3 3.5 3.3 3.7	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前3丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市青菅〜小竹川 平成14年10月1日現在 面積内訳(km²) 佐倉市 2.49 成田市 1.96
利根川 利根川 利根川 利根川 <u>利根川</u> <u>3)湖 沼</u> 水系名	上小竹川 佐倉川 南部川 井野川 湖沼名 北印旛沼	1.3 1.2 3.1 0.3	7.3 3.5 3.3 3.7	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前3丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市青菅〜小竹川 平成14年10月1日現在 面積内 3R (km²) 佐倉 市 2.49 成田 市 1.96 八千代市 0.03 栄町 0.25
利根川 利根川 利根川 利根川 (3) 湖 (3) 湖 水 系名 利根川	上小竹川 佐倉川 南部川 井野川 湖沼 沼 北印旛沼 西印旛沼	1.3 1.2 3.1 0.3	7.3 3.5 3.3 3.7 面積(kml) 8.9	佐倉市畔田〜公共下水道手繰川第1-号幹線合流点 佐倉市青菅〜井野川 佐倉市宮前3丁目〜鹿島川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市大作〜高崎川 佐倉市青菅〜小竹川 平成14年10月1日現在 面積内訳(km²) 佐倉市 2.49 成田市 1.96

施策の体系

- (1) 災害に強いまちにします。
- 一 ① 防災施設を整備します。
- ② 災害に強い都市構造に整備・改善します。
- ③ 印旛沼・河川の治水対策を国・県に要望します。
- ④流域市町村と連携した印旛沼・河川の治水対策を行います。
- ⑤ 治水対策施設を整備します。
- ⑥ 治水対策施設を維持管理します。

施策の説明

- (1) 災害に強いまちにします。
 - ①防災施設を整備します。

平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、近年では全国で地震、集中豪雨等による自然災害が数 多く発生しています。そこで、都市機能への被害や人命の損失を防ぐため、防災施設や災害の 応急・復旧対策に必要な備蓄資機材の整備・充実に努めます。

主な実現方策

● 防災井戸や携帯電話メール情報配信サービス等を整備 します。



防災井戸

②災害に強い都市構造に整備・改善します。

地震や風水害などの災害に対応するため、建築確認や完了検査などの徹底を図るとともに、危険なコンクリートブロック塀の生垣転換、狭あい道路の拡幅整備及び急傾斜地整備に対する支援などの災害対策を進めます。

主な実現方策

- 崩壊の危険性が高い急傾斜地の整備を行う市民に対して補助します。
- 狭あい道路の拡幅及び緑化整備を行う市民に対して補助します。

③印旛沼・河川の治水対策を国・県に要望します。

印旛沼流域の最下流に位置する佐倉市では、平成3年、8年、13年と5年毎に家屋の床上浸水被害に見舞われており、適切な水害対策を継続して行っていく必要があります。このため、流入する河川などを含めた印旛沼流域における総合的な治水対策を推進するよう、国・県に対して継続して要望していきます。

主な実現方策

● 印旛沼及び流域河川の治水対策を国・県に要望します。

④流域市町村と連携した印旛沼・河川の治水対策を行います。

佐倉市は、過去の水害の程度を基準として河川の改修事業を進めてきました。しかし、市単独の事業だけでは抜本的な解決に繋がらないことから、流域市町村と十分に連携し、広域的な災害対策事業の推進に努めます。

主な実現方策

- 佐倉市・富里市・八街市・酒々井町等で構成する高崎川流域雨水対策協議会を通じて高崎川の治水 対策を国・県に要望します。
- 佐倉市と八千代市が連携して、高野川・小竹川の改修を進めます。

⑤治水対策施設を整備します。

宅地開発等に伴う、山林や農地の減少などによって、河川流域内の雨水浸透機能や保水機能が低下したことから、河川や排水路(※2)などへの雨水流入量が増加しており、道路での冠水や家屋浸水などへの影響が懸念されます。このため、調整池の改修や排水路の整備などの治水対策を計画的に進めていきます。

主な実現方策

- 市民が設置する貯留浸透施設に要する経費に対して補助します。
- 排水路の整備を進めます。



都市下水路

⑥治水対策施設を維持管理します。

本市では、雨水の河川への急激な流出を抑制するための調整池の整備や都市下水路の整備などの治水対策を進めていますが、既存施設等の老朽化も進んでいます。このため、老朽化した既存施設については、計画的に改修を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

主な実現方策

- 調整池・ポンプ施設等を適正に維持管理します。
- 準用河川 (佐倉川・南部川・上手繰川・上小竹川・井野川) を適正に維持管理します。



排水ポンプ施設

(※2)排水路 … 排水路とは主に市街地における雨水等を排除するための施設である都市下水路や公共下水道 (雨水) などをいいます。

第4節 緑と水を活かしたうるおいのあるまちづくり

現況と課題

佐倉市は、印旛沼と広大な田園風景、さらには谷津や里山といった緑に囲まれた自然環 境の豊かなまちです。

昭和58年には「緑の都市宣言」を行い、緑化の推進と緑地の保全に努めてきました。 その結果、平成17年3月末現在で公園234箇所、緑地32箇所が整備されています。 都市化の進展とともに、緑地面積は減少してきていますが、市民のみなさんが憩える水 と緑の空間の創造が求められています。

基本方針

- ・印旛沼や緑など自然環境といった貴重な財産を後世に残すとともに市民が憩える空間づ くりを進めるため、印旛沼や緑の保全を進めます。
- ・市民生活の憩いの場としての公園の整備を図ります。



佐倉城址公園



岩名運動公園

都市公開の状況

<u>(単位:ha</u>	<u>) </u>										各年	<u> </u>
区分					都	市	公					
152		幽計				,	公	33				
	,	ира а		BH .	街	区公園	近	隣公園	地	X公里	鑃	全公園
年度 🔪	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	直積
平成 12	260	134.20	228	119.49	214	46.95	7	13.10	1	4.60	1	9.90
13	262	134.40	230	119.69	216	47.15	7	13.10	1	4.60	1	9.90
14	264	137.83	232	123.12	217	46.28	7	13.10	2	8.90	1	9.90
15	265	137.95	233	123.24	218	46.40	7	13.10	2	8.90	1	9.90
16	266	141.83	234	127.12	218	46.40	8	14.78	2	8.90	1	9.90

区分					都	市	公					
		:	经						禄	地		
	運		歴	史公園	風	改公園		at	都	市海地	1	録道
年度	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
平成 12	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
13	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
14	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
15	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
16	1	19.60	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55

資料:公園緑地課

施策の体系

- (1) 市民が水辺で憩えるま ちにします。
- (2) 緑を身近に感じるまち にします。
- ① 公園を整備します。
- ② 公園を維持管理します。
- ③ 市民が行う公園・緑地等の維持管理を支援します。
- ④ 緑地を保全します。
- ⑤ 緑化を推進します。

施策の説明

- (1) 市民が水辺で憩えるまちにします。
 - ①印旛沼周辺の親水空間形成を推進します。

市を代表する景観の一つである「印旛沼」を、市民が気軽に楽しむことができる快適な親水空 間として整備されるよう、国・県へ要望していきます。また、河川周辺への親水空間の整備につ いては、関係機関と連携しながら検討していきます。

主な実現方策

● 県立広域公園の整備について県に要望します。



(2) 緑を身近に感じるまちにします。

①公園を整備します。

身近な公共空間としての公園、家族や友人と憩う場所としての公園、スポーツやレクリエーションなどの健康増進やコミュニティ活動の推進を目的とした公園、花や緑・自然を楽しむことのできる公園等、市民が目的に応じて集うことのできる公園の整備に努めます。

主な実現方策

- 新規公園の整備や既存公園の再整備を進めます。
- 緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等の様々な取り組みを計画的に進めていくため、緑に関する総合的な計画を策定します。



緑豊かな谷津田

②公園を維持管理します。

市内の公園は、234箇所、面積約127.12 h a の公園(平成16年4月末)があります。公園の維持管理については、パトロールや樹木の剪定などを定期的に行っていますが、さらにこれを強化し、市民が安心して集うことのできる景観や安全に配慮した公園の維持に努めていく必要があります。今後も、公園の設置目的が遂行できるよう公園の維持管理に努めます。



街区公園

主な実現方策

- 公園を適正に維持管理します。
- 広報紙やホームページを通して、公園及び緑地等に関する情報を提供します。

③市民が行う公園・緑地等の維持管理を支援します。

身近な公共空間の環境整備のあり方に対する意識の高まりとともに、ボランティア活動への参加意欲も高まっています。公園の維持管理にあたっては、市民のみなさんが気軽に利用できる公園の確保をめざし、利用者の声を反映した公園の整備を進めるとともに、安心して利用できるよう地域との連携による管理運営体制の整備・促進に努めます。

主な実現方策

● 市民団体等による公園の清掃活動を支援します。



地域による公園清掃活動

④緑地を保全します。

都市化の進展により、市街地における緑が減少傾向にあり、次代に向けた緑の保全・再生を図ることが緊急な課題となっています。このため、市街地を含む身近な地域における緑の保全・活用に向けて、緑地保全事業を推進します。

主な実現方策

- 緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等の様々な取り組みを計画的に進めていくため、緑に関する総合的な計画を策定します。
- 計画的に緑地の整備を進めます。
- 緑地を適正に維持管理します。

⑤緑化を推進します。

緑化に係る市民活動が盛んになってきていることから、 花と緑のまちづくりの一環として、「佐倉市花の銀行」や 「財団法人佐倉緑の銀行」と連携・協力を得ながら、市民 のみなさんの緑化意識の醸成と活動の支援を行います。

主な実現方策

- 緑化に関するイベントや啓発活動を行います。
- 広報紙やホームページを通して、公園及び緑地等に関する情報を提供します。



佐倉チューリップまつり



第6章 まちづくりの推進に向けて ~行政の取り組み、市民の参画~

施策の体系

第6章

まちづくりの推進に向けて ~ 行政の取り組み、市民の参画 ~

第1節 成果と効率性を重視した行財政運営の推進

(1)	計画的な行財政運営を進めます。	① 計画的な行財政運営を進めます。 ② 統計調査の結果を有効に活用します。
(2)	行政事務の成果と効率性を高 めます。	① 行政事務の効率化を図ります。 ② 行政事務の電子化を促進します。 ③ 有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります。
(3)	課題に的確に対応できる組織 にします。	① 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます。 ② 適切な定員管理に努めます。 ③ 円滑な事務遂行のための組織づくりに努めます。 ④ 課題発見・課題解決プロセスマネジメントを展開します。
(4)	健全な財政運営を進めます。	① 経営的視点による行財政改革に取り組みます。 ② 市税の徴収率向上に努めます。 ③ 事務事業の執行に必要な財源の確保に努めます。 ④ 受益と負担の関係を見直します。 ⑤ 経常経費を節減します。 ⑥ 財源を重点的、効果的に配分します。 ⑦ 公有財産の適正管理と有効活用を図ります。
(5)	施設を適正に管理します。	① 施設価値を高めることに努めます。 ② 施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。 ③ 公共施設のあり方を検討します。
(6)	広域的な行政を進めます。	

第2節 市民協働によるまちづくり

(1)	地域のまちづくり活動が盛ん なまちにします。	① まちづくりに対する市民意識を高めます。 ② 地域のまちづくり活動の環境を整備します。 ③ 市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。 ④ 地域コミュニティ活動への支援を行います。 ⑤ コミュニティの活動拠点を確保します。
(2)	ボランティアやNPO等の活 動が盛んなまちにします。	① 市民公益活動に対する市民の関心を高めます。 ② 市民公益活動を促進する環境を整えます。
(3)	市民の意識を反映したまちに します。	① 市民意識を反映できる広聴制度を確立します。 ② 市民の行政活動への参加を促進します。
(4)	行政の透明性の高いまちにし ―― ます。	① 市政情報の公開を進めます。 ② 市政情報に関する広報を行います。 ③ 市民が行政情報を活用できる環境を整備します。

第3節 男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり



第1節 成果と効率性を重視した行財政運営の推進

現況と課題

少子高齢化の進展、高度情報化社会の進展、国際化の進展など社会情勢は大きく変化しています。また、人々の価値観も物の豊かさから精神的な豊かさへと変化してきており、 そのニーズも高度化・多様化しています。

さらに、平成12年には「地方分権一括法」が施行され、その後の規制緩和や三位一体 の改革など、地方分権がますます進展しており、自らの責任と創意工夫による自立したま ちづくりが求められています。

地方公共団体においては厳しい財政状況の中、さらなる行財政改革の推進による行政の スリム化や効率化が求められており、財政基盤の安定化を図るとともに、行政サービスの 効率化・合理化を強力に推進していくことが必要となっています。

基本方針

- ・現行のサービスを維持しながら、さらに活力あるまちづくりを進めていくために、新たな都市経営の考え方を構築します。そのため、行政課題に的確に対応した事業を計画的に進めるとともに、施策や事業の評価制度の導入による事業の厳しい選択と見直しを行います。
- ・限られた財源を有効に活用できるように、行政活動成果測定による事務事業の見直しや、新たな外部委託の推進により、行政事務の成果と効率性を高めます。
- ・民間の経営的視点にたった行財政改革を進めるとともに、徹底した経費の節減や財源の 重点的配分、受益と負担の見直しや市税等の歳入の確保に努め、健全な財政運営を行いま す。特に、一般会計については、プライマリー・バランス(※1)の均衡に努めるなど財政 健全化のための取り組みを進めることにより、財源に見合った財政歳出構造を確立します。
- ・既存資源を有効に活用するため、公共施設の適正な配置や、既存施設の有効活用、そして指定管理者制度の推進など、公共施設の価値を高めるとともにサービスの向上や管理の見直しを図ります。
 - ・行政の有する課題への対応ができる組織体制の見直しと職員の育成を行います。



行政運営の成果と効率性を高めるために、計画一実施一測 定一改善を継続的なサイクルの中で取り組んでいきます。



市庁舎

(※1) プライマリー・バランス:公債費を除いた歳出と市債収入を除いた歳入のバランス。これを均衡させることは、その年度の歳出は借金以外の歳入によって賄えることを意味する。

施策の体系

(1)	計画的な行財政運営を進めます。	① 計画的な行財政運営を進めます。 ② 統計調査の結果を有効に活用します。
(2)	行政事務の成果と効率 性を高めます。	① 行政事務の効率化を図ります。 ② 行政事務の電子化を促進します。 ③ 有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります。
(3)	課題に的確に対応でき る組織にします。	① 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます。 ② 適切な定員管理に努めます。 ③ 円滑な事務遂行のための組織づくりに努めます。 ④ 課題発見・課題解決プロセスマネジメントを展開します。
(4)	健全な財政運営を進めます。	 ① 経営的視点による行財政改革に取り組みます。 ② 市税の徴収率向上に努めます。 ③ 事務事業の執行に必要な財源の確保に努めます。 ④ 受益と負担の関係を見直します。 ⑤ 経常経費を節減します。 ⑥ 財源を重点的、効果的に配分します。 ⑦ 公有財産の適正管理と有効活用を図ります。
(5)	施設を適正に管理します。	① 施設価値を高めることに努めます。 ② 施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。 ③ 公共施設のあり方を検討します。
(6)	広域的な行政を進め ます。	① 広域的な行政を推進します。

施策の説明

(1)計画的な行財政運営を進めます。

①計画的な行財政運営を進めます。

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展など社会経済情勢の変化に伴い、行政需要はますます多様化、高度化しています。また、地方分権型社会では、住民に最も身近な自治体である市が、これまで以上に地域の実情とニーズを踏まえて、その判断と責任において施策を推進していくことが求められています。

行政課題に的確に対応していくため、財政推計を基に5年間の実施計画を作成し、総合的・計画 的な行政運営を進めます。また、計画の実行にあたっては、施策や事業を評価する制度を導入し、 事業の選択と改善を行いながら着実な課題解決に努めます。

主な実現方策

- 後期基本計画の施策の達成度を計画期間の中間年度と終了年度に測定します。
- 後期基本計画の進行管理を図るとともに、事業の進捗度合いと財政の状況を勘案して実施計画の見直 しを行います。

②統計調査の結果を有効に活用します。

市民の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化に伴う社会構造の変化状況など、本市の現状を示す数値は、行政活動の根拠となる諸施策を立案する上で重要なものとなっています。

そこで、各種統計調査の結果をはじめ、本市の現状を示す数値等を整理、集約し、地域課題分析の ための基礎資料として容易に利活用できる体制づくりを進めます。

主な実現方策

● 既存統計資料を体系的に整理し、公表します。

(2) 行政事務の成果と効率性を高めます。

①行政事務の効率化を図ります。

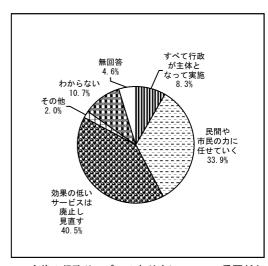
現在は、行政だけが公共サービスの唯一の担い手ではなく、市場に委ねる方が適当なもの、民間委託によってより良質なサービスが低コストで提供できるもの、NPO(※2)活動などの特性を生かすべきものなどがあると言われるようになってきました。

限られた人員、財源で多様な市民ニーズに応えるため に、行政活動の成果測定に基づく事務事業の見直しと適 正な管理を進め、必要に応じ外部委託を検討します。

また、直営で行う事業についても、職員の創意工夫による事務の効率化を進めます。

主な実現方策

- 事業を実施した成果を測定し、その結果を翌年度の 事業に反映させます。
- 事務事業の改善方法を研究し、実施します。



今後の行政サービスのあり方について、重要だと 思う視点 (平成16年度 市民意識調査報告書)

(※2) NPO ・・・ NPOとは「非営利組織」という意味の英語のNon-profit Organizationの頭文字をとったものです。「非営利」とは、「利益をあげてはいけない」ということではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる」という意味です。一般にNPOという場合は、法人格の有無や種類を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する団体をいいます。

②行政事務の電子化を促進します。

近年、情報処理や通信分野における技術革新は目 覚しく、情報通信技術を活用した行政事務の効率化 や市民サービスの向上などが求められています。

本市では、これまでも住民票・印鑑証明書の自動 交付やインターネットを利用した施設予約など各種 の情報化事業を進め、市民サービスの向上と事務処 理の効率化を目指してきました。今後とも財政状況 等を勘案しながら、国が進める電子政府・電子自治 体への対応を含め、情報通信技術を積極的に活用 し、行政事務の簡素化、効率化を進めるとともに政 策決定の迅速化、高度化等行政運営の質的向上を推 進します。



佐倉市情報化基本計画より抜粋

主な実現方策

- 市政の幅広い分野に情報通信技術を活用した電子自治体の構築に向けた調査研究を進めます。
- 情報セキュリティ(※3)の確保や庁内ネットワーク、パソコン等の運用管理を適正に行うなど、行政情報化推進のための環境整備を進めます。

③有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります。

本市では様々な行政事務に情報システムを活用し、事務の効率化、迅速化を図り、市民サービスの向上に努めていますが、情報通信技術の分野は技術革新が早く、既に時代に合わないシステムも存在していることから、必要に応じてシステムの見直しを実施します。

また、システムの新規導入や見直しにあたっては、全庁的なシステム・ネットワーク構成等を踏まえた無駄の無い、投資効果の高いシステムの構築を進めていきます。



コンピューター室

主な実現方策

- 旧式となったコンピュータシステムで処理を行っている現行のシステムについて、費用対効果の高いシステムへの移行を調査・研究します。
- システムの導入や見直しにあたり、全庁的なシステム・ネットワーク構成等を踏まえた投資効果の高い システム構築を進めます。

(3) 課題に的確に対応できる組織にします。

①職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます。

本格的な地方分権の時代を迎え、職員には、職務に関する専門的な知識はもとより、多様な行政ニーズに対応した施策を企画し実施する能力が求められています。

本市では、これまでも「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため、人材育成の基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化に取り組んでいますが、今後もこの取り組みをさらに充実させます。

主な実現方策

計画的に職員研修を実施しつつ、毎年度その成果を見直すことで、効果的な職員研修を実施します。

(※3)情報セキュリティ … 情報システムのハードウェアやデータなどの情報資産を災害や不正行為などの脅威から守ることを言います。具体的には、ネットワーク及び情報システムの開発、変更、追加又は廃止及び運用にかかるすべての情報について、①機密性(許可されたもののみが情報にアクセスできることを確実にする。)②完全性(情報及び処理情報の正確さ及び完全であることを安全防護する。)③可用性(許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にする。)という3つの状態を維持することを指します。佐倉市では平成16年4月1日に「佐倉市情報セキュリティに関する規則」及び「佐倉市情報セキュリティ対策基準に関する規程」からなる「佐倉市セキュリティポリシー」を制定し、全庁的なセキュリティ対策を進めています。

②適切な定員管理に努めます。

本市の平成17年4月1日現在の職員数は、1,111名であり、人口に対する職員数の割合は県内で最も少ない状況にあります。

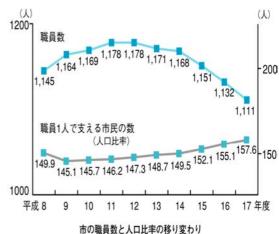
しかし、今後の財政事情等を考慮すると、市民サービスの維持向上を図りながら、今まで以上に少

数精鋭で行政運営に当たっていく必要があります。

このため、職員配置については、事務量を的確に把握し、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

主な実現方策

● 的確な人事管理施策を講じることにより、定員管理 を進めます。



③円滑な事務遂行のための組織づくりに努めます。

少子高齢化や国際化、情報化等社会情勢の変化に的確に対応し、新たな行政課題と市民の多様な ニーズに即応できる行政サービスを展開するためには、政策目標に基づき、効率的かつ効果的に事務 事業を処理する組織にしていく必要があります。この実現に向けて、柔軟な組織・機構を常に整備 し、政策形成機能や総合調整機能の充実強化を図るよう努めます。

主な実現方策

● 事務事業の効果を高める行政組織のあり方や事務執行方法を検討します。

④課題発見・課題解決プロセスマネジメントを展開します。

行政組織が課題の解決をしていくためには、職員の知識・技術・意欲に基づいた適切なマネジメントが求められます。業務の工程(プロセス)を整理・分析し、どうすれば効率的・効果的に仕事ができるのか常に見直し、改善を行うことを通じて、課題への的確な対応が図れるよう、適切なプロセス・マネジメントを展開します。

主な実現方策

● 事務事業の作業工程をマネジメントする仕組みを構築し、展開します。

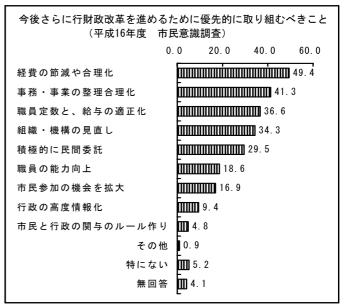
(4) 健全な財政運営を進めます。

①経営的視点による行財政改革に取り組みます。

本市は、これまで、昭和60~62年度、平成8~10年度、平成13~15年度の3度にわたる行政改革を実施し、その後も継続的改善の取り組みによって一定の成果を挙げてきました。しかし、市税の減収、国庫補助負担金の減少、地方交付税の減少など、佐倉市の財政運営はこれまでにないほど困難な状況になってきています。後期基本計画に位置づけた施策を着実に執行できるよう、民間の経営的視点を取り入れた行財政改革に取り組みます。

主な実現方策

- 行財政運営方針および集中改革プランの進捗を適正に管理し、行政改革に向けた取り組みを着実に進めます。
- 財政運営に対する調査、研究に取り組みます。

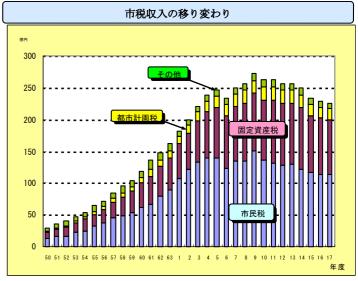


②市税の徴収率向上に努めます。

市税は、市の歳入の約6割を占めており、市の財政を支える歳入の基本となっています。課税客体の適正な把握を行い、適正・公正な市税等の賦課を進めるとともに、口座振替の促進などの納税者の利便向上や納付相談の充実を図り、税収の確保に努めます。また、厳正な滞納処分の執行により徴収率の向上を図ります。

主な実現方策

- 税に関する相談機会を設け、納税意識の 高揚を図ります。
- 市税収納の口座振替を促進するなど、徴収率の確保に努めます。



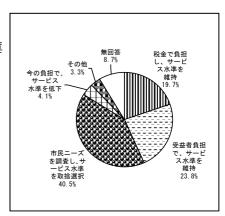
※平成17年度は予算額

③事務事業の執行に必要な財源の確保に努めます。

地方分権や国の三位一体の改革により、地方の自立的な財政運営構造の確立が求められています。事務事業を実施する上で必要となる財源を確保するため、税源の移譲を国や県に要望していきます。また、行政サービスの質的向上に努めるとともに、事業の実施の際に利用できる国、県の補助制度について、常に調査研究し、積極的な活用に努めます。

主な実現方策

● 国・県の補助金の活用や税源移譲の要望等、財源確保に向けた取り組みを進めます。



受益者負担とサービスの関係 (平成16年度 市民意識調査報告書)

④受益と負担の関係を見直します。

依然として続く厳しい社会経済状況を背景に、税収の伸びが期待できない現在の状況においては、 効率的な税配分を行うための行政運営が求められます。施策の一層の選択と集中を進めるとともに、 公共施設や一部の住民が利用するサービスに対する住民負担も求めていく必要が出てきています。こ のため、事務事業の再構築を行うにあたっては、費用の負担をどこに求めるかを明らかにし、受益と 負担の関係を見直します。

主な実現方策

● 受益と負担の関係のあり方について検討する組織を設置し、総合的な見直しを進めます。

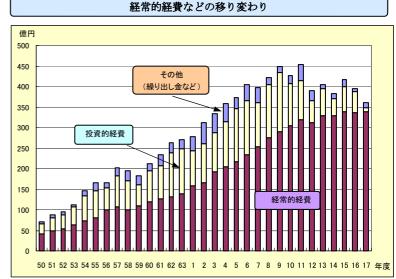
⑤経常経費を節減します。

業務を行っていく上で毎年度必要になる経常的経費は、人口が増えて市の規模が拡大する中で、事務量・事業量の増加に伴い増えてきました。しかし、ここ数年、歳入が減少し続けているため、拡大した行政規模に合わせた歳出とのバランスが取りにくくなっています。このことから、経常的な経費削減のため、内部事務の合理化策を講じるとともに、不要不急の事務事業については廃止または合理

化を進めていきます。また、補助金 のあり方についても適切な見直しを 行います。

主な実現方策

予算配分枠の設定による総額の 抑制など、経常経費節減のための 取組みを行います。



※平成17年度は予算額

⑥財源を重点的、効果的に配分します。

後期基本計画を着実に推進し、施策成果を上げていくためには、限られた財源を有効に活用していく必要があります。このため施策や事業の成果を測定した結果を踏まえ、後年度における負担や、施策目標の達成への効果などを考慮し、そのために有効な事業を選択することにより優先順位の高いものへ集中的に財源を投資していく行政運営に努めます。

主な実現方策

● 予算編成において、重点的に取り組む事業を明確にしていきます。

⑦公有財産の適正管理と有効活用を図ります。

市民の財産である公有財産を適正に管理し、現在の機能を維持していくことに努めていきます。また、現在市が所有している公有財産、物品等のうち使用目的が明確になっていないものや今後の利用が見込めないものについては、その整理(民間売却、不要物品の再利用・再資源化)について検討し、適切な財源確保に努めます。

主な実現方策

● 未利用となっている土地・建物などの有効活用を検討します。

(5)施設を適正に管理します。

①施設価値を高めることに努めます。

公共施設の利活用が促進されるよう、サービスの質的な向上に努めていきます。将来にわたる施設需要の動向を見据えた上で、地域の実情に応じた施設規模の適正化や用途の転換、子どもや高齢者・障害者など誰もが利用できる施設づくりへの配慮、安全で安心なまちづくりに向けた災害時における拠点機能の発揮など、地域における施設の価値を高めていくことに努めます。

主な実現方策

● 公共施設の管理運営状況を調査し、施設の有効活用方策を検討します。

②施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。

地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)により、指定管理者制度が導入されました。これにより、従来は公的団体に限られていた公の施設の管理を、民間事業者等に任せることが可能となり、公の施設管理に民間ノウハウを活用し、コストの削減とサービス向上を目指すとともに、雇用の創出や地域経済の活性化にもつなげることが可能となりました。現状よりさらに施設を活用できる可能性を追求すると同時に官と民のあり方を見直し、施設の管理運営に地域・民間の力を活用します。

主な実現方策

● 公の施設の管理運営に民間活力を導入し、施設の有効活用を図るため、指定管理者制度の積極的な活用を検討します。

③公共施設のあり方を検討します。

高度成長期や人口急増時代に集中的に整備してきた公共施設が老朽化の時期を迎え、その維持管理が大きな財政負担になっています。一方で、市民ニーズに対応した新たな施設の整備も求められています。

施設の整備にあたっては、対象とする地理的な範囲や提供する機能の特性、既存施設の整備状況といったこれまでの配置の視点に加え、居住者の年齢構成や世帯構成などの地域特性を踏まえた将来のまちづくりも視野にいれる必要があります。施設の多目的化や多用途化、機能の複合化による統廃合を含め、公共工事コスト縮減が図れるよう検討します。

主な実現方策

● 公共施設について、必要性や地域性等に配慮した適切な配置を検討します。

(6) 広域的な行政を進めます。

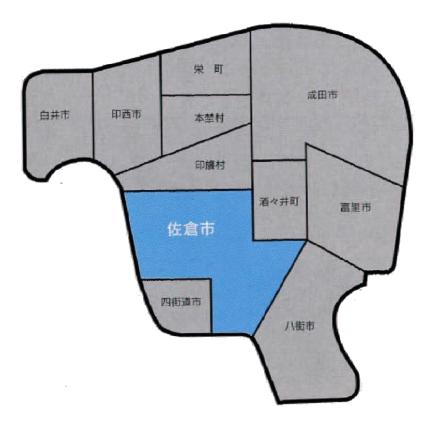
①広域的な行政を推進します。

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い環境問題や交通問題、ごみ処理の問題など行政区域を越えた市民ニーズが高まっており、これらの広域的な行政課題への対応が求められています。

近隣市町村の自主性を尊重しつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、関係市町村との共同処理による事務の合理化などをさらに推進していきます。

主な実現方策

● 関係市町村の連携を強化し、広域行政を更に推進します。また、一部事務組合の充実を図ります。



(印旛郡市広域市町村圏事務組合構成市町村)

注) 平成18年3月27日に下総町、大栄町が成田市と合併する予定です。

(一部事務組合一覧表)

名 称	主な仕事	構成市町村	設立日
印旛郡市広域市町村圏事務組合	市町村圏計画の策定、職員の採 用試験及び共同研修、水道用水 供給事業、軽費老人ホーム、地 域農業センター、第二次救急医 療機関運営事業	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、印旛村、本埜村、	S47. 9.7
佐倉市、酒々井町清掃組合	ごみ処理	佐倉市、酒々井町	S41.1.7
印旛衛生施設管理組合	し尿処理	佐倉市、四街道市、八街市、 酒々井町、富里市	S38.4.5
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	さくら斎場運営	佐倉市、四街道市、酒々井町	S40.7.15
印旛利根川水防事務組合	下利根川右岸の水防	成田市、佐倉市、四街道市、八 千代市、印西市、白井市、酒々 井町、印旛村、本埜村、栄町	\$39.4.13
佐倉市八街市酒々井町消防組合	消防活動、救急活動	佐倉市、八街市、酒々井町	S47.4.1

第2節 市民協働によるまちづくり

現況と課題

地方分権の進展により地方の自立が求められており、この実現のためには、限られた財源で最大の効果をあげられるよう、成果と効率性に重点を置いた行政運営を行っていく必要があります。

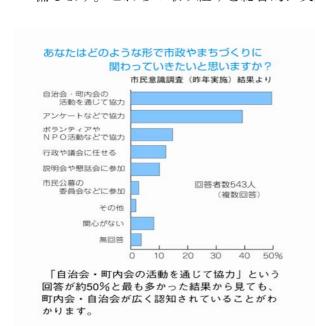
それには、市民のニーズを的確に捉え反映させ、さらには市民の社会貢献活動を広げるなど、市民の視点に立った行政運営が求められています。

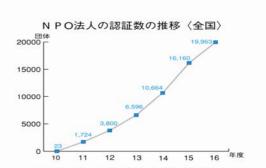
また、まちづくりの運営手法にあっては、これまでのような行政主導による一律的な行政サービスの提供というだけではなく、市民との協働によるまちづくりの推進が必要となってきています。この背景には、ボランティアやNPOなどによる社会参加活動が活発になってきたことも起因しています。この市民協働の推進には、行政の透明性を高めることや、地域コミュニティの活性化が必要です。

市では、市民協働のさきがけとして、平成15年に市民公益活動サポートセンターを設置し、市民公益活動を支援していますが、市民公益活動のさらなる拡大が望まれています。

基本方針

- ・議会制民主主義を尊重し、地方自治の理念に添う市民自治の確立に努めます。また、市 民協働の推進にあたっては、市民の行政活動への参加を促進する制度の充実や自主的な公益 活動への参加意識の啓発に努め、その活動を推進するための環境を整備します。
- ・地域住民の連携を育むためのコミュニティの形成を支援し、活動拠点の確保とともに活動の支援を行います。
- ・行政の透明性を高めるため、市政情報の積極的な公開を行います。また、広聴の充実により市民意見の市政への反映を図ります。そして、市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。これらの取り組みを総合的に実施することで情報の共有化を目指します。



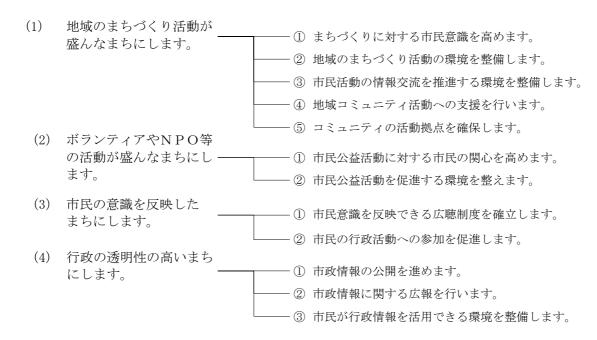


全国では2万1539団体の申請団体数のうち、 1万9963団体が法人資格の認証を受けています (平成16年12月31日現在)。

千葉県では、申請数836団体で法人資格の認証数は797団体です。なお、千葉県における認証団体数の状況は、都道府県別で見ると、東京都、大阪府、神奈川県に次いで4番目です(平成17年1月31日現在)。

また、市内に事務所を有するNPO法人は、 26団体あります。

施策の体系



施策の説明

- (1)地域のまちづくり活動が盛んなまちにします。
 - ①まちづくりに対する市民意識を高めます。

社会情勢の変化にともない市民ニーズも多種多様化しており、これまでのような行政主導によるまちづくりには限界が見え始めています。また、一方で、地域住民やボランティア団体などによる市民公益活動も活発化してきています。誇りのもてるまちづくりの実現のためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。

主な実現方策

- 市民の地域活動への関心を高めるための啓発活動を行うと同時に、関係機関との連携による人材育成を進めます。
- 佐倉市民憲章の理念を普及し、その精神を浸透するための取り組みを進めます。

②地域のまちづくり活動の環境を整備します。

自治会・町内会・ボランティア団体・NPO 、企業や行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化することにより、地域課題に柔軟に対応することが可能となります。

このことから、市民等の活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境整備を推進します。

主な実現方策

● 市民協働に関する窓口の設置や、(仮)市民協働推進委員会の立ち上げ等、市民主体の地域まちづくり活動を促進できる環境を総合的に整えます。



(地域まちづくり活動の様子)

③市民活動の情報交流を推進する環境を整備します。

市民活動を一層推進するためには、市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政等様々な活動 主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりが大切です。市民活動に 係る情報が相互に交換できる環境を整備します。

主な実現方策

● 町内会・自治会、ボランティア団体、NPO法人などが行うまちづくり活動の情報提供を行うとともに、活動の交流機会を提供します。

④地域コミュニティ活動への支援を行います。

地域の課題に対処し豊かでやさしい地域社会とするためには、住民相互の支え合いによるコミュニティ活動の充実と行政との協働システムを構築することが大切とされています。

地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

主な実現方策

- 地域コミュニティにおける広域的な自治活動を推進する組織の形成や自主的な取り組みを支援します。
- 自治会・町内会が行う住民自治のための活動を支援します。

⑤コミュニティの活動拠点を確保します。

コミュニティ活動、自治会活動や交流の場が確保されるよう、地域住民自らが行う集会施設の整備 支援や既存公共施設の活用など、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

主な実現方策

- コミュニティ活動の拠点としてのコミュニティセンターを適正に管理運営します。
- 自治会・町内会の地区集会所の建替えや既存施設の維持等に対する助成を行います。



志津コミュニティセンター・・・

講演会や発表会などに利用できる400人収容の大ホールや、調理室の機能を持つ会議室をはじめ、透視パネルスクリーン付きで視聴覚室としても利用できる集会室、水屋付きの茶室なども備えられており、市民の文化活動の拠点となっています。また、遊戯室や図書館なども備えた北志津児童センターも併設しています。

(2) ボランティアやNPO等の活動が盛んなまちにします。

①市民公益活動に対する市民の関心を高めます。

個人の価値観の多様化や余暇時間の増大、社会環境の変化などを背景に、ボランティア・NPO等の市民公益活動への関心が高まってきており、その活動は福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多岐にわたって広がりを見せています。また、ボランティア団体などの非営利活動団体に法人格を付与し、その活動を促進するNPO法の制定など社会的環境も整備されつつあります。本市では、平成14年度に市民公益活動推進のための基本方針を定め、市民公益活動を推進していますが、今後とも、多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

主な実現方策

● インターネット等を活用して市民公益活動団体の情報を提供します。

②市民公益活動を促進する環境を整えます。

佐倉市の市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で様々な課題を抱えています。その内容は、公共施設の利用など活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信などの課題もあることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

主な実現方策

- 市民公益活動の推進に向けた支援策の検討を行います。
- 市民公益活動サポートセンターの機能の充実に努めます。



市民公益活動サポートセンター・・・佐倉市では、市民又は市民団体等が実施する市民公益活動を支援するため、市民公益活動サポートセンターを設置しています。市民公益活動とは市民又は市民団体等が、主体となって継続的・自発的に行う社会貢献活動で、非営利目的で行う活動です。この施設は、公益活動を実施する市民、ボランティアグループ、団体、NPO法人等がその運営のための打ち合わせ、研修、情報交換、情報発信等ができるようにその支援を目的に設置されています。

(3) 市民の意識を反映したまちにします。

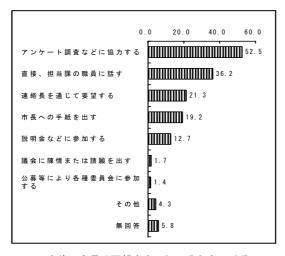
①市民意識を反映できる広聴制度を確立します。

市民の意見・意識や提言を広く集め市政に反映させるための広聴制度には、市長への手紙(※4)、総合計画策定の際の市民意識調査、市政モニター、連絡長要望、各種アンケート調査などがあります。

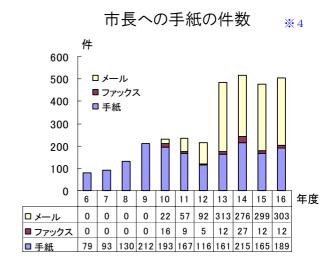
既存の広聴事業の充実を図るとともに、出された意見・要望等を整理・集約し情報を共有化することにより、市政に役立てる広聴制度の確立に取り組みます。

主な実現方策

- 市長への手紙などの広聴機能のあり方について検討します。
- 定期的に市民意識調査を実施し、市民意識の把握に努めます。



今後、意見や要望を市へ伝えるときの手段 (平成16年度 市民意識調査報告書)



※以前は道路や公園・ごみに関する提案が多く寄せられていましたが、近年は市の制度への質問や疑問・行政に対する要望などが多くなってきています。

②市民の行政活動への参加を促進します。

まちづくりへの市民参加を促進するため、市政に係る政策形成過程から実施に至る過程において、市民のみなさんの参加を可能とする基準を整備するなど、市民参加型の行政運営の環境整備に努めます。

主な実現方策

● 市民の行政活動への参加機会の充実に向けた調査研究を進めます。

(※4) 市長への手紙 … 市民のみなさんからの市政に対する意見を、市役所、各出張所に設置してある「市長への手紙」用紙、ファックス、ホームページ及びメールで受け付け、意見について担当部署で調査し、必要に応じて関係機関と協議した上で回答する制度。

(4) 行政の透明性の高いまちにします。

①市政情報の公開を進めます。

市政の公平性と透明性を高め、市民と市政との信頼関係の確保を図り、市民の市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報を積極的に提供します。また、市民主体の公正で開かれた市政の推進を図るため、個人情報の保護に十分な留意を行った上で、市の保有する情報を原則として公開する情報公開制度の適切な運用を図ります。

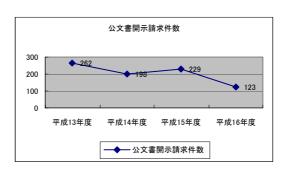
併せて、市が保有する個人情報の適正な取扱い並びに個人の権利利益の保護を規定した佐倉市個人情報保護制度の適切な運用を図ります。

主な実現方策

● 市政に関する情報を手軽に入手できる窓口として、市政資料室の充実に努めます。



市政資料室



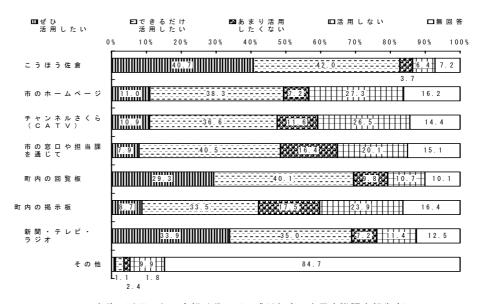
情報公開請求のあった公文書の件数 資料:行政管理課

②市政情報に関する広報を行います。

広報紙など、あらゆる広報媒体を通じて、市政への市民の理解を深め、行政の高い透明性を確保 し、市民と行政が協力したまちづくりを進めるため、市政情報を十分に提供する広報活動を行いま す。

主な実現方策

- 市政情報を提供するため、広報紙を定期的に発行します。
- 市政情報を広報番組、ホームページ等を通じてお知らせします。



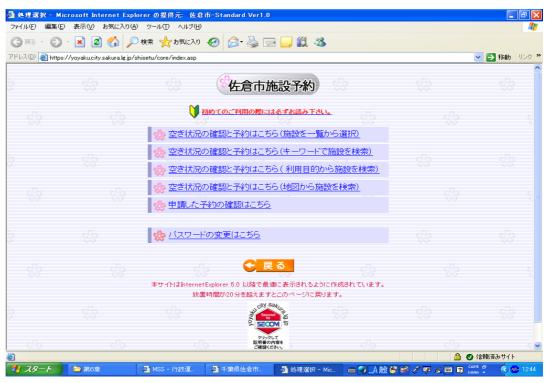
今後、活用したい広報手段 (平成16年度 市民意識調査報告書)

③市民が行政情報を活用できる環境を整備します。

従来から「こうほう佐倉」をはじめ、CATVによる広報番組やホームページの開設など様々な媒体を活用して行政情報を提供し、市民生活の利便性向上に努めてきましたが、今後は、行政情報の提供にとどまらず、インターネットを通じて、自宅にいながら行政サービスを受けるなど電子自治体への対応を含め、誰にでも配慮された身近な行政を実現し、市民生活の利便性と満足度が向上するよう環境の整備に努めます。

主な実現方策

● 地域の情報化を進めるための取り組みを進めます。



佐倉市のホームページから公共施設の予約・確認などができる公共施設予約管理システム

第3節 男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり

現況と課題

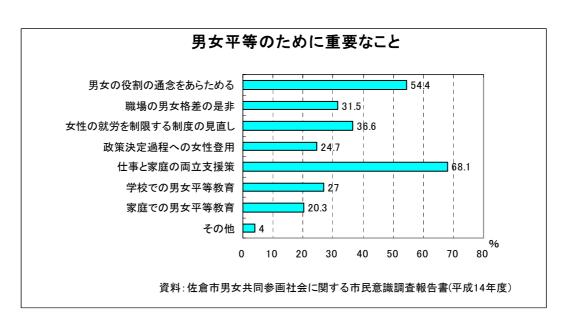
これまで、人権の尊重や男女平等の理念の下に、男女平等参画社会(※5)に向けた取り組みを推進してきました。平成15年4月に「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、男女平等参画社会づくりのための取り組みを進めるとともに、活動拠点として「男女平等参画推進センター:ミウズ」を開設しました。

しかしながら、性別に基づく差別や、性別による固定的な役割分担意識などの社会慣行は依然として残っています。また、家庭内暴力の問題や、家庭、職場、地域を取り巻く人間関係による悩みなどの問題もあります。

社会のあらゆる分野で互いの人権が尊重され、性別にとらわれることなく一人ひとりが その個性と能力を発揮し、家庭や社会での責任を分かち合い、生涯にわたっていきいきと 過ごすことのできる男女平等参画社会を実現する必要があります。

基本方針

- ・男女平等参画社会の実現のため、「男女平等参画基本計画」の着実な推進に努めます。
- ・各種啓発や支援、相談などにより、市民の意識の醸成に努めるとともに、男女平等参画 推進センターの充実を図ります。
- ・DV (ドメスティック・バイオレンス) (※6) については、個々の事例ごとに対策を講じます。

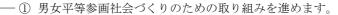


(※5) 男女平等参画社会 ··· 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。 (出典:佐倉市男女平等参画推進条例)

(※6) DV (ドメスティック・バイオレンス) … 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条」に定義する「配偶者からの暴力」のことを指します。法律の定義では、「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」となっており、ここでいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入ることを含みます。

施策の体系

(1) 男女が平等に参画できるまちにします。



- -② DV対策を進めます。
- _ ③ 男女平等参画社会の実現に向けた推進体制を整備・充実しま す

施策の説明

- (1) 男女が平等に参画できるまちにします。
 - ①男女平等参画社会づくりのための取り組みを進めます。

社会経済状況の急激な変化に対応していく上で、男女平等参画社会の構築が求められています。 男女が社会の対等な構成員として、共に社会を担う一員としての自覚と責任をもち、自らの意思に

よって方針決定過程や地域活動に参画していくことが重要です。 市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、自らの個性と能力を 発揮し社会の担い手となれるよう、男女平等参画社会づくりのた めの取り組みを推進します。

また、家庭や地域などにおいて、男女平等参画を推進する意識 が醸成されるよう、啓発・普及に努めます。

主な実現方策

- 学習会や講演会の実施や広報活動により、 男女平等参画意識の啓発に努めます。
- 家庭や社会における男女が抱える問題の解決を図るため、相談員によるカウンセリングを実施します。



男女平等参画講演会



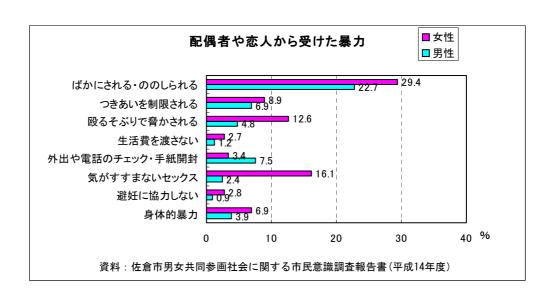
男女平等に関する学習会の様子

②DV対策を進めます。

DVは、身体的暴力・経済的暴力・ことばの暴力などにより尊厳を傷つける深刻な人権侵害であり、 犯罪となる行為です。被害者を暴力から救済し、問題の解決や生活の再建を支援していくためには、被 害者の立場に立って、適切な情報提供と関係する機関への的確な引継ぎが重要です。被害者の人権を尊 重するとともに、安全性や秘密の保持に十分配慮しDV対策を進めます。

主な実現方策

● DV被害に関する連絡組織を活用して被害の拡大を防ぎます。また、DV被害者の緊急一時避難支援を行います。



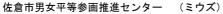
③男女平等参画社会の実現に向けた推進体制を整備・充実します。

本市では、平成14年12月に「男女平等参画推進条例」を制定し、男女平等参画社会づくりの推進に努めています。平成15年4月には、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するため、その活動の拠点として、「男女平等参画推進センター(ミウズ)」を開設し、市民や事業者の取り組みを支援しています。また、平成16年3月には、第2期となる男女平等参画基本計画を定めており、計画の進捗を適切に管理することを通して、男女平等参画社会の実現に向けた推進体制の整備に努めます。

主な実現方策

- 男女平等参画推進センターの適正な管理運営に努めます。
- 総合計画に基づく男女平等参画基本計画の策定及び男女平等参画に関する施策の進行状況の管理等を行います。







インターネットコーナー



図書スペース

佐倉市男女平等参画推進センター "ミウズ"(Man Equality Woman Square の頭文字 M. E. W. S.)・・・この施設は、男女平等参画を推進する市民の皆さんの様々な活動を応援する場として、男女平等参画や女性問題に関する図書や資料などを中心に収集した図書コーナー、開放的なミーティング・スペース、定員18名の学習室などがあり、インターネットも利用できます。また、女性の抱える問題や悩みなどの解決の道を探るためのカウンセリング(女性のための相談)や講座なども開催しています。

資 料

市民憲章

各種宣言

財政の見込み

後期基本計画策定経緯

佐倉市民憲章

昭和45年12月23日制定

わたくしたちは、印旛沼湖畔のきれいな空気と、みどりと太陽と歴史に恵まれた佐倉市民です。全市民は力をあわせて、この憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。

- 1 私たちは、美しく清潔なまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、公衆道徳を守り、スポーツを愛し、明るいまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、歴史や自然を大切にし、おくゆかしいまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、老人を敬い、子供を愛し、あたたかいまちをつくりましょう。
- 1 私たちは、創意と努力をもって、豊かなまちをつくりましょう。

交通安全都市宣言

昭和38年10月4日宣言

最近、我が国の目覚ましい経済成長と国民所得の向上によって、車輌は急激に増加し各都市における交通事故は、日とともに激増し本市における交通事情も著しくふくそうし、交通事故がますます増加の傾向にあることは誠に憂慮にたえないところである。

尊い市民の生命財産を交通の災害より守り、市民生活の安全を図るため、交通施設の整備を推し進めるとともに、ここに市民の総意をもって交通安全都市を宣言し、交通事故の絶滅を期するものである。

省エネルギー都市宣言

昭和55年6月26日宣言

最近における石油価格の急騰あるいは、エネルギー資源の不安定な供給状態など、我々をとりまくエネルギー事情は、ますます厳しさを増しております。資源のほとんどを諸外国に依存している我が国にとっては、省エネルギー運動を推進し生活防衛を図ることが緊急の課題であります。

このような状況にかんがみ、佐倉市民のひとりひとりが決意を新たにし、家庭、職場、地域 社会において、この運動の一層の強化拡大を通じて、明るく豊かな暮らしを守るため、「省エ ネルギー都市」として更に強力な省エネルギー市民運動を展開することをここに宣言します。

緑の都市宣言

昭和58年3月19日宣言

佐倉市は、豊かな緑につつまれた、すばらしい環境のまちです。この環境は私達市民の大きな誇りです。

まちづくりを進める中で、この豊かな緑を後世に残してゆかなければなりません。

愛する郷土、佐倉市の緑と自然を守り育てるため全市民、力をあわせて緑の保全、緑化の推進 に努めてまいりましょう。

市制施行30年に当たり、緑を愛する市民の総意により佐倉市を緑の都市とすることをここに宣言します。

平和都市宣言

平成7年8月15日宣言

~ 非核三原則を守り核兵器廃絶をめざして~

豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまち佐倉。この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが佐倉市民共通の願いです。

佐倉市民は、悲惨な紛争や戦争のない世界を強く願い、軍縮の推進はもとより、特に、人類および地球の破滅につながる核について非核三原則を守り、核兵器の全面禁止と廃絶をめざして、 最大の努力をしなければなりません。

戦後50年目の年にあたり、佐倉市民は、戦争の犠牲者に追悼の誠を捧げ、国際社会の一員として、国際協調の視点をふまえ、世界の恒久平和を実現するために「平和都市」を宣言します。

人権尊重・人権擁護都市宣言

平成9年2月24日宣言

わたしたちは、個性を認めあい、協調性のあるまちづくりをすすめています。みんなの顔が きらめいて、希望にあふれる都市をつくりたいと願っています。

それは、一人ひとりが大切にされ、人間らしく生きることができるまちにすることです。

そのために、わたしたちは基本的人権を正しく理解して、人権感覚の向上に努めなければなりません。

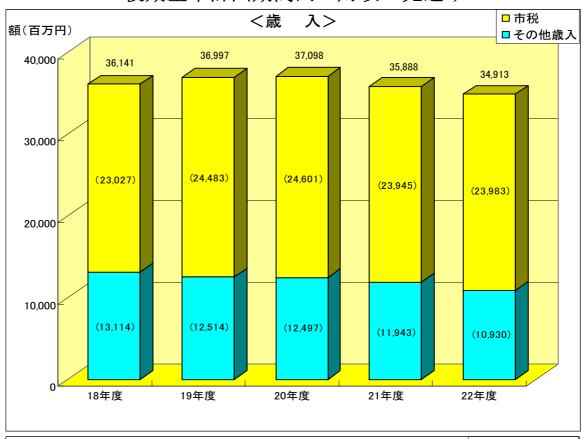
わたしたちは、差別や偏見をなくすために、人権尊重の教育や啓発活動に積極的に取り組みます。そして、わたしたち一人ひとりが、人権擁護のまちづくりの主人公となるため、ここに佐倉市を「人権尊重・人権擁護都市」とすることを宣言します。

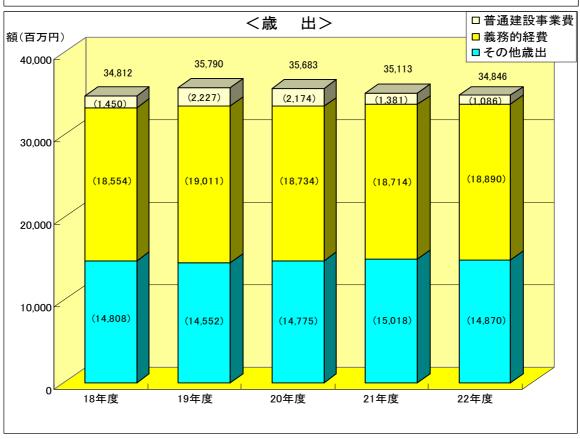
「佐倉市教育の日」宣言

平成16年10月23日宣言

佐倉市教育のますますの振興と発展を心から願い、本日の市制施行五十周年記念式典に際し、 十一月十六日を『佐倉市教育の日』とすることを宣言いたします。

≪後期基本計画期間内の財政の見込み≫





※この財政推計は、普通会計の決算ベースで作成しています。 その他歳入は、主に地方譲与税や各種交付金、国・県支出金、地方債、使用料・手数料等です。 普通建設事業費とは、道路や建物などの建設費や用地購入に関する経費です。 義務的経費とは、人件費・扶助費(生活保護法等に基づく経費)・公債費(地方債の償還)のことです。 その他歳出は、主に物件費(消耗品の購入等)、補助費(助成金や一部事務組合への負担金)、繰出金(他会計への繰出金)等です。

後期基本計画策定経緯

平成16年度

平成16年10月 1日	第3次佐倉市総合計画策定要綱改正
平成16年10月14日	第1回第2(生活環境)策定部会開催 (~3月25日迄 全3回)
	第1回第3(文化・学習)策定部会開催 (~3月25日迄 全3回)
平成16年10月15日	第1回第1(健康・福祉) 策定部会開催 (~3月29日迄 全3回)
	第1回第4(産業経済)策定部会開催 (~3月29日迄 全3回)
	第1回第5(都市基盤)策定部会開催 (~3月25日迄 全3回)
平成16年10月18日	第1回第6(行財政)策定部会開催 (~3月23日迄 全3回)
平成16年10月20日	第1回第1(健康・福祉)策定委員会開催
平成16年10月26日	第1回第3(文化・学習)策定委員会開
	第1回第5(都市基盤)策定委員会開催
	第1回第6(行財政)策定委員会開催
平成16年10月27日	第1回第4(産業経済)策定委員会開催
	第1回第2(生活環境)策定委員会開催
平成16年11月 1日	第1回策定本部会
平成16年11月18日	市民意識調査実施 (~12月15日迄)
平成17年 1月12日	満足度調査実施 (~2月4日迄)
平成17年 3月	「佐倉市市民意識調査報告書」策定

平成17年度

第4回第2(生活環境)策定部会開催 (~8月24日迄 全2回)
第4回第4(産業経済)策定部会開催 (~9月2日迄 全2回)
第4回第1(健康・福祉)策定部会開催 (~8月26日迄 全2回)
第4回第5(都市基盤)策定部会開催 (~9月1日迄 全2回)
第4回第6(行財政)策定部会開催 (~8月29日迄 全2回)
第4回第3(文化・学習)策定部会開催 (~8月30日迄 全2回)
第2回第2(生活環境)策定委員会開催
第2回第1(健康・福祉)策定委員会開催
第2回第3(文化・学習)策定委員会開催
第2回第4(産業経済)策定委員会開催
第2回第5(都市基盤)策定委員会開催
第2回第6(行財政)策定委員会開催
第2回策定本部会開催
後期基本計画素案をホームページにより公表
後期基本計画素案の市民意見募集 (7月15日迄)
第3回策定本部会開催
政策調整会議にて後期基本計画(案)を了承
佐倉市議会にて佐倉市基本構想の変更(想定人口の変更)議決